业海道議會時報

第 6 卷 第 4 號 昭 和 29 年 4 月



北海道議會事務局

北海道議会時報第6巻第4号(昭和29年第1回定例道議会)

譲會の動き	雜錄
第一回定例道議会	地方行政疑義問答集
本会議	報道から拾ら
決議・意見書	地方公務員の昇給停止、延長問題
常任委員会	学生選挙権居住地に在り
特別委員会	県議に対する退職手当、調査費支給問題
予算特別委員会	米国の可燃性織物法
総合開発調査特別委員会	国会議員の期限付逮捕許諾問題に対する決定
網紀謝正に関する調査特別委員会	日米MSA四協定調印
資	圖書室便り0
国会法改正に対する参考人の陳述要旨三	三月のメモ
財政平衡交付金との異同 地方交付税と地方配付税及び地方	
昭和二十九年度一般会計予算(国)成立	
昭和二十八年度第三次補正予算	
昭和二十八年度地方債追加割当六	
昭和二十八年産米供出割当補正	
予算現計表 昭和二十九年度北海道費歲入歲出	
最終予算現計表 昭和二十八年度北海道費歲入歲出10	

表紙写真 ぶ し 北海道議会事務局撮影



議

休會中の第一回定例道議會は三月八日再開、代表質疑に入つた。

〇三月八日 合の復党の問題について、2国の緊縮財政下における公約の実現特に 標を推進する決意、 第五十二號を一括議題に供し、 決議案第一号の決議について知事、 議題に供し、大島綱紀粛正に関する調査特別委員長(改)より報告を行 日程第一、昭和二十八年十月五日議決の綱紀肅正に關する調査の件を する二法案について質疑、 いての対策及び所信の表明があつて、 つて終了とすることについて諮り、異議なくそのことに決した。次に し本案は朗読の上原案可決、ついで綱紀粛正に関する調査はこれをも め時間延長)これを終つて、 い、一旦休憩。午後一時五十八分再開、大島委員長の報告を継続(予 (社右)より山知事の道政執行についての基本的態度特に施政三大目 (4)道南凶漁についての安定対策、(5)教育の中立性維持と関係 午前十一時三十七分開議、 社会福祉、教育文化問題について、③総合開発の地域的偏 社会党統一についての努力、 知事、 次に日程に追加し決議案第一號を議題と 通告による代表質疑に入り、高橋議員 教育長より答弁あつて、午後四時四 教育長より発言を求め、これにつ 諸般の報告の後、 次に日程第二、議案第一號乃至 社会党統一された場 日程に入り、

特別委員会の委員長として、 本委員会が行いました調査の経過並びに結果の概要に 私は昨年十月第三回定例会におきまして設置せられました 網紀粛正に関する調査 御報告を申し上げたいと存じます。

御了承をたまはり一括して御報告申し上げたいと存じます。 ましたのでその後の調査を中心として一部中間報告と重複する点もあります ことを れまでの状況を一応御報告申し上げたのでありますが今回調査を終了し、 本委員会の調査経過につきましては、昨年十二月の定例会において調査以来、 結論を得

職事件の実態を把握し、その原因を探求改善点を見出すこと。 本委員会の調査は、中間報告にも申し上げました通りその調査対象を、 第一に汚

際費、食糧費の支出状況並びに行政監察の処理方式を検討すること。 第二に綱紀粛正の立場から乗用自動車、カメラ、公宅等の購入、

第三に、監査委員より指摘された事項に対する改善の状況。

第四に、学校火災の原因防火対策。

ているので、この投書の解明をなすこと、第二段階として、これらの調査において 換し、合せて本委員会の調査に異常な関心をもつ道民よりの投書も二十数通に達し く、一月二十八日委員会を開きまして、 結論に至る日程を検討いたしました結果、 的結論を打出すことを決定、逐次審議を進めたのであります。 事者の説明並びに提出資料を項目ごとに検討、 段階にわけること、 すなわち第一段階は本庁及び出先機関の現地調査を基礎に、理 とといたした次第であります。 しかして付託案件についてはすみやかに結論を得べ 指摘した諸事項について検討し、 これに対する改善意見等を決定し、 本委員会の調査は今回の定例会までに終結することを目標として、 調査の方法を二 以上の四点に調査の主眼を置き、これに派生する必要な事項は、逐次取上げるこ 委員のこれに対する一応の意見を交

る結論を得るために、その調査はきわめて難航いたしたのであります。 しかしなが ありまするが、事案の内容から、理事者の説明と実態が必ずしも符合せず、 殊な調査でもありますので、相当細部にわたり、しかも、 その真相を把握する詳細 朗なる道行政の確立をはかるために、その原因を探求し、 な調査が必要であり、従つて慎重にして細心の注意を払いつつ 調査を進めた次第で しかしながら、本委員会の付託案件が、御承知のように、汚職事件を防止し、 改善点を見出すことの特

月二十七日に至り、総括的意見の決定をみるに至つたのであります。検討の結果、二月二十五日調査した各事項に対するいわば各論的意見を決定し、ら道行政における網紀の粛正が道民福祉に及ぼす影響の重大なるにかんがみ、 鋭

口

するものであります。 ないことであり、この幾会に、報道陣の御協力と道民の熱意に対し、 衷心敬意を表ないことであり、この幾会に、報道陣の御協力と道民の熱意に対し、 衷心敬意を表するものであります。 要員会設置以来、報道機関の協力により、 委員会における調査の状況は逐また、委員会設置以来、報道機関の協力により、 委員会における調査の状況は逐

、こ子ごます。 これよりお手元に配付いたしました報告書につき、 その概要を御説明申し上げた

報告書の内容は

第三に、乗用車、カメラ、公宅等物件の購入、 使用管理の面よりの改善方策を見おいて行つていた既存の内部監察等、監査査察機構の改善強化の方策を見出すこと。 郷紀の粛正について、調査事実の上に立つた改善方策を見出すこと。 という 一般的汚職防止対策と 第一に、近時頻発した汚職事件について、その実態と、 これに対する理事者の措

すこと。 第四に、交際費、食糧費、旅費、補助金等、 予算の執行面よりの改善方策を見出第四に、交際費、食糧費、旅費、補助金等、 予算の執行面よりの改善方策を見出

出すこと。

策を見出すこと。 第五に、道職員が関与し、 とかく問題視されている支庁の外郭団体事務の改善方

昭和二十七年十七件、十八人、昭和二十八年十五件、二十九人、計五十七件に対し 和二十六年以降、道関係公務員の汚職事件は、昭和二十六年二十五件、三十六人、 ます。しかもなお、本委員会の調査過程あるいは、調査打切り後において、新たな おり、とくに業務上横領事件が戦後著しく増加している傾向を見出し得るのであり よる直接徴収となり、さらに近年著るしい職員の増加等に伴い、 最近とくに頻発す 税制改制により、道税については、従来の市町村の委託徴収なとりやめ、 十八円の損失をこうむつているのであります。 されたものは二百七十八万千五百五十五円に過ぎず、 関係の横領金額は千八百九十一万二千七百三円に達し、 件、三十一人によつて、千二百三十九万三千八百九十二円が横領され、これら道費 一万八千九百十一円が横領され、また、税務職員につきましては、三箇年間に十一 間に道関係主件、十人によつて横領金領四百二十八万六十六円、 教育委員会関係五 内容を申し上げますと、まず、税務職員以外の出納関係者につきましては、 りますが、これを税務職員以外の出納事務関係者と、税務職員とに区分して、 職員が、その職務上の地位を利用し、 道その他の団体の公金を横領しているのであ 随する公文書並びに印鑑偽造等でありまして、 三箇年間に三十二件、六十八人の前 罪を除いては、すべて刑法犯罪であり、 八十三人の多きに達し、その内容は、 六件の麻薬銃砲火薬取締法違反等の特別法犯 にとどまらない状況は、まことに遺憾にたえないところであります。 しかして、昭 る横領事件、収賄事件等が陸続と発覚し、 司直の取調べを受けているものが二、 人、昭和二十四年は二十四件、四十人、昭和二十八年は十五件、二十九人となつて 比較してみますと、昭和十年は件数六件で、 関係者十三人、昭和十九年は八件、八 る傾向にあるのでありまして、これを戦前、戦時中、戦後、 最近の四段階について まずその傾向として、 これより、逐次これら諸事項について、その趣旨を申しあげたいと存じます。 第一編の汚職事件につきましては、第一に、汚職事件の実態について調査を行い [五人によつて二百二十三万八千八百四十五円、計十五件、十五人で、 六百五 道関係職員の汚職事件は、 最も多い事件は、 昭和二十五年シャウプ勧告に基く 道は差引千六百十三万千百 そのうち、 業務上横領及びこれに附 関係者より弁済 その

北海道議会時報第6巻第4号(昭和29年

されるのでありまして、まことに遺憾にたえないものがあります。のごまかしによるものが大部分であり、これらの事務管理及び監督のずさんが指摘さらに、これら横領事件の手口を見ますと領収原符の悪用、その他会計帳簿書類

務の渋滞を解決すべきであるにかかわらず、これを怠る等、 処理しようとし、上司に対する報告が迅速に行われていないのでありまして、 が緩慢と認められたのであります。 爾後の事故防止対策の参考に資し、 この事件のごときは、すみやかに本庁の査察機関が発動し、 事件の真相を糾明し、 とはすでに同年九月九日本庁報告済みのことが判明したのでありまして、 質問しても、事件の全ぼうが判明しておらず、その後の実地調査によつて、 秘匿し、また、この事件について本庁総務部に対する縦の連絡が不十分であり、 ていながら、内部的に解決し得ると考え直前に行つた監査委員の監査にも、これを ますが、これについて何ら教委事務局に報告されていなかつたり、 留萌支庁税務課 他の経費に充当していた事件の如き、本委員会の実地調査の際報告されたのであり えば、その著しい例として、教育委員会胆振地方事務局において、二十七年に発生 の税金横領事件のごときは、二十八年七月二十日の警察の捜査前、 した公金不正支出、すなわち、架空名義により支出した公金を、 別帳をもつてその するに、まず事件発生に当り執つた措置として、 本庁報告後の税務課、人事課、出納局等の横の連絡が緊密でないため、 一に、これらすでに発生した事件に対し、 従つて本庁の場合は、課内だけで、部局の場合はその部局限りで かつは、帳簿、 理事者側が執つた措置について見ま とかく事件を隠ぺいせんとする傾 書類等の押収等により生ずる事 とかく査察機関の活動 ある程度判明し さらに、 このこ どこに たと

厳重に取扱つているが、それが済んでしまうと、 としか思われない状態であります。 本委員会の指摘により、 特別委員会において指摘されていたにもかかわらず、 会所管の共済組合不正事件のごときは、昭和二十七年三月の本議会の教育行政調査 ら逃走行方不明となつているのに四月八日に至つて告発していたり、また、教育委員 年八月十日不正を発見し、翌年一月二十二日に依頼退職の発令をしていたり、 東京 るものがあり、たとえば、上磯保健所西村主事の収入金横領事件の場合は、 二十七 事務所の足立主事の税金横領事件のごときは、二十八年三月三日に発見し、 また、不正事件の発見から、本人の告発または処分まで、 相当長期間を要してい ようやく告発している等、 大風一過、 議会が問題としているときは、 その後一年数簡月も放置し、 まつたく放置している 翌日か

これらの事実にかんがみ、不正事件の発生に当つては、主導権を握つて、 事件の

措置上遺憾なきを期すべきであるとされたのであります。 一般ので、これでは、すみやかに本庁の査察機関が発動し、 善後税務課の汚職事件のごときについては、すみやかに本庁の査察機関が発動し、 善後は、すみやかに司法官憲に連絡し、その協力を求むべきであり、 ことに、 留朗支庁にだすべきであり、さらに、事件は監査委員にも通知するとともに、 事態によつて誤った恩情主義及び監督者の責任回避にも原因があると認められますので、 これを誤った恩情主義及び監督者の責任回避にも原因があると認められますので、 これを誤った思情主義及び監督者の責任回避にも原因があると認められますので、 これを誤った恩情主義及び監督者の責任回避にも原因があるとされたのであります。

あります。 政治的配慮に基くがごとき印象を受ける処分は これを行うべきでないとされたので る的確なる調査を迅速に行つた上決定すべきであつて、 懲戒免職にしているのでありますが、これらの処分に当つては、 要望していたものもあるのに、起訴と同時に、係長以上の職にあつた直接関係者を 内容等について、的確なる調査及び資料がなく、かつ、直接監督者中には、 びに休職の取扱いについては、基準を明確にすべきであるとされたのであります。 是認したものに対しては、休職給の支給を停止すべきであり、懲戒免職と依願免職並 れる取扱いをしているので、これに対しましては、公判において、本人が不正事実を 判決直前のものに対し、依願退職の取扱いをする等、人事管理に一貫性がないと思わ をしているもの、あるいは、教育委員会のごとき、共済組合不正事件で起訴され、 のがあり、報告書に例示した通り、同様事件で、Aは依願免、Bは懲戒免の取扱い ているもの、あるいは、 中には、本人が不正事実を認め、刑量の軽減について控訴中のものを依然休職とし 給しているものが大部分でありまして、判決確定により失職となるのでありますが 上の取扱い、休職給の支給、 汚職者の依願退職の取扱い等に不合理と認められるも しては、休職を発令し、判決確定まで、長期間にわたり、 百分の六十の休職給を支 ても、ある程度の処罰の基準を明確にすべきであり、また、起訴されたものにつきま ないもの等があり、処分が区々でありますので、 これら不起訴となつたものについ 依願退職となつておりますが、中には、免職したもの、昇給停止したもの、 さらにまた、留萌支庁税務事件のごとき、その処分に当り、責任の所在、 次に、汚職者に対する処罰の措置につきまして、不起訴となつたものは、 判決確定間近に依願退職の取扱いをしているもの等、 世論に迎合し、 その懲戒を裏づけ 犯行の 大部分

判の進行については関心をもち、 事務の整理上迅速的確を期すべきであるとされたは、判決確定前といえども、休職給の支給を停止すべしとする意見の実行上も、 公誤払いとなつているものがあり、 前に申し上げた犯罪事実を是認したものについてまた、公判の進行、判決の確定等については、裁判所との連絡を欠き、 休職給の

のとがあり、法的には、判決確定前退職金を弁済金に充当相殺する等のことは、 るべきであるし、また、この退職金を横領金の弁済に充てたものと、 そうでないも していないものがあり、これらに対しましては、取扱い方針を統一し、 基準を設け いるものと懲戒的に責任をとらせる退職として依願退職でありながら、 はかるべきであり、汚職者中依穎退職となつたものに対しては、 退職金を支給して 金の弁済については、関係部課及び部局は、最善の措置を講じ、 保証人を行しておりますが、一般に介済能力のないものが多い実情にかんがみ、 証書を徴しているのでありますが、その手続未済のものもあり、 また債務証書等に 領企に対する求償権を保持するため、汚職者より努約書、債務証書、 または、 制はできないのでありますが、 次に、汚職者の横領金の弁済と、退職給与金の関係につきましては、 努めて充当するよう措置し、損害を軽減すべきであ 道の損害の減少を これを支給 汚職者の横 強

るとされたのであります。

聞あるいは外部よりの注意により、 不正事件が行われていることを一部開知しなが 監督責任の所在が明確を欠き、これがため監督責任者の処分は形式に流れ、 汚職事件の場合のごとき、直接監督者に対し、かえつて、栄進の道を開いている等、 課の税金横領拐帯事件について、 監督者を戒告処分しているかと思えば、同様事件 れば、予測され、窺知し得る事件についても、 積極的調査を実施していないものが 対する監督者の注意と熱意が不十分と認められるものがはなはだ多く、ことに、 あります。 確にし、これに対する処罰の基準を定め、 罰もまた公平を欠いている状況にかんがみ、これに対し、 を処分していなかつたり、はなはだしきは、 の胆振支庁税務課の税金横領拐帯事件については、本人逃走のゆえをもつて監督者 職事件に関係のある部局の委任出納員が処罰されていなかつたり、「東京事務所税務 る問題と思つても、積極的に調査を遂げ、 を払い、事件の一部でも予測され、または、窺知した場合は、 たとえそれが瑣末な あるのでありまして、いやしくも、 ら、何らの措置をもとらず、漫然これを看過し、善良なる管理者の注意をもつてす 次に、これら汚職事件に関する監督者の責任と処罰につきましては、 、監督者たるものは、 その厳正を則すべきであるとされたので 適切な措置を講すべきであり、また、 旭川保健所及び教委胆振地方事務局の 事故防止に対し不断の注意 監督者の権限と責任を明 汚職防止に その処 風

徴収金の金庫払込みにつきましては、 それぞれ会計規則の定めるところによつて、第三に、これら汚職事件の実態にかんがみ、 事務処理上改善すべき事項として、

郵便局に払込むべきであるとされたのであります。

郵便局に払込むべきであるとされたのであります。

郵便局に払込むべきであるとされたのであります。

当日または翌日限り、出張先のについての例外のほかは、一万円に達したときは、当日または翌日限り、出張先の正かいての例外のほかは、保管しているのでありまして、このことは事故発生の重れを持ち歩き、あるいは、保管しているのでありまして、このことは事故発生の重れを持ち歩き、あるいは、保管しているのでありまして、このことは事故発生の重れを持ち歩き、あるいは、保管しているのであります。

しかも、これら金軍払込みは、

会計規則に明示するところであり、

たとは、単なるデスク・プランたるのそしりは免れないものというべく。 移されておらず、本庁もこれが実施状況を単に通牒を発しただけで把握していない 委任出納員が立会の上、焼却または打抜き等の措置をとり、悪用されないような方 と同様の注意をもつて、これを処理すべきであり、不用原符の廃棄につきましては、 原符の保管及び受払いについては、これを明確にし、 税金を横領した事例もあり、さらには、一連番号をも付していない領収原符を使用 年度の委任出納員の捺印ある不用原符を倉庫に放置していたため、 これを盗用し、 び毎日の受払いを明確にしていないし、その調査、照合を行つていなかつたり、 申し上げますと、 るところであります。 の励行を通達されているのでありますが、 部局のほとんどにおいて、確実に実行に 重な措置をとるべきであるとされたのであります。 途を各部局に一貫して指導すべきであつて、 もしこれを守らぬ部局に対しては、厳 **盗用、その他不正使用した結果によるものが最も多い実情にかんがみまして、** が多いのでありまして、一方、横領事件の手口は、 収入出納員等がこの領収原符を している部局がある等、領収原符の受払い、保管、 また、領収原符の取扱いにつきましては、 旭川、 留崩 稚内の各保健所等においては、 部局における取扱い上の二、 管理が厳正に行われていない向 未使用原符については、 原符簿冊の受払い及

務所税務課事件にかんが多ましても、 同一職員による一貫処理を避け、不正事件の者の信頼の間隙をついて、支金庫の領収印を偽造する等、 収入金を横領した東京事であるとともに、同一職員によつて、偽収、消込み、記帳、払込みが行われ、 監督行うべきなのに、これを励行していない例がありますので、 確実に励行せしむべきいては、会計規則及び徴収内部事務処理要領によつて、 毎日消込み及び記帳整理をいては、会計規則及び徴収内部事務処理要領によつて、 毎日消込み及び記帳整理を

次に、懲収原簿の消込み及び収入簿の記襲整理、

その他会計諸帳簿の取扱いにつ

照合が行われていない向きが多いのでありまして、 行し、監督者はとくにその方法等に意を用い、 不正事件を未然に防止する措置をと き得ない原因ともなつつていると認められますので、 部検査が形式的になつているように見受けられ、 発生の余地なからしめるよう措置すべきであり、 関連ある諸帳簿、計算書、原符の また、収納事務に対する部局の内 これがため非行が長期間発見で 各部局内部において検査を励

われていた例等にかんがみ、とくに税の滞納者の調査については、 監督者自身がこ の者より徴収横領している事例や、未納者に対し仮領収書を発行し、 不正領得が行 次に、未納金の整理につきましては、未納者を係員が居住地不明としておき、 るべきであるとされたのであります。

をなからしめるべきであるとされたのであります。 を同一地域に長年派遣することを改め、適宜交代して、 れに当る等、一段の努力が要請されるとともに、税の出張徴収について、 次に、道税賦課中、最も問題となる遊興飲食税の賦課の適正につきましては、 かかる不正の行われる余地 同一職員

本

限りでこれを処理し、かつ、業者との談談により、 当該年度で調定すべきものを、 る税務職員は、十分戒心して、 悪徳業者に対しては、 本税については、 か、さらに、本税の賦課徴収をめぐつて、税務職員の不正事件の例もありますので、 を他人名義とし、滞納処分もできないようにして、 Bは月三千八百円等、その差はなはだしきものがあり、 七千八百円、あるいは、同等条件と認められる料理店において、Aは月一万一千円、 するキャパレーにおいて月五千円、 税の賦課決定が均衡を欠いており、札幌市の一例をあげましても、女給二十数名を擁 また、釧路国支庁において、本税の更正決定に対する異議申立に対し、 不均衡を来していると認められるものがあり、 地域別及び業種別の不均衡是正に努め、適正課税を行うとともに、 断固たる措置を講ずべきであるし、 誤りなきを期すべきであるとされたのであります。 数名の客を容れるに過ぎない飲食店において月 税を納入しないものがあるのほ また、各支庁ごとの比較に また、什器その他の財産 また、この賦課徴収に当 税務課長

るがごとき、特定業者に利益を与えるような措置は、 また、正当な延納の理由なく、徴収期を翌年度に繰越し、 再調定の上分納を認めた すが、これら賦課に対する異議申立については、支庁長まで決裁を受くべきであり、 翌年度に分納を認める等、 費等支払い金の請求書、領収書を、 であるとされたのであります。 次に、支払金の請求書、 領収書等、 不公正な取扱いをしている事例が指摘されたのでありま 金額も記入しないで、 支払事務の取扱いについては、 公務員として許しがたい行為 業者の領収印まで押して 食糧費、 印刷

> 則としているというのでありますが、部局においてこの請求、領収書を水増しして、 算金を、歳入歳出外現金として、出納員でない技術職員が取扱い、 徴収事務の未整 した事例がありますので、外部に対する支払いは、 部局も本庁の例により、 これを横領した事例や、本庁において、係員が印鑑を偽造し、恩給、扶助料等を詐取 認可事務の遅延は、 て、歳入歳出に準じ、正規な取扱いをなすべきであるとされたのであります。 とえ、また、歳入歳出外現金として取扱つた場合も、会計規則の定めるところによつ 業に付随する精算金でありますから、 本来歳入歳出に組入れすべきものであり、た 務処理上の欠陥が指摘されたのでありまして、これに対しましては、土地区画整理 ただけで、 納入告知書を用いず、葉書で通知し、 また、精算金の取扱いを本庁の会議で指示し 備を好機として、これを横領した事例があり、しかも、その取扱いに当り、 いを原則とし、所在地外債主には送金払いをなすべきであるとされたのであります。 あるものを係員が所持している例があり、本庁においては、本人に対し窓口払いを原 ため、早期認可を目的として贈収賄が行われた例があるのでありまして、 次に、歳入歳出外現金の取扱いにつきましては、戦災復興、土地区画整理事業精 次に、許認可事務の取扱いにつきましては、 正式文書により部局長に徴収を委任していなかつたというがごとき、 不正事件発生の温床ともなるおそれがありますので、すみやか 宗教法人の認可事務が渋滞していた かかる許

隠ぺいしようとする気風が見受けられ、従つて事件の報告等にも遺憾の点が多い 善すべきであるとされたのであります。 れていない事例があるのでありまして、 長年勤続させることを避け、適当な定期異動を行うべきであり、 これら人事交流の のため民主的な諮問機関を設置すべきで、 税務職員につきましては、同一在勤地 処分も緩慢と認められますので、厳正公平なる信賞必罰を実施すべきであつて、 に、人事監理の適正につきましては、不正事件が発生した場合等、 して、監督の立場にある者は十分注意を払い、 第四に、一般的な汚職防止対策と、綱紀の粛正についてでありますが、 これら指摘された事項の改善措置につきま 部内検査をも強化し、 一般的に事件 すみやかに改 まず第

また、職員の採用及び配置につきまして、 税務職員による汚職事件の頻発のごと

あります。

隘路となつている公宅の不足を打開するため、

その充実が必要であるとされたので

5

に処理すべきであるとされたのであります。

者が無関心であり、また委任出納員交代に際し、

これら未措置事項の引継ぎが行わ

次に、監査委員及び出納局の監査等により指摘された事項の措置について、

う弁済の限度にも疑義があり、三年の期間の更新の取扱いも本庁は行つていないが、 保証書内容と、身元保証法との関係、 部局では行つているものもある等、 る職務内容変更の通知行為が身元保証人に対して行われていないため、 その貴を負 者から付しておりますが、その保証内容からみて、 必要と思われる身元保証法によ 行うべきであり、さらにまた、職員採用に当り、 身元保証人を昭和二十五年の採用 採用及び配置に当りましては、本人の経歴及び特質等を考慮し、人事の適正管理を みて採用に当り厳選されなかつたことが原因の一つと認められまするので、 きは、税務機構の改変に当り、一時に多数の職員採用の余儀なきに至り、 結果的に 取扱い方法が区々でありますので、 期間更新の取扱い等について、 慎重検討すべ 現行の身元 職員の

多い状況にかんがみ、出納事務の研修を計画的に行い、 これを強化すべきであると されたのであります。 保健所等職員の少数な部局の出納員は、 出納事務未習熟のためか、 事故が

きであるとされたのであります。

長の監督を受けることになつているのでありますが、監督の立場にある出納長は、 納長の命じた者の立会検査等の監督がなされていないのであります。 何らその任命について発言権がなく、また出納員交代の場合にも、出納長または出 任命する委任出納員、収入出納員、物品出納員等によつて処理され、 次に、出納員の任免、監督及び責任につきまして、 部局の出納事務は、部局長が 法的には出納

局における収入、物品、資金前渡等の出納員の任命方式については、 長を委任出納員として、責任態勢を確立する方途等について研究すべきであり、部 **交代の場合は、 出納長または出納長の命を受けた者を立会検査せしむべきであり、** を指導し、その命解については、部局長は出納長に報告すべきであり、 に対する一貫した監督権行使の方途として、 部局の長が委任出納員を命解するとき 任が、部局において曖昧にされていることは、遺憾とするところであり、 であるにもかかわらず、これに対する自覚に乏しく、ことに、出納長の権限及び責 して、これら出納具の任免、監督及び責任につきましては、 法令、規則により阴確 渡出納員を兼ねているものがある等、 **人出納員になつていないものがあり、土木現業所においては、 委任出納員が資金前** なつており、また、支庁の税務課長は収入出納員となつているが、 他の支庁では収 従つて、出納員監督の立場にある出納長の権限と責任が、 部局においては曖昧と その旨知事に申し立てるべきであり、支庁については、 人格、素行等を十分に考慮し、もしその命解について、 出納長が異議あるとき 部局の出納員任命が画一的でないのでありま 出納室等を置き、その 画一的な方策 委任出納員

> のであります。 なかんずく、支庁の委任出納員については、必ずこれを助行すべきであるとされた

文書または記録簿の提出によって行う等、 記録のないものが多いのでありまして、職員は公務員たるの自覚に徹し、 服務上の規程が遵守されていない向が相当あり、 出納員がその責任を問われていないことは理解し難いとされたのであります。 のさえあることは、遺憾のきわみでありまして、かつ、不正事故発生の場合、 して与えられている権限に対する責任を軽視し、 者が当つているのでありますが、本来の次長の職務が繁忙なためか、 委任出納員と 諸規程は厳に遵守するとともに、出張先における行動は厳に自粛し、 すべて復命は 次に、職員の服務規律の励行につきましては、職員の出勤時間、パツジの着用等 また、部局の委任出納員は、その部局の次長、 網紀を厳正にすべきであるとされたので 出張しても口頭復命のみなのか、 はなはだしきはその自覚を欠くも すなわち長に次ぐ事務吏員の上席 服務上の

の疑点を糾明いたしたのであります。 会するのほか、その回答にもなお釈然としない点もあり、 委員を派遣して、この間 必要性等に重大なる疑義をもち、自治庁に対し、 議長を通じてこの疑点について照 度は地方自治法第百五十八条の局部に該当するものとして、 条例をもつて規制する 監察長制度につきましては、従来の内部監察機構及び監査委員制度との関連、 監察のあり方について検討いたしたのでありますが、 とくに新たに設置されました 網紀粛正が強く取り上げられるに至り、 昨年十一月設置した監察長制度による内部 及び従来内部監察として行われていた出納局の会計監査、 税務課の税務監察並びに 権限と責任態勢等に重大関心を払い、、その権限と責任及び執行に関して、監察長制 本委員会は綱紀粛正の立場より法的に独立した監査機関としての監査委員の監 続いて、第三編、 監査及び査察の徹底について申し上げたいと存じます。 その

務改善の全きを則すべきであるとされたのであります。 ては、監督責任者は具体的対策を明示し、順後においてその実行の確認を行い、 の手続を勧告されたものもあるのでありまして、 これら指摘事項の改善措施につい しても、これに対する執行機関の措置が緩慢であるため、 さらに監査委員より告発 同様の事項について何回も同じ指摘を受けながらなお改善していない例があり、 の措置につきましては、一般に監督者は監査指摘事項に対し関心が薄く、中には、 れらに対する改善の意図が見られないばかりでなく、監査により汚職事件等を指摘 監査委員の監査についてでありますが、 監査指摘事項に対する執行機関

べきであり、議会の立会議員互選についても改善の要があるとされたのであります。 なが互選した八人の立会議員中から立会人を定め、おおむね励行されておりますが、部局については、地方自治法第百九十九条の規定による事務監査として、おおむね部局については、地方自治法第百九十九条の規定による事務監査として、おおむね部局については、地方自治法第百九十九条の規定による事務監査として、おおむね部局については、地方自治法第百九十九条の規定による事務監査として、おおむねの関連については、地方自治法第二の明神後者については、三十六年に議をのとこれにありますが、がついては、一十六年に議会の正式のでありますが、がついても、単年発生した場合、または、これに対しては、議会の出納検査は、毎会計年度少くも二回行うべきこととされ、これに対しては、議会の出納検査は、毎会計年度少くも二回行うべきこととされ、これに対しては、議会の出納検査は、無査事項の改善につきまして、地方自治法第二百四十条の規定による臨時また、監査事項の改善につきまして、地方自治法第二百四十条の規定による臨時また、監査事項の改善につきまして、地方自治法第二百四十条の規定による臨時また、監査事項の改善につきまして、地方自治法第二百四十条の規定による臨時

て、監査に当り、他の監査機関が指摘した事項の具体的措置については、 とくに検を行つていないため、 長期にわたる不正事件を見のがした事例があるのでありまし指摘事項等についての連絡及び前年指摘事項との関連において、 深く堀下げた監査い上の不正事件査察上、最も効率をあげておりますが、 監査委員等他の監査機関のの出納員監督の権限の双方に基き監査を行つているのでありまして、 会計事務取扱の出納員監督の権限の行う会計監査につきましては、 知事の会計監督の権限と出納長であるとされたのであります。

職員に対する監査上必要なる研修をなし、適材を配置して、

監査の徹底を期すべき

に明らかに規定されているところであります。

しかるに、これら監察事務が先に指摘した通り、

その所管部課の完全なる執行の

のでありまして、 このことは道処務規程及び出納局処分規程によつてその事務分掌 よ

等にも研究を進めるべきであるとされたのであります。

第三に、税務課の行う税務監察につきましては、 まず、留萌支庁税務課汚職事件

討し、堀り下げた監査を行うとともに、 これによつて得た教訓に基き、規則の改正

監察機能の強化が痛感され、さらに、他の監査指摘事項については、 とくに検討し を見に指摘されていた汚職事件の前芽に対しても、 徴税上遺憾なきを期すべきであり、また本事件発覚の数箇月前、留前支庁の税務監察を行いながら、 その前年監査り、また本事件発覚の数箇月前、留前支庁の税務監察を行いながら、 その前年監査り、また本事件発覚の数箇月前、留前支庁の税務監察を行いながら、 その前年監査り、また本事件発覚の数箇月前、留前支庁の税務監察を行いながら、 その前年監査り、また本事件発覚の数箇月前、留前支庁の税務監察を行いながら、 その前年監査り、また本事件を発見できず、 あるいは、 渡島支庁税務課事件のごとき、監察に終つて、 事故を発見できず、 あるいは、 渡島支庁税務課事件のごとき、監察に終つて、 事故を発見した事例はほとんどないことは、 遺憾とするところであり、 第一次に は、 まない は、 支庁長に 調査をまかせることがのごとく、 課長以下幹部及び係員の多数が連坐し、 支庁長に 調査をまかせることがのごとく、 課長以下幹部及び係員の多数が連坐し、 支庁長に 調査をまかせることがのごとく、 課長以下幹部及び係員の多数が連坐し、 支庁長に 調査をまかせることがのごとく、 課長以下幹部及び係員の多数が連坐し、 支庁長に 調査をまかせることが

て、堀り下げた監察を行うべきであるとされたのであります。

第四に、行政監察長制度についてでありますが、、従来知事の権限とされている事

と合せて、出納局の総務課、税務監察は、総務部の税務課によつて分掌されていた各部を通じ組織的に執行することが、地方自治法の建前であり、その例外としてた各部の組織に包含しないで、知事直属とすることを認められているものは、単なる経書的業務に限るものとされていたのであります。 によつて行われ、従つて、行政の監察も当該事務を所掌する各部が行つており、 三管各部さすものであり、各部の前掌事務は、部設置条例の定めるところにより、 主管各部に北かて行われ、従つて、行政の監察も当該事務を所掌する各部が行つており、 三によつて行われ、従つて、行政の監察も当該事務を所掌する各部が行つており、 三管各部に監察の緊要な会計及び税務につきましては、 地方自治法第百五十八条の規定により、 条例をもつて制定され 然につきましては、 地方自治法第百五十八条の規定により、 条例をもつて制定され ないて、 出納局の総務課、 税務監察は、 総務部の税務課によって分掌されていた と合せて、 出納局の総務課、 税務監察は、 総務部の税務課によって分掌されていた と合せて、 出納局の総務課、 税務監察は、 総務部の税務課によって分掌されていた と合せて、 出納局の総務課、 税務監察は、 総務部の税務課によって分掌されていた とといる。 といるのでは、 はからに、 といるのでは、 といるので

なる補助職員として、監察員以下七名の補助職員を所属させた上、 なお必要によつ二次的監察を主とするその直属補助機関として、 監察長の職制を設け、これに必要括的に判断し、非違の原因、 事務処理並びに将来の事故防止方策の完壁を期する第主管部で行う監察の基本方式を指導、あるいは指示し、 監察結果を大所高所より総立ここにおいて、知事は、その権限とする行政事務の内部監察を強化し、 それぞれから批判されるところとなつたのであります。

ら)ます。、 あります。、 では、各部の戦員を補助監察長設置規程、 向訓令第五七号北海道行政監察規程を、従 日、訓令第五六号行政監察長設置規程、 向訓令第五七号北海道行政監察規程を、従 行わせ、さらに、監察協議会なる機関を置く訓令、 すなわち昭和二十八年十一月六 ては、各部の戦員を補助監察員となし得るほか、 必要によつては直接監察をも合せ

たかして、その法的疑義につきましては、とくに条例で規定しなくてもさしつか事務に明らかに変更を来すものでなく、かつ、知事の行う行政監察を内部的に補助するにとどまるものであり、かつ、この実態から、地方自治法第百五十八条第一項の各局部の分掌解状、すなわち「行政監察長の法的性格及び行政監察長の所掌事務と、各部の所掌解状、すなわち「行政監察長の法的性格及び行政監察長の所掌事務と、各部の所掌解状、すなわち「行政監察長の法的性格及び行政監察長の職務を内部的に補助するにとどまるものであり、かつ、この実態から、地方自行政監察を内部的に補助するにとどまるものであり、かつ、この実態から、地方自行政監察を内部的に補助するにとどまるものであり、

との見解を援用しているのであります。

ウ羅沢上の疑義として、 行い、自治庁の見解を求め、検討を行つたのでありまして、 その結果、まず、法律行い、自治庁の見解を求め、検討を行つたのでありまして、 その結果、まず、法律において、はたまた、政治的理念において、 法律的解釈において、また、行政的連用本委員会は、この監察長制度について、 法律的解釈において、また、行政的連用

す。

防止対策を調査するの措置がとられていない等の不合理性が指摘し得るのであり ま防止対策を調査するの措置がとられていない等の不合理性が指摘し得るのであり まれ、とくに留萌支庁税務課の汚職のごとき、 持殊事件に対しても、堀り下げて事故れ、とくに留萌支庁税務課の汚職のごとき、 持殊事件に対しても、堀り下げて事故れ、とくに留萌支庁を設定して、その成果は期待し得ないばかりでなく、 その後の監補助職員が僅少でありまして、その成果は期待し得ないばかりでなく、 その後の監決に、これを行政的運用面について見ましても、 行政監察を行う機関としては、

ではなく、従来各部に分違されたのでありますから、早急これが明を、以上の疑点とから判断いたしまするとき、行政監察長に付与せられた所掌事項を、以上の疑点とから判断いたしまするとき、行政監察長に付与せられた所掌事務の責任ある遂行を怠つていた事を裏付けるものであり、理事者は、その統轄する事務の欠陥に根本的詮議を行わず、また、率先おのれを責むる指導理念をも没却し、従来の形骸をそのままにして、いたずらに、行政監察長なる制度を打ち立て、し、従来の形骸をそのままにして、いたずらに、行政監察長なる制度を打ち立て、し、従来の形骸をそのままにして、いたずらに、行政監察長に付与せられた所掌事項し、。責任者に向けられたる道民の批判を他に転じようとするものといわなければ合し、責任者に向けられたる道民の批判を他に転じようとするものといわなければ合し、責任者に向けられたる道民の批判を他に転じようとするものといわなければ合し、責任者に向けられたる道民の批判を他に転じようとするものといわなければ合い、責任者に向けられたる道民の批判を他に転じようとするものといわなければ合い、責任者に向けられたる道民の批判を他に転じようとするもの内裏にひそむものを対し、対しないが関連した行政監察長に付与社会の内裏にひそむものでありますから、早急これが明さらに、政治の対象を表して、対象の大きにようというないとして、対象を表して、対象を表して、対象を表した。

三十七台が新たに購入されいるのであります。
三十七台が新たに購入されいるのであります。
三十七台が新たに購入されいるのであります。
三十七台が新たに購入されいるのであります。
三十七台が新たに購入されいるのであります。
三十七台が新たに購入されいるのであります。
三十七台が新たに購入されいるのであります。
三十七台が新たに購入されいるのであります。
三十七台が新たに購入されいるのであります。
三十七台が新たに購入されいるのであります。

三台を購入しているのであります。のものは、大型十五台、小型六台に対し、二十六年度以降大型五十三台、 小型三十五台、小型車四台計四十九台であり、部局につきましては、 二十五年度以前に購入は、大型車八台、小型車八台に対し、二十六年度以降購入したものは、 大型車四十

万一千六百円高い乗用車を購入しているのであります。百円、部局二百七万四千七百円、となつており、 本庁は部局より一台につき三十一円に達し、この平均購入単価は、大型車について見ると、 本庁二百三十八万六千三 しかして、二十六年度以降、 これら乗用車購入に要した経費は二億六千三百余万

通じて購入するという建前が崩されているのでありまして、農地開拓部の購入面額は区々であり、ある程度係員の感できめているのでありまして、その価額も、同一車種々であり、ある程度係員の感できめているのでありまして、その価額も、同一車種ならに重た、本庁の場合、各部課より用度課に購入要求がなされ、用度課に上で職入されるのが建前であるにもかかわらず、農地開拓部において、上川支庁に合い、認定書を作成し、走行哩敷、車台各部の状況等、詳細に記録にとどめ、購入伺り、認定書を作成し、走行哩敷、車台各部の状況等、詳細に記録にとどめ、購入伺り、認定書を作成し、走行哩敷、車台各部の状況等、詳細に記録にとどめ、購入伺り、認定書を作成し、走行哩敷、車台各部の状況等、詳細に記録にとどめ、購入伺り、認定書を作成し、走行哩敷、車台各部の状況等、詳細に記録にとどめ、購入伺り、認定書を作成し、走行理敷、車台各部の状況等、詳細に記録にとどめ、購入伺り、認定書を作成し、走行理敷、車台各部の状況等、詳細に記録にとどめ、購入伺り、認定書を作成し、走行理敷、車台各部の状況等、詳細に記録にとどめ、購入信息、財子のでありまして、農地開拓部の購入価額は区で購入するとしたのでありますが、本委員会でその手続が問題となり、とりやめた例がある等、用度課をありますが、本委員会でその手続が問題となり、とりやめた例がある等、用度課をおりますが、本委員会でその手続が問題となり、とりやめた例がある等、用度課をありますが、本委員会でその手続が問題となり、大会に関するといる。

あります。 あるいは水産部でとらんとした購入方法は、 共に適当とはいい得ないとされたので

大二、これら乗用車の使用音型こうきとして、まず、本庁二分を利用車の使用明確にすべきであるとされたのであります。 在り方は、不親切といわざるを得ないのでありまして、 予算書に付記して、これをきまして、 単に備品費として何を購入せんとするか不明のまま議会の審議に付する予算の費目より見て、適当とはいいがたく、 これら多額の予算を要する備品等につまた、土木機械整備費、あるいは浅海増殖施設費で乗用車を購入するがごときは、また、土木機械整備費、あるいは浅海増殖施設費で乗用車を購入するがごときは、

す。 といい、これら乗用車の使用管理につきまして、まず、本庁における乗用車の使用状況を見ましても、公用以外に使用されている面が見受けられるのでありまた。こ台のうち、人事課で管理している十三台を除く四十台につきましては、 各部課ご三台のうち、人事課で管理している十三台を除く四十台につきましては、 各部課ご三台のうち、人事課で管理している十三台を除く四十台につきましては、 各部課ご三台の車を擁し、なお年間二百万円程度の借上料を必要としており、 また、こ五十三台の車を擁し、なお年間二百万円程度の借上料を必要としており、 また、 本時間に対し、 その他の部課二十五人の一人平均超過勤務時間は二百一時間であり、 とに管理しているため、その部課ご三台のうち、人事課で管理している十三台を除く四十台につきましては、 各部課ご三台の車を擁し、なお年間二百万円程度の借上料を必要としており、 また、 本庁における乗用車の使用次に、 これら乗用車の使用を埋しても、 公用以外に使用されている面が見受けられるのでありましている。

火工、部司工技才も乗用車の記堂工当り、 告与り長青工用 しょいらのを記載して、 のことによって濫用防止の方策をも講ずべきであるとされたのであります。 理については、自家修繕等の方法を講じ、 もつて経費の節減をはかるべきであり、理については、自家修繕等の方法を講じ、 もつて経費の節減をはかるべきであり、理については、自家修繕等の方法を講じ、 もつて経費の節減をはかるべきであり、 のののでは、 解易なる修小限度にとどめる一方、借上車その他について検討を加えるとともに、 軽易なる修小限度にとどめる一方、借上車その他について検討を加えるとともに、 軽易なる修工の方法の表別車の使用を改め、 命令これら乗用車の使用方法の改善につきましては、各部課ごとの使用を改め、 命令

大に、部局に対する乗用車の配置に当り、 地方の実情に即しないものを配置して 、 本庁の高級車購入の偏重により、悪循環を生じているよのであつて、 がほしいままに命じていた例があるのでありまして、 これら部局に対する乗用車配 まで所在不明となつており、その保管転換につきましても、 正規の命令者以外の者 まで所在不明となつており、その保管転換につきましても、 正規の命令者以外の者 まで所在不明となつており、その保管転換につきましても、 正規の命令者以外の者 まで所在不明となっており、 その保管転換の書音 がはしいままに命じていた例があるのでありまして。 これら部局に対する乗用車配置すべきであり、 地方の実情に即しないものを配置して すべきであるとされたのであります。

車による遠距離出張は全体の利用度を考え、特別の事態を除くのほか、これを避く かつ、中にはこの場合の汽車貨が支給されているものがあるのでありまして、公用 べきであり 公用車の使用について緊急と認められない遠距離出張等が行われており、 また、公用車による出張には汽車賃を支給すべきでないとされたので

実態を検討し、備えつけの数量と高級品、普通品の保有基準を設定し、 新規購入を ておるのが四箇所もあるのでありまして、かかる無統制を改めるとともに、 部局の 務署のごときは、 技術吏員一・四人乃至一・六人に対し一台の割合をもつて保有し 部局二十七台、計四十二台が新たに購入され、 なお、高級品購入の傾向が見受けら 中には必要以上の高級品と認められる本機のみで五万円以上のもの、 本庁上五台、 量につきましては、何ら基準がないため、備品費予算の許す限り、かつてに購入し、 の必要限度を越えていると思われるものがあり、 今後の購入は必要不可欠最小限に 支出されているのでありまして、 最近におけるカメラの購入は飛躍的に増大し、そ これを経費の点より見ますと、 二十六年度以降一千七百二十四万一千八百六十円が 五年度末の保有数量に比較すると、二年半にしてすでに三倍以上に増加しており、 昨年十月現在の合計は七百二十五台となつているのでありまして、 これを昭和二十 二百十九台、二十八年度中十月まで六十九台、計四百八十八台を新規購入しており とされたのであります。 とりやめ、必要部局間の凹凸は、保管転換により、 その不均衡を是正すべきである れ、また、その配置の状況を見ましても、部局によりはなはだしく凹凸があり、 とどめ、現在備えつけのものの活用をはかるべきであり、また、価格及び備えつけ数 いた数量は二百三十七台でありましたが、二十六年度において二百台、二十七年度 第二に、カメラでありますが、本庁並びに部局を通じ、 二十五年度まで保有して 林

度中十一月までにフイルムの購入は全体で、プロニー版千六百十八本、 ライカ版四 の百四十台となつており、さらに、これを利用度から検討してみますと、二十八年 失しているもの四台、使用不能のもの六台、目下使用中のもの八十台、 保管中のも でありまして、最近本庁保管分について、 るため、自動車同様、管理部課の独占使用となり、

効率的利用を阻害している現状 の物品取扱主任が保管の責に任じ、 課員の使用請求により貸与する建前となってい 五台は、出納員保管とし、各課の共用としているほか、二百十五台はその購入部課 カメラの使用及び管理につきまして、 本庁においては二百三十台のうちも 天然色三十九本となつておりますが、 保管課四十九課二百三十台中、十 出納局が検査の結果は、盗難によつて亡

> をとどめておるものが少い状況にあるのであります。 また部局については、、物品出納員または物品取扱主任が保管に任ずる建前でありま すが、おおむね係員が保管しており、本庁及び部局を通じ、 総じて公務使用の記録 三課三十七台は、フイルムを購入しておらず、二乃至三本の購入が三課七台もあり、

うを避け経費の節減を図るべきであるとされたのであります。 物化しているものを活用し、記録簿を設けて使用内容を明確にする等、 管理を行い、現有カメラの効率的使用と、 公務に全く使用していない、いわゆる私 所、林務署等、使用度の高い部局においては、 出来得る限り出納員保管として集中 か、または少くとも各部単位の集中管理方式を検討すべきであり、 このような実態から、本庁におきましては、 物品出納員をして集中管理せしむる 支庁、 公私の混こ 土木現業

財産の管理に遺憾なきを期すべきであるとされたのであります。 うすみやかに改訂するとともに、

仮設建物を公宅に利用しているものは、 財産台帳については調査及び異動報告の徹底を期し、台帳価格は実態に即応するよ 部局の台帳が全く符合しないものが多いばかりでなく、 財産台帳価格が設置当時の るものがあるのでありますが、「採納手続未済のものについてはすみやかに採納し、 もの、さるいは高等学校職員に供する目的で、PTAが校地内に住宅を建築してい に登録し管理の万全を期すべきであり、 また公宅寄附申込みに対し採納手続未済の して保存管理するの手続を怠つているもの等があるのでありまして、 これらに対し 建物を最初から公宅にあてる目的で建築され、あるいは公宅に転用しながら財産と まま放置され、時価評価がなされておらず、また上木部等事業部門においては仮設 財産台帳は整備されておらず、ことに建物については未登記のもの、 本庁の台帳と 第三に、職員公宅の設置及び管理についてでありますが、 財産管理の基本となる

れたのであります。 り、議会の議決を無視した予算の流用等による執行は、 失当の措置であると指摘さ また、公宅の設置に当り議決の趣旨に反する予算の執行がなされておるものが、あ

は三十五円であり、 二十五年度以降その使用料は、六大都市月坪六十円、 百万円、維持修繕費は約二千五百万円となつているのであります。 からは公宅将を徴していないのでありまして、この公宅料収入は、二十八年度約二 月坪四円とし、部課長等の応援間等公用室は、この坪数より除外し、 しかして国家公務員については、 **きらに、公宅料は建築費、購入費及び経過年数に関係なく、 一般職員には一律に** かつ、建築経過年数により使用料を逓減する方法をとつている 国設宿舎に関する法律の定めるところにより、 その他の市は四十五円、町村 また、特別職

いても隘路となつている現状であります。屈となつておるのでありまして、 この事はさきに申し上げました人事交流の面におているもの本庁二十六戸、部局八十六戸、合計百十一戸もあり、 公宅需給の相当窮のであります。 なおまた、現在道は開発局の分離に伴い公宅の明け渡しを要求され

つて公宅増設を図るべきであるとされたのであります。 国家公務員のための国設宿舎等に準じ、 適切なる公宅料を徴しこれが増収財源をも成つて公宅料については給与その他の関係もあり、なお研究の余地がありますが、

のみを出納局において管理すべきであるとされたのであります。 にありますので、この権限と責任を明確にすることが必要であり、現在行われつつにありますので、この権限と責任を明確にすることが必要であり、 現在行われつつたありますので、この権限と責任を明確にすることが必要であり、 現在行われつつたありますので、この権限と責任を明確にすることが必要であり、 現在行われつつたありますので、この権限と責任がすこぶるあいまいの状況がは、その決裁は総務部長が行つているため権限と責任がすこぶるあいますが、 物品の購入第四に、以上指摘した以外の物品購入の関係についてでありますが、 物品の購入

管転換を命じたるがごときは、失当であり、公宅に架設する電話は、 特別な事情が 物品取扱主任が各土木現業所物品出納員に命じて、 寝具などの物品を正規でない保 物品の購入、管理及び処分について不当なる諸点が指摘されたのでありまして、 こ 業実施に適合する能率のよいものを選定し、 工作機械、精密機械などに関する検収 いては、他に活用の道も合せて考慮すべきであり、 事業用機械購入に際しては、事 きをふみ、適正なる価格で処分し、 あるいは払下げ価格が極端に低い場合などにお れらに対しまして、不用物品はすみやかに処分し、払下げについては、 正規の手続 多く、乗用車のごとき高価なものでさえ台帳面に現われていないものがあるなど、 設する電話を普通市場価格より高価で買つているもの、 備品台帳は未整理のものが る寝具類を、各土木現業所より借用、 東京の土木寮に送付しているもの、公宅に架 性能を十分確認する方途を講じていないもの、。土木職員上京者の宿泊設備に使用す 困難になつているもの、あるいは自動車等内燃機関を除く機械類の購入に当つて、 が、競争入札の方法もとらず文書による決裁もなされていないものがあり、 また、 ものがあり、たとえば宗谷支庁において、パツカード一台を売却処分しております ない限り、公用電話として正規の手続を得て架設すべきであり、物品出納員及び取 に当つては、専門技術者を配置または、委嘱して、万全を期すべきであり、 土木部 事業用機械等で直接事業実施に当るものの要求している機種が、 本庁の指定で購入 に際しても、正規の手続をとらず払い下げ価格についても不当に安いと認められる た、部局において使用不能の物品について、 長期間整理未済のまま放置し処分

いて申し上げたいと存じます。 次に第四編として、交際費、食糧費、旅費、補助金、 その他経費予算の執行につ

大幅の減額を行うべきであるとされたのであります。

か、東京事務所における食糧費は、 そのほとんどが交際費的使途にあてられているらかじめ予算配付の措置がとられていないのであります。 それ以外は交際費的経費であつても、 すべて食糧費でまかなつているため、食糧費と交際費の区分は、執行の面ではまつたく混同され、 たとえば、部内職め、食糧費と交際費の区分は、執行の面ではまつたく混同され、 たとえば、部内職め、食糧費と交際費の区分は、執行の面ではまつたく混同され、 たとえば、部内職め、食糧費と交際費の区分は、執行の面ではまつたく混同され、 たとえば、部内職め、食糧費と交際費の区分は、執行の面ではまつたります。

平とはいいがたいものがあるのであります。 の配付は、事業量、事務の実態、地理的条件を考慮しているというが、 必ずしも公外郭団体に負担をかけているものが相当見受けられ、 他面、各部局に対する食糧費があるのであり、従つて支庁に対する交際費、食糧費の配分が必要額より少いため、部課が実権を握り、支庁長の自由裁量にまかされているものは、 支庁諸費の食糧費一方、食糧費の配分は、事業に付帯するものにつきましては、 事業費予算の主管

これら交際費及び食糧費の区分の混こう、配分の不適正につきましては、まず、

しかして、これを配分の面より見まするに、 知事交際費については、秘書課及び

これたのであります。 四半期ごとの適正な計画配分を行うべきであると課において、予算確定のときは、 四半期ごとの適正な計画配分を行うべきであるといれて、予算確定のときは、 四半期ごとの適正な計画配分を行うべきであるといれて、 一条確定のときは、 一次の相当部分を部局、 なかんずく支庁長に対し、 その地域及び特殊事情などを考慮し、 そ交際費及び食糧費の区分を明確にすべきであり、 交際費の配分に当りましては、 そ交際費及び食糧費の区分を明確にすべきであり、 交際費の不足分を食糧費によつて

ます。 さらに、食糧費、交際費の使い方の面よりみまするに、来客の接待に当り、来客 をといったり、また、部内の宴会などに相当多額の食糧費を支出していたり、 部局に されており、また、部内の宴会などに相当多額の食糧費を支出していたり、 本省係官 と認うにおいて、本学課員一 をおいて、食糧費、交際費の使い方の面よりみまするに、 来客の接待に当り、来客 のまする。

これら交際費及び食糧費の使い方につきまして、 世論がきびしい批判をしていることに、深く思いをいたし、 会議あるいはから出張によつて構造せんとするが近く要まして、そのため外部の接待は極力節減し、接待側の出席は最小限にとどめ、窓内者まして、そのため外部の接待は極力節減し、接待側の出席は最小限にとどめ、窓内者まして、そのため外部の接待は極力節減し、接待側の出席は最小限にとどめ、窓内者まして、着風樹立に努力すべきであり難とはいえ、道風刷新のため、この際英断をもつて、 新風樹立に努力すべきであり難とはいえ、道風刷新のため、この際英断をもつて、 新風樹立に努力すべきであり難とはいえ、道風刷新のため、この際英断をもつて、 新風樹立に努力すべきであります。

第二に、補助金、旅費、その他予算執行に関し上げたいと存じます。

り大別し、その交付について、一貫した条例、規程、もしくは基準を定むべきであるのでありまして、これらに対し、たとえ雑多な補助金であつても、その間性質によつ、個人補助金の開拓協同組合経由交付については、交付の中間において吸い上げ、適当と認められるものがあり、特に開拓関係補助事業の検定は、 ずさんであり、か適当と認められるものがあり、特に開拓関係補助事業の検定は、 ずさんであり、か 算補助の区別は混同され、一貫した規定がなく、 これがため補助金支出について不算補助の区別は混同され、一貫した条例、規程、 もしくは基準を定むべきであり、 が算補助をであり、 予算補助及び決まず補助金でありますが、各種補助金の交付方法は雑多であり、 予算補助及び決まず補助金でありますが、各種補助金の交付方法は雑多であり、 予算補助及び決

二十七年度は二十六年度に比較し、人員において二六%、 日数において二〇%の増 係補助事務処理を軌道に乗せ、 遺憾なきを期すべきであるとされたのであります。 り、開拓関係補助金交付のための検定は確実に実施するとともに、 事務連絡において、一貫性が欠けていると見受けられるのであります。 を示しており、本庁、庫京事務所及び各省間の文書の収受経由についても、 このことからも、 所者は、本庁部局を合わせ一千四百十八人、 延日数一万二百十八日となつており、 められるのでありますが、東京事務所の調査によれば、二十八年中十一月までの来 加率を示しているのであります。 しかして、管外出張のほとんどは東京出張者と認 二十八年度は十一月までで二千四百八十九人、二万五千二百十三日となつており、 所、各種委員会の管外出張の人員及び延日新を見ますと、 二十六年度三千二百七十 額を開拓協同組合員全体に周知する方途を講じ、 不正事件を防止するなど、 べき補助金については、その個人別に交付された内訳書を確認し、 人、三万四千八百二十五日、二十七年度四千百三十七人、 四万三千八百五十三日、 次に、道職員の旅費につきまして、 最近三箇年間における本庁、支庁、土木現業 出張職員の東京事務所に対する連絡が完全に行われていないこと かつ、 個人に交付きる 個人別金

す。 これらの実態にかんがみ、 東京出張職員の在京中における事務処理経過などに関しましては、必ず東京事務所に連絡することを励行し、 総合的行政の能率向上を図りましては、必ず東京事務所に連絡するほのに鑑み、 東京、本庁、各支庁間の無電のるとともに、管外出張の年々増嵩する傾向に鑑み、 東京、本庁、各支庁間の無電のるとともに、管外出張の年々増嵩する傾向に鑑み、 東京、本庁、各支庁間の無電の出張、 東京・本庁、各支庁間の無電の出張、 東京・本庁、各支庁間の無電の出張、 東京・本庁、各支庁間の無電の出張、 東京出張職員の在京中における事務処理経過などに関

節約と、事務の改善をはかるべきであるとされたのであります。行われているのでありまして、これらについては、権限移譲の検討をなし、 冗費のこれに同行するなど、旅費、食糧費など、 経費の効率的使用と認められない支出が庁技術職員でもなし得る業務に対し、本庁より事務職員が多数出張し、 支庁職員も、また、管内出張について見ましても、 木炭倉庫及び農道の補助検定のごとき、支

なく事業を施行し、その跡原末を本庁に求める部局もあり、 たとえば、留前支庁税入するなど、中には不用不急物品を購入している面も認められ、 また、本庁の承認などのことがありますために、部局においては、年度末切迫して、 多量の物品を購及び内示が早期になされず、年度末に至り、 本庁が保留する予算を一時に令達する次に、以上指摘した以外のその他の予算執行についてでありますが、 予算の令達

多く、 いは経費の節約、 るがごときは、強く指弾されるべきでありまして、かかる不正防止の上から、 きであるとされたのであります。 べきであり、また、適正科目よりの支出、 いるものがありますので、予算編成技術を検討し、 とく、公文書偽造印鑑偽造などにより、 すが、この項目が多いということが、 たのであります。またる予算の項目が事業別となつているため、 分を明確にし、 の実情を訴えられた本庁税務課の措置は適切を欠き、 べく、かつ、監督者自身もこれを存知していなかつたとは認めがたく、 い、三十数万円の負債を生じ、これを補填するため、 **務課において、予算の見通しがないのにかかわらず、** しかも、支出、支払い事務の処理に当つて、「教委胆振地方事務局におけるが」 中には同種類と認められ、整理できると思われるものも相当あるのでありま 年間予算を早期に内示し、 予算の効率的使用の上からも、 予算確定の際は、本庁、部局の区 かかる税金の不正充用のごときは、言語道断の行為という 部局の会計事務をはなはだしく煩雑にしてお 正当債主にあらざる者に支払いが行われて 予算合達の適正を則すべきであるとされ 正当債主に対する支払いの厳守を則すべ 可能な限り、予算項目を整理す 犬がかりな租税完納運動を行 結果的に不正の道を歩ませた 事業税などより直接不正充用 項目数がはなはだ

外郭団体が事務所を支庁に置いており、 暗影を与えるものであり、理事者の適切なる処置が望まれたのであります。 不正行為であり、しかも、このことは、 目下建設途上にある本道開発のためにも、 背するごとはもとより、道貴節減と入札制度を無視し、 公務員たる本分を忘却した 合により、予定価格により随意契約をなさしめているがごときは、 法律、規程に違 を無効として、入札に関する公文害を破棄し、後日再入札を行い、 この間業者の談 がら、最低落札の額が低額に過ぎるとして、 署長などが業者間を斡旋し、入札事室 わらず松前林務署における林道工事の入札において、 指名競争入札の手続をとりな 次に、第五編、支庁の外郭団体につきましては、現在各支庁とも、 きらに、工事請負契約の手続についてば、 その主なるものをあげますと 会計諸規則を遵守すべきであるにかか 大体類似する

総務課関係においては

総合開発期成会

統計協会支部 鉄道促進期成会 自治協会支部

選管委連合会

税務協会

地区社会福祉協議会

共同募金委員会

日赤地区委員部

産業課関係においては

農業委連合会

農業改良普及貝協議会支部 水産振興会

観光連盟

災害復旧促進協会支部

治山協会

開拓促進協議会 土地改良事業促進期成会

林務課関係においては 森林組合振興会

緑化推進委員会

ある行政執行の面に支障を来すことともなり、政むべきであるとされたのでありま ついて、その管内町村長と上京し、政治的運動を行うことは、 支庁長本来の職務で りまして、支庁長などが全道的問題、 ているのであります。 しかして、支庁長が総合開発期成同盟など団体の用務で上京 **または支部長となり、事務局長、幹事は関係課長、 書記は係職員によつて運営され** などであり、中には民間人が会長であるものもありますが、 し、あるいは冷水害など、 全道的問題について上京したりしている例があるのであ あるいは隣接支庁と利害相反する問題などに おおむね支庁長が会長

貯蓄推進委員会 国連協会地方支部

税務課関係においては

社会福祉課関係において

国保団体連合会

消防団長会

耕土改良推進協議会

拓殖課関係においては

す

また、これら団体の会計経理は、幹事たる関係課長が実権を握り、 現金出納事務また、これら団体の会計経理は、幹事たる関係課長が実権を握り、 現金出納事務また、これら団体の会計経理は、幹事たる関係課長が実権を握り、 現金出納事務また、これら団体の会計経理は、幹事たる関係課長が実権を握り、 現金出納事務また、これら団体の会計経理は、幹事たる関係課長が実権を握り、 現金出納事務

いと存じます。 次に、第六編として、 教育委員会について特に調査した事項について申し上げた

あるとされたのであります。

「まず第一に、地方事務局についてでありますが、 市町村教委の発足に伴い、小・まず第一に、地方事務局についてであります。 この点に関し、小・中学校教職員の人事権は、市町村教委に移行され、 現在その戦務福限は、単に義務や投る戦員の人事権に関する委任状を徴するがごときは、 市町村教委に対する諸翼、助言が主なるものとなつており、 小・中学校教職員の人事を放の道正を到するため、その指導、斡旋を行うことは必要と思われますが、 市町存教委の人事権に関する委任状を後するがごときは、 市町村教委に対する諸翼しの人事を放政員し、小・中学校教職員の人事事務を扱っている感が深いのであります。 この点に関し、小・中学校教職員教育。社会教育に対する指導、助言が主なるものとなつており、小・中学校教職員の人事権に関する大学を表示していてありますが、 市町村教委の発足に作い、小・まず第一に、地方事務局についてでありますが、 市町村教委の発足に作い、小・まず第一に、地方事務局についてでありますが、 市町村教委の発足に伴い、小・まず第一に、地方事務局についてでありますが、 市町村教委の発足に伴い、小・まず第一に、地方事務局についてでありますが、 市町村教委の発足に作い、小・まず第一に、地方事務局についてでありますが、 市町村教委の発足に伴い、小・まず第一に、地方事務局についてでありますが、 市町村教会の発足に伴い、小・まず第一に、地方事務局はなど、

額本人に支給せず、他の職員に配分して問題となった事件や、 給与の過払いについる個人に支払つているのでありますが、 特異な例として、この間日直、宿直料を全口払いを行つているものもあり、おおむね中心学校長が委任を受け、 一括受領して口払い、隔地者に対しましては送金払いの建前でありますが、隔地者であつても窓間があるのであます。しかして、給与の支払いは、 委任出納員所在地については窓間があるのであますが、現在支出命令は周長において行い、 出納事務は支庁の委任払い事務がありますが、現在支出命令は周長において行い、 出納事務は支庁の委任払い事務がありますが、現在支出命令は周長において行い、 出納事務は支庁の委任払い事務がありますが、現在支出命令は周長において行い、 出納事務につきましては、最も事務量の多いものとして、 教職員給与の支

必要性は認められないと結論されたのであります。
あり、また、地方事務局の委任出納員設置については、その出納範囲規模において、の日直、宿直料の引去りのごとき事件の生じないよう、 慎重な配慮がなさるべきでもに、給与支払い事務はなるべく各校別に、隔地者に対しては送金払いとし、 前述て措置していないものがあり、 過払いについてはすみやかに返納の措置をとるととて措置していないものがあり、 過払いについてはすみやかに返納の措置をとるとと

ため、このような問題が生じ、かつ、寄附金は未勘定のままとなつているのであり、は、高等学校道立移管条件不履行に対する措置でありますが、現在道立高校的工具のような問題が生じ、かつ、寄附金は大工学でありまして、この原因につきまお管条件を履行していないものは十八校二十三件でありまして、この原因につきまり、 これらは道と市町村との間にとりかわした確約書の内容において、経常費とあり、 これらは道と市町村との間にとりかわした確約書の内容において、経常費とあり、 これらは道と市町村との間にとりかわした確約書の内容において、経常費とあり、 これらは道と市町村との間にとりかわした確約書の内容において、経常費とおりますが、 起債を引当てよりますが、 起債を引当てよりますが、 起債を引当による (本) といった。 (本) といった。 (本) は、 (本) は

本委員会は、これらの移管条件が長く不履行のまま放置されていることは、これるやかに履行せしむべきであるとされたのでありませて、 これら移管条件が長く不履行のまま放置されていることは、 これら移管条件が長く不履行のまま放置されていることは、 これら移管条件が長く不履行のまま放置されていることは、 これら移管条件が長く不履行のまま放置されていることは、 これのみやかに履行せしむべきであるとされたのでありませて、 これら移管条を扱うものの職務怠慢という観点から調査を行つたのでありまして、 これら移管条を扱うものの職務怠慢という観点から調査を行つたのでありまして、 これらを管条を扱うものの職務怠慢という観点から調査を行つたのでありませ、 これがよりまして、 これらの移管条件が長く不履行のまま放置されていることは、 これみやかに履行せしむべきであるとされたのであります。

校について、五箇年間の火災率一・三九%に比し、道立高校の火災は、道立外の他など二学級以下のものを除く大学及び私立、 市町村小・中・高各学校千五百二十五八校と、 学校管理上道立高等学校が焼失したのであります。 これを道立高等学校九十にあつた十二月に、二高等学校が焼失したのであります。 これを道立高等学校九十にあつた十二月に、二高等学校が焼失したのであります。 これを道立高等学校九十にあつた十二月に、二高等学校が焼失したのであります。 これを道立高等学校九十にあつた十二月に、二高等学校が焼失したのであります。 これを道立高等学校九十にあっまけて、ことに、昨年のごときは、 総数百三十一件でありまして、 このうち第三に、学校火災防止対策について申し上げたいと存じます。

ンパンスと正正子と引にあたの道で記者となってとこともしなった。の各種学校に比較し、約六倍の頻発さであるといい得るのであります。

潘電など不注意によるものと推定されるものがあるのであります。 もの九件、調査中のもの十一件、放火五件となつており、 調査中のものの中にも、れら火災の原因は、ストーブ、煙筒、電気コンロなど、 火気取締上の不注意によるはいえ、この復旧には四億円以上の支出を必要とする状況であります。 しかも、ここれがため教育上にも大なる影響を与え、 かつ、一部不燃建築に移行しつつありとこれがため教育上にも大なる影響を与え、 かつ、一部不燃建築に移行しつつありとしかして、最近五箇年間における道立高等学校の火災による損害は二億円を越え、

防火対策上方遺憾なきを期すべきであるとされたのであります。 と、地方の実情に即した不燃建築とすべきであるとともに火災原因を詳細に検討し、 遺憾にだえない次第であります。 今後財政事情の許す限り、鉄筋煉瓦、ブロックな とは、一に、学校管理者及び職員の精神的弛緩によるものとも認められ、 まことに 道財政ひつ迫の今日、かかる巨額の損失を生じ、 教育上にも多大の支障を来したこ がくのごとき実態は、道内私立学校火災が皆無であるという現実と対比し、また、

次に防火施設の現状は、集合煙筒、ストーブ、 煙筒の「めがね」石などの煖房設 次に防火施設の現状は、集合煙筒、ストーブ、 煙筒の「めがね」石などの煖房設 かでありまして、成功した事例は、 道教委として普及に努むべきであるとされた が大きであるとともに、放火による火災防止のためにも、 夜間の不法侵入を防止 方いものは、根本的な改修を必要とするので、 早急計画を樹立の上逐次改善し、軽 するため、施錠整備をはかるべきであり、 また、 電気設備については、経過年数の 方るため、施錠整備をはかるべきであり、 また、 電気設備については、経過年数の 方でありましてらし、成功した事例は、 道教委として普及に努むべきであるとされた 創意工夫をこらし、成功した事例は、 道教委として普及に努むべきであるとされた のでありまし、成功した事例は、 道教委として普及に努むべきであるとされた が大地であるとまた (本語) が大地であるとされた のであります。

適任者の確保が困難の現状であります。

災発生に対する信賞必罰を行うべきであるとされたのであります。 大いもの、住宅難に伴い職員が校舎内に居住しているものなど、 防火上遺憾の点がしいもの、住宅難に伴い職員が校舎内に居住しているものなど、 防火上遺憾の点がしいもの、住宅難に伴い職員が校舎内に居住しているものなど、 防火上遺憾の点がしいもの、住宅難に伴い職員が校舎内に居住しているものなど、 防火上遺憾の点がしいもの、住宅難に伴い職員が校舎内に居住しているものなど、 防火上遺憾の点がしいもの、住宅難に伴い職員が校舎内に居住しているものなど、 防火上遺憾の点がしいもの、住宅難に伴い職員が校舎内に居住しているものなど、 防火上遺憾の点がしいもの、 一部ではあるが、 消防機関の予防査察に積極的に協力する気構えに乏

態は、まさに綱紀の紊乱はなはだしいものと認めざるを得ないのであります。 使命にかんがみ、認識を新たにし、決意と別断をもつて、 本委員会が指摘した各事 督者も口に卒先垂範をとなえながら、また、この流れにおぼれ、みずからを、 弛緩によるものと認められるのでありまして、 特にこれが監督の立場にある上級監 ず、道義の頽廃、民主主義の誤れる理解による責任感の低下など、 社会一般の風潮 より、その原因の一半として、終戦当時の虚脱状態の惰性から、いまだに脱却し得 会の議決を無視した行政の執行など、本委員会の指摘した不当、 不正なる道政の実 その使用方法。さらには、交際費、食糧費、旅費などの予算の執行方法の母か、本議 校火災などの不祥事件、また、高級乗用車、カメラなど、 一部不急物品の購入と、 たのでありますが、これを要するに、近時頻発する道職員による汚職事件、 項の改善をすみやかに実行し、厳に綱紀を粛正して、 新たなる道風を樹立すべきで れた汚点に対し、みずから深く反省するとともに、 現下本道に課せられている重大 め威令さらに行われず、加えて、 事務処理及び人事管理の欠陥是正に熱意を欠くこ ること緩にして、自己責任の回避に汲々とし、部下監督の指導力を失い、 これがた る道職員の公僕精神、 すなわち公務員としての責任感と道徳観の欠如に基く精神的 に基因する点もなしとしないのでありますが、 主としてその原因は、道民に奉仕 道政の今後に大いなる暗影を投ずるものであり、憂慮にたえないところであります。 て適切なる改革を行うのでなければ、道政に対する道民の信頼はまつたく地に墜ち、 とによるものと認められることはまことに遺憾にたえない次第であります。 以上六編にわたり、本委員会の調査事項と、 これに対する具体的意見を申し述 知事、教育委員会など最高責任者並びに各級監督者は、 この際、道政の上に残さ

以上は、本委員会が道の綱紀粛正上必要な道政各般にわたる調査の経過 及び結果あるとされたのであります。

一号の越旨弁明にかえる次第であります。 ・一号の越旨弁明にかえる次第であります。 何とぞ本委員会の意をおくみとりくだき 告決議案を提案いたした次第であります。 何とぞ本委員会の意をおくみとりくだき 改善を強く要望するため別にお手元に配付いたしました通り、 綱紀粛正に関する勧 でありまして、本委員会の調査結果に基き、執行機関に対し、 その反省と将来への

〇三月九日 関する二法案の問題について答弁があり、次に日程第一、議案第一号 九分休憩、午後二時四分再開 件費増の問題、 業費の節減に関連して機構改革、行政事務分析についての結論 乃至第五十二号に議案第五十号乃至第五十六号を追加して、議題に供 政治活動の制限問題及び昨日の高橋議員(社右)の教育の中立維持に する二法案、 の給与不合理是正 教職員の定員問題、 のことに決して、文教委員会に付託の後、代表質疑を継続、窪田議員 を要するので質疑を省略直ちに委員会付託について諮り、異議なくそ (公) より()歳入問題特に平衡交付金、道税見積り過大、2)需要費、事 一月二十七日の三室議員(自)の緊急質問中の道条例による公務員 (5)行政機構の強化、 知事の提案説明があつて、議案第五十三号及び第五十四号は緊急 午前十一時四十二分開議、諸般の報告の後知事より、去る 関連して偏向教育の実例等について質疑、 関連して行政整理、停年制について (9)授業料の値上げ問題 関連して定時間高校、通信教育の充実 特に副知事の分散制の問題 (1)教育の中立性維持に関 (4)総合開 (6)教育予算 午後零時三十 (8) 教職員 発の方

済について、(3)総合開発予算の再編成問題、(4)産業振興特にキャラバ知事のとるべき態度、(2)社会主義者としての知事と生産面の計画的経路の計画が表現のでは、第五十四号について林文教委員長(改)より審査の議案第五十三号、第五十四号について林文教委員長(改)より審査の議案第五十三号、第五十四号について林文教委員長(改)より審査の議案第五十三号、第五十四号について林文教委員長、改育長より答弁の後、簡延長)教育次長より答弁、窪田議員より、教育長より答弁の後、窪田議員の質疑に対し知事及び教育委員会委員長、教育長(予め時経田議員の質疑に対し知事及び教育委員会委員長、教育長(予め時

四十六分散会。 委員会委員長より答弁、新川議員より、 大設備費の削減問題等について質疑、 金融資金の混淆問題、 題特に北海道農地開発協会の事業計画、 道民生活の安定、 の増進特に社会福祉建設五カ年計画、 の具体的内容、 日ソ国交調整について再質疑、 関連して臨時職員の取扱いの問題、 中日貿易の積極性、 (9)教育問題特に定員増と北海道教育の将来、 知事, 知事の答弁があつて、午後五時 臨時職員の問題、 资金調達問題、 遺家族債券の資金化問題、 日ソ国交調整問題、 人事委員会委員長、教育 (7)泥炭地開発問 (8)行政資金と 泥炭地開発 (5)防

知事說明要旨

つきその大栗を御説明申し上げます。 ただいま議題となりました 昭和二十八年度北海道貴蔵入歳出追加予算案その他に

今回提案いたしました予算は

市 電郵 美 丁 耶 丁

天塩郡天塩町山越郡長万部町

增毛郡增毛町

昭和二十八年度において 八十一万円の特定収入を見合いに措置いたした次第でありまして予算の総額はの特定収入を見合いに措置いたした次第でありまして予算の総額はこれに伴い必要な給与費、 需用費などにつきそれぞれ寄附金及び使用料手数料などの各町立全日制及び定時制高等学校を 三月十日付をもつて道に移管することとし、

昭和二十九年度において

三千四首五十三万円

となるのであります。

どを御願い申し上げる次第であります。 何とぞ北海道職員定数条例の一部を改正する 条例案とともによろしく御審議のほ

六号を一括議題とし質疑継続、立原議員(自)より、(1総合開発の強任、次に日程第一、議案第一号乃至第五十二号、第五十五号、第五十一常任委員補充選任を議題とし、土木、労働委員に土山議員(公)を選O三月十日 午前十一時三十九分開議、諸般の報告の後、日程に追加、

込額、 題、 予算の問題(予め時間延長) 率の問題、 質疑続行。 振興、北海道の教育行政と教育委員会の在り方、通信教育、防火問題、 と更道の刷新、 の問題、特産物の増産、農業試験場の拡充、畜産の増殖計画、 追加財源と最終予算規模、公債の限度、三十二年度までの公債費の見 て質疑 教育委員会の機構改革と教育の充実問題、二本建予算の提案等につい の答弁あつて、午後四時十五分散会。 中小企業対策、冬鰊底曳禁止問題、 特に国の緊縮財政と道財政の関連性、補助金、貸付金等の経済効 教育予算、機構改革と能率化の問題 22予算編成の基本的な問 知事、教育長より答弁あつて一旦休憩、 (2)道財政の健 起債枠と許可の見透し、歳出不用額を多額に生ずる水増し 武田議員(改)より、 総合開発と地方計画との関連調整等について質疑、 一全建直し、特に予算規模の問題、 (3)教育問題、 (3)知事の政策、 (1) 財政問題、特に道税見積り過大、 社会福祉対策、 特に教育予算の組み方、 特に道の経済自立計画 午後二時十四分再開 行政の民主化 道税見積り過 融資政 知

〇三月十一日 より、 特に労働力の活用とれに関連して未組織労働者の組織化及び労働組合 騒然として聴きとれず、 中小企業対策 泥炭地開発問題 の育成について、 前日に引続き代表質疑を行い、 行う旨を述べ 長より答介、 行い十五日を休日とすることについて市町村教委に対する 助 言 ②自由党報配付に関してその部数、配付方法について質疑、 教員定数増の問題について質疑、 公開授業と一日休校問題、 田呂議員より ①については速記録を見た上で再質問を 午前十一時八分別議、 以について答弁を求め、教育長より答弁したが、 切行政の民主化、 千島歯舞の話し合いによる返還の問題、演習地問題 (2)社会福祉、 田呂議員は再質問を保留して、 鈴木議員 特に要保護者救済の問題、 特に 特に綱紀粛正問題、 諸般の報告の後、 一旦休憩、 (社左) より、 (1)十四日の日曜に振替授業を 午後二時十分再開, 教育民主化の間 田呂議員(改) (1)産業振興、 日程に入り、 失業対策、 教育 の間

> 革と定員問題、 機関の整備拡充、高度集約酪農地区問題、農協育成の問題、農業倉庫 (2)歳入の見積り過大問題 種牡馬問題 前中保留の緊急質問の再質問を行い、 教育長より鈴木議員に対する答弁があつて、 行政監察制度の改変問題について質疑、 一般の報告の後、 一の質疑継続 鈴木議員(社左)に対する答弁があり(予め時間延長)ついで (4)教育問題、 教育費査定の問題 天谷議員(協)より、 知事より、 特にへき地教育問題、 (3) 産業問題、 昨日の武田議員 (6)行政民主化、特に東道の刷新、 教育長より答弁があつて、 知事、 特に農業関係予算中農業試験 (1)重点方策の予算明示の問題 田呂議員(改)より、 (改)の質疑に対する補 教育長より答弁。 教育委員会の機構改 日程

を選任、午後四時三十分散会。 児玉(自)平野(自)議員(清水(自)堀田(自)委員辞任による)、次に月程に追加し、常任委員補充選任を議題とし、議会運営委員に 異議なく、

土木委員会に付託し、

次に議案第四十九号は緊急を要するので委員会付託について諮り、

〇三月十二日 員長、 限度 の道民所得の推移 ①道財政の健全化 道財政と知事施政方針及び地方財政計画と昭和二十九年度予算、 長期計画問題等について質疑、 通告の一般質疑に入り、 五十号乃至第五十二号第五十五号及び第五十六号を一括議題に供し、 直ちに総務委員会に付託、次に日程第一、議案第一号乃至第四十八号第 議案第五十七號及び議案第五十八號を議題とし、 (予め時間延長) 教育長より答弁、 ④人件費の節減 臨時職員について再質疑、 午前十一時十二分開議、 午後一時三十四分休憩。 ②昭和二十三年以降の知事施策の減退 ⑧義務教育国庫負担金の過大見積り 西田議員より過去七カ年間の予算動向及び道 ⑤臨時職員 西田(信)議員 知事及び副知事 諸般の報告の後、日程に追加し、 ⑥昭和二十九年度予算の基礎 (自) より、 総務部長より答弁あつて (西川) 知事の説明があつて 過去七カ年間の 人事委員会委 ⑨道財政の ③起债 特化

午後五時五十五分散会。 総務部長より答弁、桑野議員より徴税費について三度質疑があつて、 徴税費の問題について、 入見積り過大に原因し、道税歳入欠陥を生じた場合の責任の明確化、 方行政の問題、分県問題、 の在り方、開発庁が実施官庁として発足することについての問題、 生徒に及ぼす影響等について質疑、 金の打切りと融資の強化について、①教職員の資質低下に伴う児童、 十九年度予算執行、地方税法の改正による税収の増減問題の見透しに より、①道財政の見透しについて、特に昭和二十八年度決算、 それぞれ審査の経過及び結果について報告があり、これを諮つて委員 び追加日程議案第五十七號、第五十八號はいずれも緊急を要するので 弁、桑野議員より歳入欠陥問題及び徴税費について再質疑、知事及び ついて、②総合開発五カ年計画事業の推進と現実面について、 長報告通り原案可決に決した。ついで質疑を継続し、道下議員(改) 立原総務委員長(自)より議案第五十七号及び第五十八号について、 午後四時十六分再開、 ((自)より、①知事の判断及び行動基準について、特に総合開発 徳中土木委員長(自)より議案第四十九号について、 諸般の報告後、日程第二、議案第四十九號及 ③ 網紀粛正問題について質疑、 知事官選論について、②財政問題、 知事、教育長より答弁、 知事より答 次に桑野 特に歳 3補助 昭和二

知事說 明 要 旨

として今後さらに発展を期待されているのであります。 有数の農村たるのみならず豊富なる石炭資源をも有し帯広、 銅路間の交通の中心地有数の農村たるのみならず豊富なる石炭資源をも有し帯広、 銅路間の交通の中心地 まず消幌村ほか二村を町とすることについてでありますが、 消幌村は十勝支庁管

加工及び乳牛の導入などにより農業振興に見るべき成果を収めておりますほか、 糠を擁し農村産業を主体として発展して参つたのでありますが、 近時各種農林産物のまた上土幌村は十勝支庁管内の北部に位し戸数一千八百余戸、 人口一万二百余人

るのであります。 平電源開発の完成の壁には本道産業の発展に大きな役割を果すものと 期待されてい

に伴い今後の発展が期待されるのであります。の進歩と村内に包蔵する国有林の開発、 さらには金銀などの地下資源採掘の本格化の進歩と村内に包蔵する国有林の開発、 さらには金銀などの地下資源採掘の本格化人を擁し、農林産業をもつて発展して米たのでありますが、 今後における開田事業さらに生田原村は網走支庁管内の西部に位し戸数一千四百余戸、 人口八千二百余

ここに提案いたした次第であります。

ろ、いずれも町としての要件に関する条例に定める諸要件を具備しておりますので、ろ、いずれも町としての要件に関する条例に定める諸要件を具備しておりますので、もつて、 可決してそれぞれ申請があつた次第でありますので調査いたしましたとこ以上の各村におきましては、 各村とも村議会において町制施行につき満場一致を以上の各村におきましては、 各村とも村議会において町制施行につき満場一致を

何とぞよろしく復審議の上、適当なる領議決あらんことを切望いたします。態にありますので、これを是正するため境界線を変更しようとするものであります。で、これを住民生活の実態に即するように変更しようとするものであります。 また浦田村へ編入しようとする地域は和農村部落でありまして、美唄市役所までの距離は約二十粁であるのに較べ 隣接の月形町市街へは僅か一粁の距離にありますの距離は約二十粁であるのに較べ 隣接の月形町市街へは僅か一粁の距離にありますの、次に美唄市と樺戸郡月形町及び間郡浦田村との境界変更 についてでありますが、次に美唄市と樺戸郡月形町及び間郡浦田村との境界変更 についてでありますが、

〇三月十三日 政党新聞配付等について質疑、知事、 答弁、高田委員より自由党報問題、 中学問題についての資料提出有無、休校に関する通牒問題、公務員の ②一時借入金について、③金庫契約について、④教育の中立性維持 疑続行、高田議員(社左)より、 についての中央折衝問題 り、①教育費予算特に定員増についての折衝経緯 いて再質疑、教育長、 した態度について、⑤政治的中立性の問題、特に深川高等学校、 問題特に自由党報の配付の方法、市町村及び教育委員会がこれを配 午後二時十二分再開、大久保議員(改)より、中小企業対策につ 知事の答弁あつて(予め時間延長)次に、 午前十一時五分開議、 知事より答弁あつて、午後零時十二分休憩。 (3)庁風刷新について質疑、 ①道債利子の高利率問題について、 金庫契約問題、一時借入金等に 諸般の報告の後、 人事委員会委員長、教育長より 糸川議員(協)よ ②へき地教育振興 知事の答弁あつ 前日に引続き質

特に監察長制度、 て、 商工委員長 立原総務委員長 本日の質疑はこの程度とし、 ついて質疑、 置問題と知事の政治的責任、 いて質疑、 鉱山対策 海増殖計 四時四十分散会。 次に濱森議員 第三號を一括議題に供し、まず意見案第二号について提案者、 (改) 知事の答弁あり、 天北地区開 知事の答弁、 基金協会への出資問題、 (自) より趣旨弁明あつて、 網紀粛正問題 (社右) より、 より趣旨弁明、 一発問題 朝倉議員の再質疑、 諸般の報告の後、 (4)へき地教育の振興、 次に、 (3)(2) 寒地農業の確立問 未開 (1)朝倉議員 水產振與問題、 次に意見案第三号について宮坂 (2)地方資源開 発地域開 いずれも原案可決に決し、 **自** 日程に追加し、 知事の答弁があつて、 発と離島振興問 発問題 ょ 特 (5) 酪農振興問題に に底 題 b (3) 開 曳 特に中小 人事行政 間 意見案 題につ 発局設 浅

〇三月十五日 实 法 平議員(勞)より、 障 (1)0 議員(改) いて再質疑、 野議員より、 つたもの及び新規事業として取り上げたものの内容、 次に平野議員 津村接収問題のその後の経過と現状について質疑、知事の答弁があり、 いて質疑、 に関連し駐留軍労務者の整理問題、 技問題 振興について、 の問題について質疑 私学振興に融 伝質馬対策について質疑、 (2)農政問題、 について再質疑三回に及んだ後、 より、 知事、 知事の答弁あつて一旦休憩、 農業倉庫対策、 午前十一時二十五分開 (自)より、1)財政問題、 資の問題、 特に農政関係で本年度打切りあるいは大幅減額とな 教育長より答弁、 (3)高校入学者選抜問題と高校の学力低下の問題につ (1)電力行政の一元化、 (1)労働問題 知事の答弁あり、 (2)甜菜生産の増強、 通信教育の振興、 知事、 特に職業安定所の強化、 (2) 日 中 宮坂議員より高校の明年度入学者 議 総務、 (2)道南凶漁対策、 特に過年度税外収入の徴収方 諸般の報告の後、質疑続行、 次に舟木議員 次に安達議員 午後二時四十分再開 農務両部長より答弁、 日ソ国交調整問題、 (3)開拓保健婦の 道立種畜場の問題につ 家畜保健所の充 (社左) (自) 特に養蚕業 失業対策費 より、 宮坂 和

> 健所、 村の厚生対策、 次に二瓶議員 (1)分散会。 0 指定問題について質疑、 電気料金値上げ問 国体対策について再質疑、 (協) より、 (3)馬産振興、 題 (2)許認可行政について質疑、知事の答弁あり、 知事、 (1)衛生行政、 牧野対策、 知事の答弁あつて、 農務部長より答弁、 (4)農業倉庫問題、 特に保健所の充実、 二瓶議員より 午後四時二十五 (5)酪農地 (2)農漁山 域

〇三月十六日 より、 問題、 うち、 (自) より、 答弁があつて、 弁あつて一旦休憩、 協配置の問題、 右)より、 て緊急質問、 議なくそのことに決し、 の政治責任について質疑、 島議員より再質疑二回、 付託した。 より成る豫算特別委員會を設置、 六号についてはなお慎重審議の必要ありと認められるので、 福島議員(自) 議案第一 (3)農協経営不振対策について質疑、 (1)中小企業対策と担税力の問題、 (1)農業経営の適正規模、 去る十四日、 教育長より答弁あつて、 午前十一時三十五分開議。 (4)社会教育の振興について質疑、 号乃至第三十八号, 質疑を終り、 より、 午後二時五十分再開、 次の委員の選任を決定して、 知事より答弁あつて、 十五日に行われた繰替公開授業の問題 知事の答弁、 (1)起債問題特にその限度について、 ついで土山議員 これに付託せられたい動議提出、 第四十一号、 (2)有畜化対策、 日程の質疑に入り、 諸般の報告の後、 吉田議員より再質疑、 (2)開発局問題と関連して知事 知事 諸般の報告の後予め時間 (公) より、 次に吉田(豐)議員(自) 知事, 第五十五号、 監察長より答弁、 (3)農業普及員の単 それらの議案を 教育長より答 三室 日程第一の 三十一名 (2) 汚職 第五十 知事の でつ 議 福 V

長

千代蔵 沢藤吉 太田益夫(社左)平野栄次 福島新太郎 (自) 大久保和男 石 (自) 時田政次郎 秋山孝太郎 (改) (自) (社右) (協) 西田 村上貞次郎 田呂善作 池田信孝 正 (改) (協) (改) 自 三浦 森川清 道下美作 朝倉義衛 福督 (改) (社左) (自) (改 岡田

天谷平信

(協)

舛田岩

雄

(協)

井野正

撣

(社左)

西

田信一(自)

金

桑野秀治郎(自)坂東浩一 若林次郎 広 (労) 佐久間貞江 (社右) 沖野政雄 (自) (自) (公) 本多吉江 三室光雄 西村武夫(社左) 自 (改) 宮坂寿美雄 高田治郎 (社左) (改)

その他の議案は次のように各常任委員会に付託した。

議案第三十九号は文教委員会に

議案第四十二号は土木委員会に、 議案第四十号、第四十八号は労働委員会に、

議案第四十三号は民生委員会に

議案第四十四号、 第四十五号は農務委員会に

議案第四十六号、 第四十七号、第五十二号は衛生委員会に、

議案第五十号、 第五十一号は水産委員会に、

が、異議あり、起立の方法により採決の結果、起立多数にて、委員会 後八時十分再開、決議案第二号は、委員会付託を省略について諮つた 反對)を議題とし、土山委員(公)の趣旨弁明あつて、 否決に決した。 左)は賛成、にて討論を終り、 岩林議員(社右)は登成、西田(信)議員(自)は反対、 付託は省略に決し、通告による討論に入り、中山議員(改)は反対、 次に日程に追加し、 決議案第二號(教育の中立維持に關する二法案 起立採決の結果、 本案は起立少数にて 一旦休憩、 高田議員(社 午

に決し、午後八時三十七分散会。 次に明十七日より二十日まで休会について諮り、 異議なくそのこと

〇三月二十二日 答弁、井野議員より、①北海道漁業公社の性格 左)より、北洋出漁態勢について緊急質問あり、 より答弁、 ⑤林社長の辞任問題について再質問、知事、 運営について 自席より代表者の参与員嘱託の問題についてさらに質問、 井野議員より再質問保留があつて、(予め時間延長)次に日 ③水産庁の意向について ④銀洋丸の性能について 午後二時三十二分開議、諸般の報告の後、井野議員(社 水産部長より答弁、 ②公社の役員構成と 知事, 水産部長より 井野

> 異議なくそのことに決し、午後六時三十八分散会。 会に、 第九十七号は文教委員会に、議案第九十八号は商工委員会に、 会に併託、 聴収、 第四號及び第五號を一括議題とし坂東(秀)総合開発調査特別委員長 案はいずれも委員会決定の通りこれを決し、次に日程に追加し意見案 程第一、請願審査の件、日程第二、陳情審査の件を一括議題に供し、本 の議案審査のため、 五十九号乃至第九十三号及び第九十九号乃至第百十号は予算特別委員 百十二号は総務委員会に、 加し追加議案第五十九號乃至第百十五號を議題に供し、 (公)より極旨弁明あつて、 議案第百十五号は衛生委員会にそれぞれ付託した。次に委員会 午後四時十分、 また議案第九十四号乃至第九十六号は農務委員会に、 明二十三日より二十六日まで休会について諮り、 一旦休憩、午後六時三十七分再開、 議案第百十三号及び第百十四号は民生委員 両案とも原案可決に決した。次に日程に追 知事の説明を 追加議案第 議案第

事 說 明 要 旨

他につきましてその大要を御説明申し上げます。 ただいま議題となりました 昭和二十八年度北海道豊歳入歳出追加更正予算案その

当面緊急措置を要します 経費について予算化することといたした次第で きりまし 内定などに伴い所要の措置を講ずることといたしましたほか、 その後に生じました まず昭和二十八年度道貴予算案につきましては 国庫支出金の確定及び起債承認の

予算の総額は、

て、

棑 通 会

别

二億五千四百九十五万四

二千六十四万円

億七千五百五十九万円

次に普通会計の歳出の主なものから申し上げます。

となるのであります。

は まず国庫文出金起債その他の特定収入の確定等などに伴う経費とい たしまし

7

主要食糧集荷促進費

百四十五万円

を期すことといたした次第であります。 を講じますとともに道病院費会計につきましては、 歳出更正により病院経営の万金 資金貸付事業費、各会計につきましては、 歳入の実体に即応してこれが更生の措置 学校職員恩給金、印刷所費、水産物検査費、酪農検査費、医科大学費、 母子福祉

度繰越事業費並びに当面措置を要する経費につき 追加計上いたした次第でありまし 次は、昭和二十九年度道費追加更生予算案についてでありますが、 今回は、 前年

て、予算の総額は、

别 通会計 会計

となるのであります。

五億八千五百七十一万円 九千七百八十六万円

六億八千三百五十七万円

こととなりました経費といたしましては

見透しあるいは資金、資材その他の事情により昭和二十九年度に繰越施行を要する

まず普通会計の歳出についてでありますが、昭和二十八年度における引当財源の

釧路湖陵高等学校ほか六校の災害復旧費 札幌北高等学校ほか三校の改築費

二千九百五十七万四

億七千四十六万回

六百十六万四

函館ろう学校ほか二校の寮舎建築費 野幌定時制高等学校災害復旧費

共同実習船建造費

教員保養所災害復旧費

職員住居施設貴

十勝沖震災誌編さん貴

スポーツセンター建築費

公認審判員養成費

社会福祉館建築貴 短波無線電話施設費

結核療養所增築費 精神病院附帯施設費 国体競技場建設貨

職員保養所建設費

アフターケアー建築費

支庁庁舎建設費

千七百五十八万四

千二百七十六万円

三千二百九十七万四

五百万円

五千百七万四

百八万円

三千三百三十万四

三百八十四万円 百十三万四

千二百三十六万円 一千三百三十三万 百四十二万四

千六百十三万円

七百六十一万四

七百六十五万円

国庫支出金

分担金及び負担金

種畜場復旧 **土木機械整備費**

水害関係災害土木復旧費 土木現業所費

救農土地改良費 同じく道路局部改良費 冷害関係災害土木復旧費

開拓地農道補修背 道営災害復旧費

九百八十五万円

二千万円

八百五十五万円

となるのであります。 などでありましてその総額は、

五億四千四百二十万円

百五十五万円

一千万円 一千万円

札幌職業補導所寄宿舎建築告

労災病院建設費

次に当面急を要する経費についてでありますが

を追加いたしましたのは、 まず酪農振興施設費において

千三百十四万円

昭和二十九年度に本道において輸入牛ジャージ種を導入する一地区の 選定を見まし 諸施策を推進するため集約酪農地区建設事業を 実施いたしておるのでありますが、 国においては自然的に酪農経営に適した地域を選定し、 重点的に酪農振興のための

たので、これが受入れのための所要経費などを見込んだのであります。

この外

病害虫防除施設費

稚内商業高等学校ほか一校の災害復旧費

産業開発青年隊指導費 引揚者接護対策費

道路特別整備委託費

千四百四十万円

二百四十八万円

百八十三万円

七百万円

百三十八万円

など合わせまして四千百五十万円を見込み当面の行政遂行に 遺憾のないようにいた したいと存ずる次第であります。 百二十五万円

以上の歳出に見合う財憑措置といたしましては

三千三百二十七万円

九百六十万円

六百三十四万円

千五百十万円

一千七百万円 六百十八万円

一千五百万円

越附

五百二十三万円

金

五億二千三百五十二万円

六百八万円

をそれぞれ追加計上いたしますとともに、 公営企業及び財産収入において、 地方競馬費会計の益金収入二百万円を減額する

一千万円

市の協力によつて設置されたものでありまして、一商来この施設を借上げ施行してま 知のとおり旧小樽競馬場は、 昭和二十三年道営競馬実施に際し民間の出資及び小樽 こととして収支の均衡を図つた次第であります。 まず地方競馬費会計において、「七百二十万円を追加計上いたしましたのは、御承 次に特別会計についてでありますが、

が措置をいたした次第であります。 補償金支出のことにいたしたいと存じ 事業収入及び一部歳出予算の更生によりこれ

において施行のこととなりましたため、 これが補償について検討の結果八百万円の いつたのでありますが、諸般の事情により昨二十八年九月以降小樽を廃止し、 札幌

ので併せて御諒承いただきたいと存ずる次第であります。 なお土地を含み奉施設は、補償金の支出に伴い道に無償寄附の見込みであります

次に電気事業費会計において

を計上いたしましたのは、

二千三百二十三万円

生委員会に付託した。

夕張川開発地点における実施設計衡立のための調査費を、 起債を見合つて、 千五百万円

を見込んだものであります。

また騰泊における建設事業につきましては、 その完了に伴う仮設物の撤去などの

作業において昭和二十八年度内の残事業、

八百二十三万円

について繰越を要することとなりましたので、 今回これが措置をいたした次第であ

次に農産物検査費会計において

医科大学費会計において

道病院費会計において

道有林野事業費会計において

四千四百五十二万円 二百九万円

千五百五十万円 五百三十万円

をそれぞれ追加計上いたしましたのは、 普通会計同様資金資材などの事情により繰

越を要する事業につきこれが措置をいたした次第であります。

目の更生措置をいたしたいと存じ提案いたした次第であります。 なお、母子福祉資金貸付事業費会計につきましては、 既提出の歳入中一部歳入科

が、なお詳細につきましては、 以上は今回提案いたしました予算案につき その概要を申し述べたので ありま 御質問に応じ御答弁申し上げたいと存じます。 雪

附属議案とも併せ、よろしく御審議の上適当なる 御議決あらんことを切望いたし

三月二十七日 午後二時五十六分開議。予め時間を延長、 般の報告を

行つて暫時休憩、午後六時三十七分再開。 諸般の報告の後、

日程

副知事(野口)の提案説明を聴取、議案第百十六号は予算特別委員会 査の経過及び結果について報告、これを諮つて原案可決に決した。 至第九十六號を一括議題に供し、 諮つて委員長報告通り原案可決、 一、議案第五十九號乃至第九十三號を議題に供し、田呂予算特別委員 (改) より、 次に日程に追加、護案第百十六號乃至第百十八號を一括議題に供し、 また議案第百十七号は直ちに承認議決、議案第百十八号は衛 本案の審査の経過及びその結果について報告、これ 宮本農務委員長(協)より、 次に日程に追加、 議案第九十四號乃

日は休会とすることについて諮り、異議なくそのことに決し、 次に議事進行の都合上会期を三月三十一日まで三日間延長、二十九 午後六

時五十四分散会。

報 뇸

査の経過及び結果を御報告申し上げます。 会に併託されました案件の中、 議案第五十九号ないし第九十三号につきまして、審 私は過般設置せられました予算特別委員会の委員長として、 去る二十二日本委員

委員会に併託された次第であります。 びこれに関連する附属議案、 議において追加提出の昭和二十八年度普通会計のほか、 いまして、当初付託の議案を審査中であつたのでありますが、 本委員会は去る三月十六日設置せられ、 並びに昭和二十九年度同時追加予算案などが併せて本 翌十七日正副委員長及び理事の互選を行 十特別会計追加更正予算及 去る二十二日の本会

を一時中止してこれらの案件について審議を行つたのであります。 している現況に鑑み、急速議決の必要を認め、「去る二十四日従前からの案件の審議 そこで、本委員会は併託議案の中、 本年度追加更正関係議案について年度末切追

見透しを得て平衡交付金を減額せんとするものであります。 設整備費、産業会館設立補助金などを追加する一方、起债、 学、北大水産学部の整備拡充費及び室蘭工業大学復旧費補助、 災害救助費、観光施 **更正のほか、当面緊急措置を要する経費として中小電源開発費補助、 北海道学芸大** その内容は国庫支出金の確定及び起債承認の内定などに伴う各種事業費などの追加 まず議案第五十九号は、昭和二十八年度普通会計、追加更正予算案でありまして、 国庫補助等財源増額の

応して追加または更正の措置を行わんとするものであります。 転貸資金、道有林野事業費における事業費追加のほかは、 いずれも歳入の実態に即 また議案第六十号ないし第六十九号の各特別会計追加更正予算は、 電気事業費、

であります。 貸付事業費両特別会計予算の追加更正に伴う起债及び その変更取消しに関する議案 さらに議案第七十号ないし第九十三号は、普通会計及び転賃資金、 母子福祉資金

び復旧費補助と私学補助との関連、電力対策費の補助対象、開拓補助事業事務費、 立費補助金、遊興飲食税納税協力会補助金等の追加提案の時期、 三大学整備拡充及 年度歳入の見通し、函館観光物産館補助金、雪上自動車購入費補助金、 同時追加として提出することを理事者に強く要望し、 予算が審議されている段階において、 いて審議さるべきものであるとの意見もありましたが、結局年度末切迫して明年度 を審議しつつある段階において本年度追加予算として提案することは 不適当である 結果、産業会質設立補助金、函館観光物産館補助金、 雪上自動車購入費補助金につ 耕地災害復川費などによる建物購入費の使途などについて 活激なる質疑応答が行わ とし、必要ならば二十九年度予算に同時追加として提案の上、全体的視野の下にお きましては、これら補助金の性格は新規事業であつて、年度末切迫し、 明年度予算 れた次第でありまして、 これら案件の取扱いについて本目の委員会において検討の 以上各案件の審議の過程におきまして平衡交付金、道税収入、起債、 かかる新規事業費の追加は今後新年度予算の 今回は事情余儀ないものとし 産業会館設

申し上げ報告を終ります。 以上本委員会における議案第五九号ないし第九十三号の各経過 及び結果の大要を と認め原案の通り可決いたしたのであります。

て原案の通り可決いたした次第であります。 また本案以外の各案件はいずれも適当

知 事 說 明 旨

ついてその大要を御説明申し上げます。 ここに議題となりました、 昭和二十九年度北海道費歳入歳出追加予算案その他に

りまして るものとし、これに要する経費として三千二百七十四万円を計上 いたした次第であ 校を四月一日から道に移管するとともに 札幌伏見高等学校において二学級を増募す 今回提案いたしました予算は市立夕張南、町立干歳の各全日制及び定時制高等学

これを費目別に申し上げますと

高等学校費

二千九百七万円 二百九十三万円 七十四万円

定時制高等学校費

教育諸

となるのであります。

次にこれが財源といたしましては

使用料及び手数料

の一部を改正する条例案の修正承認を求める件を併せて提案いたしました。 及び雑収入を見合つて収支の均衡を図りました。 なお以上申し述べました道立移管などに伴いさきに提出した 北海道職員定数条例 何とぞよろしく御審議の上、適当なる御議決あらんことを切望いたします。

〇三月三十日 午後一時四十五分散会。 案は原案に同意議決することについて諮り異議なくそのことに決し、 告、ついで日程に入り、日程第一、議案第百十一號を議題に供し、 部結成に伴う所属議員の異動により議員の議席変更指定につ いて 報 午後一時四十二分開議、諸般の報告の後、協同議員俱楽

〇三月三十一日 午後二時四十分開議、諸般の報告の後、予め時間 び第五十二第九十八號、第百十二號乃至第百十五號、第百十八號を一 を変更、日程第二の中議案第四十三號乃至第四十八號、第五十一號及 をなし、一旦休憩午後五時四十分再開、諸般の報告の後、日程の順序 の延長

一千三百三十万円 九百四十三万円

第百 は休会とし、二日再会することについて諮り、 いで会期を四月二日まで再延長し、 提案者宮坂商工委員長 び結果について報告があり、 長 水産副委員長 び第四十七号、 宮本農務委員長(協俱)より、議案第四十四号及び第四十五号につい 括議題に供し、三室労働委員長(自)より、 (自) 次に日程に追加し、 議案第九十八号について、 本多民生委員長 一十四号について、 より、 午後六時五分散会。 (協俱) より、 第五十二号、 議案第百十二号について、 (協俱)より、議案第四十三号、 金沢衛生委員長(自)より、 (協俱) 意見案第六號及び第七號を一括議題に供し、 第百十五号、 いずれも委員長報告通り原案可決に決し 議案第五十一号について、 より趣旨弁明があつて、 それぞれ委員会における審査の経過及 なお議事の都合により、 宮坂商工委員長 第百十八号について、 議案第四十八 異議なくそのことに決 議案第四 第百十三号及び 原案可決、 立原総務委員 八号につ (協俱) よ 四月一日 十六号及 村山 V 0

決議。意見書

(一日以降議決の分は次号に掲載される。) (意見案第一号は前号に掲載法、なお四月)

|紀粛正に関する調査特別委員長||大島三郎君提出||(昭和22、3、8原案可決)|

綱紀肅正に關する勸告

決議案第

に綱紀の紊乱甚だしきものと認めざるを得ない。 対正に関する調査特別委員会が調査報告したとおり道政の不当、 不正なる実態は正規正に関する調査特別委員会が調査報告したとおり道政の不当、 不正なる実態は正の執行方法の外、 本議会の議決を無視した行政の執行等各事項について本議会綱紀カメラ等一部不急物品の購入とその使用方法・更には交際費、 食糧費、旅費等予算カメラ等一部不急物品の購入とその使用方法・更には交際費、 食糧費、旅費等予算が、過速等では、資産を表現した。

もとよりその原因の一半として、 終戦当時の虚脱状態の惰性から未だに脱却し得

認識を新たにし、 汚点に対し、 自ら深く反省するとともに現下本道に課せられている重大使命に鍛 正に熱意を欠くことによるものと認められることは、まことに遺憾に堪えない。 等力を失い、これがため成令更に行われず、 流れに溺れ、自らを戒めること綴にして自己責任の回難に汲々とし、 即ち公務員としての責任感と道徳観の欠如に基づく 精神的弛緩によるものと認めら 因する点なしとはしないが、 道風を樹立すべきである。 の報告書において指摘した各事項の改善を連に実行し、 ち、 れ、特にこれが監督の立場にある 上級監督者も口に卒先垂鏡を称えながらまたこの 今にして適切なる改革を行うに非ざれば、 道義の頽廃、 事、教育委員会等最高責任者並びに各級監督者は、 道政の今後に大いなる暗翳を投ずるものであり憂慮に堪えないところである。 決意と剪断をもつて本議会綱紀粛正に関する調査特別委員会がそ 民主々義の誤れる理解による責任感の低下等社会一般の風潮に基 主としてその原因は道民に奉任する道職員の公僕精神 加えて事務処理及び人事管理の欠陥是 道政に対する道民の信頼は全く地に隊 この際道政の上に貽され 厳に納祀を粛正し、 部下監督の指 新なる

右決議する。

決議案第二

號

反對決議(陳情書) 教育の中立維持に關する二法案に對する

昭和二十九年三月十六日右別紙案文の通り提出する。

提出者 議員 土山 字三郎

同 多田輝利同 時田政次郎

多 田 輝 利

高橋辰男

同同同

(昭和29、3、

16

否决)

北

獅

道

識

仝

文

部

大

参

議院議

長

同同同 和 平 7.

治

商新 田川 治 郎 隆

定 皶

同

識

長

教育の中立維持に崩する二法案に對する反對決議(陳情書)

は教育建設をその第一義として来たことは今更論を供たない。 しかるに最近の政治情勢を見るに、文教に対する方策は必ずしも、従来の教育振興 新憲法のもと、日本の民主教育が展開せられてから八年、 日本再建の基本的要件

関する法律案」は一層この傾向を示している。 例法の一部を改正する法律案」「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に の与論にそつておらず、むしろ民主教育を退化せしめる方向さえ見られるのである。 殊に今回政府が「教育の中立維持」 に名をかりて国会に提出した「教育公務員特

に加うべき何等の必要も認められない。 務員法」及び「公職選挙法」に明らかに示されているところであり、 ことさらこれ もとより教育の政治的中立性を確保することについては、「教育基本法」「地方公

滞を招くことは勿論、 その結果教育基本法第八条に示された正当な政治教育すら阻害され、 しかもこの二法案の内容を見るに、 教師の政治活動を完全に禁止することになり 道民の教育に対する発言権と、 **冒論の自由を封ずる危険性を** 教育の萎微沈

多分にもつている。

なければならない。 く」という精神をおかすこととなり 民主日本の建設にとつて将に重大な事態といわ れもあり、 しかしてこれに対するに刑法をもつて罰しようとすることは、 教育委員会法第一条に明示された「教育が不当なる支配に服することな 官憲の介入のおそ

案に対し本議会の決議を以つて強く反対する。 よつて本道の教育が真に正常に発展することを熱願し、 これを阻害するこの二法

月 Н

北海道議会議長 蒔 围 氽

古

意見案第二號

総務委員長 (昭和29、 3、13原案可決 立原耕平君提出

市制施行基準に關する意見書(陳情書)

は一年間延期するの経過措置を規定せられるよう要望する。 地方自治法改正に当り現行法による 市制要件中人口基準三万の引上げに関して

(理由)

歴史にある周辺町村との合併促進による 市制実施えの機運ほうはいとして起り、 めつつある町は本道においても相当数に達し、 現在挙げてこれが促進を期している実情にある。 法の施行に伴ない、社会圏。 ると仄聞するが、 政府は地方制度調査会の答申に基き、 本年四月一日より施行の目途を以つて 地方自給法の改正を企図しつつあ 夙に市制を願望し 都市計画の進捗と共に都市的形態の整備に努 経済圏を同じくし、 且つ分村による母子町村分派の 市制施行の要件中人口基準三万を五 これら町においては町村合併促進 万に

現は不可能となるのである。 又合併による市制施行についても本年三月末日までは 諸準備の進行上期間的に余 官報告示人口を基準としているため値かにこの基準に 達しないものが相当あり、 |かるに現行地方自治法第八条第一項の市の要件中人口基準は 昭和二十五年の したがつて合併の目的は遠しても期間経過のため多年熱望した市制実

市制要件中人口基準の引上げは一年間延期するの措置を 講ぜられたいのである。 右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。 **まつてこの際町村合併促進と市側施行を通じ、地方自治の進展強化を図るため、**

北海道議会議長 蒔 H 氽 吉

自 内閣総理大臣 1治庁長官 議院 議長

各通

/ 識院 議 (行政庁以外は陳情書とする)

關する意見書

(陳情書)

3 13原案可決)

鐵道貨物運賃特別割引繼續實施に 商工委員長

別割引制度については今後引続き実施せられるよう要望する。 ブロック等に対し、本年三月末日までを期限として実施されている 鉄道貨物運賃時 海道産業経済の伸展を図るため現在農産物、 藁工品(木材、 鮮魚介及び建築用

(理由)

施せられてきたのである。 物資により運賃負担の不均衡を生じ、 重要物資又は生活必需物資の需給に重大な 占める運賃の割合が五○%以上となり又鮮魚介においても三○%となる等、 **支障を与える結果となるためこれが是正措置として、** 昭和二十七年十二月鉄道貨物運賃の一率値上げに伴い、 従来より特別割引制度が実 藁工品の如きは価格に その

つてこの際、 うやに仄聞する処であるが、 の関係よりその増収、対策として現行特別割引品目の減少、 産業経済は勿論道民生活にも重大なる悪影響を招来することは必至である。 しかるにこの制度は本年三月末日を以つて打切られ、 且つ二十九年度国鉄予算 鉄道貨物運賃特別割引制度については 今後も引続き実施せられた もしこれら本制度の撤廃又は割引率引下の場合本道 割引率の縮少等を行

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

のである。

北海道議院議長 蒔 田 氽 吉

水農大運内 剧 理 大

臣

林 蔵 南 大大大 臣 臣 臣

庁

長

官

各通(行政官庁以外は陳悄むとする)

衆 北 Ħ 海 議 議 道 国 有 B 発 議議 長 総 官 裁 長

日本国有鉄道札幌運輸支配入 院 長

宮坂寿美雄君提出

意見案第四號

総合開発調査特別委員長 3 22 原案可決)

北海道開發費の增額に關する

意見書(陳情書)

昭和二十五年、

北海道開発法の制定により、

られたい。 て行う事業の重要性に鑑み、 国費投入では、第一次五カ年実施計画の完遂は、 の開発が実施されて来たが、 この際北海道開発費の増額について特段の措置を講ぜ 解来ニカ年間の実績並びに昭和二十九年度予算程度の 同二十七年度より国策として北海道 甚だしく危ぶまれるので国策とし

(理由)

わが国の経済自立を選するため、

輪田復興を図ると共に国内資源の積極的開発

である。 利用による自給度の向上を期することは、 いよその重要性を加え、 この秋に当り、 豊富なる天然資源と宏大なる地域を有する北海道の開発にいよ 特にそれがわが国の食糧自給と国内過剰人口収容の上に 現下のわが国にとつて最も緊要な課題

開発の推進を図りつつあるのであるが、 果すべき役割は極めて大なるものがある。 かかる見地から、政府は北海道総合開発五カ年計画を策定し、 この宏大な未開発地域に対する過去ニカ

国費を投入し、

完遂は全く期待できない実情である。 僅かに計画量の三○%弱に過ぎず、 年間及び昭和二十九年度予算を併せた三カ年間の 政府による開発費投入の状況は 所期の第一次五ヵ年実施計画に基づく事業の

次五カ年計画は、 **動餅に帰することが危ぶまれるのである。**

この際、

国策として行う北海道総合開発事業の重要性に鑑み、

かくては産業発展の基盤をつくり開発事業の飛躍的発展を期して

策定された第

れを取り戻されるよう特段の措置を講ぜられたいのである。 集中投下によつて開発事業を促進せられ、 少くとも第一次五カ年実施計画の立遅

右地方自給法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 蒔 Ш 余 吉

闍 14 大 臣 臣 臣

通 遞 建 商 産 輸 設 業大 臣 臣 臣

経済審 議庁長官 歱

生

大

臣

北 自 讖 烷 該

海道開発庁長官 治 庁 長 長 官

各通(行政庁以外は陳情書とする)

意見案第五號

総合開発調査特別委員長 坂東秀太郎君提出 3、22原案可決)

繰越使用の特例設定に關する意見書 北海道における國費事業豫算の早期令達竝びに (陳情書)

に効率化を図るため、 工しても効率的でない実情に鑑み、 海道は積雪寒冷地帯であるため、 北海道における国費事業予算については、 公共事業費等予算に関する事業実施の適正並び 冬期間の建設工事は不可能に近く、 その早期令達を行 仮りに施

らとともに繰越使用の特例を設けられたい。

も効率的でない状況下にある。 の五カ月間に亘り、 北海道は寒冷降雪期間の長い積雪寒冷地帯であり、 各種建設事業は殆んど実施不可能に近く、 冬期間の十一月乃至翌年三 仮りに施行して

でに相当の時日を要するため、 の会計年度のもとにおいては、 い不利な冬期作業を余儀なくされている実情にある。 従つて、 工事施行期間は他府県に比し著しく短期間に制約されているが、 北海道として事業実施の最適期を利用し得ず、勢 公共事業費等国費予算の決定より令達せられるま 現行

筝 国費事業予算の令達を早期に行うとともに、 北海道における予算執行の適正並びに効率化を図るため、 工事を止むを得ず不利な冬期作業 公共事業費

ため、

よつて本道における造船産業の維持振興を図り 総合開発の維進に寄与せしめる

北日本唯一の大造船所として極めて重要な存在である。

北海道函館ドック

厚 通 敹 北海道開発庁長官 自 経 運 建 農 大 济審議庁長 商産 談 治 設 栤 蔵 院 拧 業大 大 大 大 長 韼 臣 官 長 官 臣 臣 臣 臣 臣 各通(行政庁以外は陳情書とする)

識

長

宮坂歩美雄計提出 3、31原案可決)

商工委員長

造船産業の維持振興に關する意見書 (陳情書)

意見案第六號

割当せられたい。 度外航新造船、 北海道造船産業の維持振興を図るため、 国及び公共企業体等政府関係機関の新造船並びに修理の相当数量を 函館ドック株式会社に対し昭和二十九年

(理由)

十万トンを一挙に十七万トンに縮減せんとしており、 上に極めて重大な危機を招来することが憂慮される。 全体の建造トン数は前年度に比し約四割の工事量縮減となり、 が、 政府は外航船整備拡充四カ年計画を設定し、 昭和二十九年度においては均衡予算の理由のもとに前年度の建造トン数三 海運復興の基礎を着々確立し来つ 保安庁船その他を含めても 造船産業の存立の

例を設けられたいのである。 に特込むと認められる費目については、 一般的に翌年度に繰越使用し得るよう

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 蒔 H

余 占

内

制

総

題

並びに修理に当り相当数量を割当てられるよう要望するものである。 株式会社に対し、 これら外航新造船に勿論国及び公共企業体等政府機関の新造船

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 蒔 囯 余 吉

剧 理 大 臣 臣

大 選 大

北海道開発庁長官 匴

各通

(行政庁以外は陳情書とする)

談 院 談 提 北海道開発審議会会長

議 阸 長

3 31 原案可

商工委員長

宮坂寿美雄君提出

關する意見書 大豆を主原料とする中小企業維持振興に (陳情書)

一、北海道における製油業味噌醬油醸造業飼肥料業等の中小企業は その主原料たる 期に直面している実情に鑑み、 持振興を図られたい。 輸入大豆の配分が他府県に比し著しく低位におかれ 原料入手困雑のため経営の危 速に配分枠拡大の方途を講じこれら中小企業の維

油業味噌醬油醸造業飼肥料業等は経済的にその基盤が弱体で 他府県の同種企業 **他府県に比し著しく不遇な条件下におかれているが、特に大豆を主原料とする製** と対抗していくには多大の困難が伴なら実態である。 北海道における中小企業は積雪寒冷の自然的悪条件と 経済的後進性のために

算上競争し得ない実情にある。 に相応して漸次昻勝し輸入大豆と比較して トン当り一万二千円程度の値幅が生 道産大豆に依存していたところ近来道産大豆はその品質が優良で ある ため 豆 しかしてこれらの中小企業は過去においてその原料の大部分を 道産大部分を 道産大豆を原料とする場合輸入大豆を原料とする 他府県の同種企業とは採 納豆等の高級原料として全国的に販路が拡大せられ、 その価格もまた品質

> のこれら企業は壊滅的重大影響を受けている。 繢七五%と決定されたため輸入総量五十七万トンの中本道嚮当は僅かに 六千七 百トンに過ぎず必要最少箌量の三分の一にも満たないものであり、 - かるに昭和二十八年度輸入大豆割当配分基準は 設備二五%輸入大豆使用実 ために本道

準決定に当つては道産大豆の使用実績を含める等 需要の実態に即するよう輸入 せられたいのである。 大豆配分枠の拡大をほかり原料確保の面から本道のこれら 企業の維持振興を期 つた事情もあり道産大豆入手困難の現況に鑑み 昭和二十九年度輸入大豆配分基 しかして統領解除直前の昭和二十五年度道産大豆の割当は 三万六千トンで

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。 北海道議会議長 蒔

H 余

古

臣 各通

通商産業大臣 食料庁長官

衆参阿院議長

(行政庁以外に陳倩書とする)

常

任

委

員

會

議 會 運 營 委 員 會

〇三月八日 午前十時四十六分、議長室において開議。

1 質疑とすること。 本日の議事は、 (1) 綱紀粛正に関する調査特別委員長報告、 (2)代表

(2)て説明にかえることを了承、 採決することに決定。 網紀粛正に関する勧告決議案の提案については委員長報告をもつ 決議案について発言がなければ直ちに

3 議長より、 今後の議事運営の予定について説明。

(5) 4 事務局長より、 議事課長より、 代責質疑の通告は川高橋議員(社右)五十五分、 議会費二十八年度追加予算について説明。

の順となつている旨を報告。 議員(自)⑸改進党未通告,⑹鈴木議員(社左),⑺天谷議員(協)⑵窪田議員(公)四十分,⑶新川議員(労)一時間二十分,⑷立原

- を明日即決することを了承。 ⑥ 沼田、増毛、長万部、天塩各町立高校の道立移管についての議案
- 員が理事として代理することを了承。
 正副委員長事故あり、田中理事も留守になるので、その間原田委
- 術を行つたことについて報告。 議長より、道開発予算に関し休会中関係各委員会の代表者上京折
- いて発言することを了承。 図 知事並びに教育長より本会議において綱紀粛正に関する所信につ
- 本会議を再開することとし、午後三時十二分散会。年後三時十分再開、本決議については即決することに決定。直ちに年後三時十分再開、本決議については即決することに決定。直ちに、網紀粛正に関する勧告決議の取扱い方について協議、暫時休憩、

〇三月九日 午前十時四十五分、議長室において開議。

- ① 知事より昨日保留の三室(自)、高橋(社右) 両議員の質疑に対す
- 一応留保することを了承。 中立性確保に関する二法案に関する知事答弁についての緊急質問は② 西村議員(社左)より通告があつた昨日の本会議における教員の
- 五十五号、第五十六号は先に提案された議案と一括して上程すると追加提案の議案第五十三号、第五十四号は委員会に付託、議案第
- 員(社左)四十分、天谷議員(協)四十分の旨を報告。 議事課長より、本日代表質疑は、武田議員(改)三十分、鈴木議
- ⑤ 本会議は午前十一時三十分より開議すること、本委員会は本会議

散会後開かず、毎朝開くことに決し、午前十一時六分散会。

〇三月十日 午前十時四十一分、議長室において開議

-) 土山議員(公)の土木、労働常任委員に選任を了承。
- 承したので撤回する旨の申し入れを報告。 昨日の西村議員(社左)の緊急質問の通告は知事の答弁により了
- 説明を聴取。 今後の日程に関連し総務部長より追加予算の提案見透しについて
- 般質疑は本日中に通告を受け明日諮ることに決定。四人全部を終え、それ以上遅くなるようなら明日に廻わすこと、一個 本日の議事については五時半頃までに終了するようなら代表質疑
- 憩、午後三時二分再開。 に対する答弁終了後休憩することに決定、午前十時五十五分一旦休 本会議は午前十一時三十分開議、立原議員(自)の質疑及びこれ
- 午後三時四分休憩、午後四時三十六分再開。⑥ 本日の代表質疑は武田議員(改)一名にて終了することに決定、
- ⑦ 議員出席率の問題について協議。
- とに決定。 質疑を行つて代表質疑を終了、一般質疑に入りできるだけ進めるこ時三十分とすること、明日の日程は質疑一名終了後休憩、午後一名⑧ 本会議の開議については明十一日は午前十一時、十二日は午前十
- し、午後五時五分散会。 議員バッチ改正については見本により各党の意見を確かめることとの 議員バッチ改正の件について協議、暫時休憩、午後五時三分再開、

〇三月十一日 午前十時三十分、議長室において開議。

- 質問を了承。 田呂議員(改)の日教組指令による一斉公開授業についての緊急
- 議事課長より、一般質疑の通告は自由党西田(信)、桑野、朝倉、

- 農党和平議員、公正クラブなし、改進党未通告の旨を報告。協同クラブ糸川、二瓶両議員、社会党(右)浜森、長沢両議員、労平野、原田各議員、社会党(左)高田、森川、舟木、三沢各議員、
- 旦休憩、午後一時四十分再開すること。 本会議は午前十一時より開議することとし、午前十時四十七分一
- 承。⑤ 本委員会の清水委員長(自)、堀田副委員長(自)の委員辞任を了
- 定。 ・一年の委員会付託、本委員会委員の選任とすることに決議案第四十九号の委員会付託、本委員会委員の選任とすることに決し、の緊急質問の再質問、天谷議員(協)の代表質疑、答弁終了後、田呂議員を一年後の議事は、鈴木議員(社左)の質疑、答弁終了後、田呂議員
- 一時五十分休憩、午後五時六分再開。
 の本会議終了後本委員会の正副委員長の互選を行うこととし、午後
- (8) 本委員会正副委員長の互選について協議、午後五時二十一分暫時(8) 本委員会正副委員長の互選について協議、午後五時三十一分再開、土山委員(公)より、休憩中協議の結果に代表者を出して協議することに決定、午後五時三十四分暫時休憩、休憩、午後五時三十一分再開。右の互選については各党から一名宛、本委員会正副委員長の互選について協議、午後五時二十一分暫時
- 〇三月十二日 午後三時二十五分、議長室において開議。
- ① 議案第五十七号、第五十八号は本会議再開劈頭上程議決すること
- ③ 本委員会正副委員長の互選について土山委員(公)よりその後の

投票によることとし、開票の結果原田委員(自)を副委員長に決定。児玉委員(自)を委員長に決定、次に副委員長の選任も同様無記名経過を報告、互選の方法は無記名投票によることとし、開票の結果

④ 本会議は午後四時より再開することとし、午後三時五十分散会。

〇三月十三日 午後一時、議長室において開議。

1

2

- と。 本日午後の議事は四時三十分乃至五時頃まで続行する こ と に 決
- 旨を報告。 二十五分、浜森議員(社右)三十五分、朝倉議員(自)二十五分の) 事務局長より、本日の質疑は大久保議員(改)十分、糸川議員(協)
- 予算特別委員会の委員は三十一名とすることに決定。

(3)

党七名、社会党(左)五名、協同クラブ四名、社会党(右)三名、④ 議事課長より、予算特別委員の各党別割振りは自由党十名、改進

公正クラブー名、労農党一名、計三十一名となる旨を報告。

- 右意見案は質疑終了後上提することに決定。討することとし、午後一時二十六分休憩、午後一時五十二分再開、⑤「商工、総務各委員長より提案の意見案については各党において検
- 直ちに本会議を再開することとし、午後一後五十八分散会。

〇三月十五日 午前十時五十七分、議長室において開議。

- 本日の本会議は午後五時頃まで続行することに決定。
- を再開することに決定。
 ・予算特別委員の各党名簿をとりまとめ、本会議休憩中に本委員会
- 後一時四十六分再開。 直ちに本会議を開議することとし、午前十一時二分一旦休憩、午

- ④ 各委員会の議案付託について決定。
- ⑤ 予算特別委員未通告の自由、協同、社会(右)は早急決定通告す

- すこと。 質疑の情況により午後五時頃までに終らなかつた分は明日に延ば
- 再会するとととし、午後二時七分散会。 明日は午前十時より本委員会を開くこと、本日は直ちに本会議を

〇三月十六日 午前十時五十六分、議長室において開議

- 議、(4)決議案第二号上程の順とするととに決定。(自)、吉田(豊)(自)各議員の一般質疑、(3)予算特別委員会設置動① 本日の議事は(1)三室議員(自)の緊急質問、(2)笠井(社右)、福島
- こよら 決議案第二号の取扱いについては休憩中に各党の意見をまとめる
- ③ 総務部長より追加提案について説明を聴取。
- ④ 予算特別委員の氏名を報告。
- 二分一旦休憩、午後二時十五分再開。 本会議は午前十一時三十分より開議することとし、午前十一時十
- ◎ 決議案第二号取扱いについて各党の意向を報告。
- 決定、午後二時四十五分休憩、午後六時十五分再開。 党において決議案第二号の取扱い方を決め、本委員会を開くことに党において決議案の趣旨弁明の後休憩することとし、休憩中に各の 本会議は質疑を統行、終了後予算特別委員会を設置、各委員会に

- (社右)赞成、③西田(信)議員(自)反対、4)高田議員(社左)赞⑩ 決議案第二号に対する討論は①中山議員(改)反対、②若林議員

成の順とすること。

後八時より再開することとし、午後七時四十五分散会。) 次回委員会は二十二日午前十時より開くこと、本日の本会議は午

〇三月二十二日 午前十一時二分、議長室において開議。

- とし、あつた緊急質問の取扱い方を協議したが、本会議前に再び豁ることあつた緊急質問の取扱い方を協議したが、本会議前に再び豁ること(社右)より、北洋漁業出漁態勢及び漁業公社の融資について、時田議員) 井野議員(社左)より、北洋漁業出漁態勢等について、時田議員
- 請願、陳情の審査については委員会決定のとおり決すること。
- 総合開発調査特別委員長より提出の意見案二件は上程すること。
- ④ 追加議案の取扱いは総務委員会の結論により上程すること。
- 一時五十一分休憩、午後一時四十三分再開。 、(3)意見案の議決、(4)追加提案についての知事の説明聴取、一旦査、(3)意見案の議決、(4)追加提案についての知事の説明聴取、一旦⑤ 本日の議事は、(1)緊急質問 (決定した場合)、(2)請願、陳情の審
- 施について協議、午後二時三分一旦休憩、午後五時四十分再開。⑧ 議長より全国都道府県議員野球大会の参加府県について報告、実⑦ 追加提案の知事説明聴取後一旦休憩することを再度決定。
- 追加議案の各委員会付託について決定。
- ◎ 会期を三月三十一日まで延期することに決定。
- ⑩ 二十八年度予算については二十七日に議決することに決定。
- いて央定。 図 本会議は二十三日より二十六日まで休会、二十七日再開とすると
- 時十七分散会。 9 議員野球大会については二十七日まで保留することとし、午後六9 議員野球大会については二十七日まで保留することとし、午後六

〇三月二十七日 午前十時三十八分、議長室において開議

- めるととし、一旦休憩、午後六時二十三分再開。 文教委員会の事前審査を行うよう文教委員長と相談して取扱いを決七号は即決、議案第百十八号は衛生委員会付託、議案第百十六号は 追加提案の議案第百十六号乃至第百十八号の取扱いは議案第百十
- 九十六号の冷害関係議案は本日議決すること。② 昭和二十八年度追加更正予算関係議案及び議案第九十四号乃至第
- するよう次回から取扱うことを了承。 党から委員の出ていない委員会の審議結果は委員長より党に通知
- ④ 議案第百十六号は文教委員会において明月より事務調査を行うこ
- で延長、三十日より本会議を開くことに決定、午後六時二十八分散の延長、三十日より本会議を開くことに決定、午後六時二十八分散の一会期は予算特別委員会の審査状況とも関連があるが、三十一日ま

〇三月三十日 午前十一時十二分、議長室において開議。

- **楽部結成届出により、控室、議席の変更等について決定。** ① 改進党、協同クラブ所属議員の全員三十一名をもつて協同議員俱
- を行うこととし、午前十一時二十八分散会。② 本日の議事順序は、議席の変更指定報告、議案第百十一号の議決

〇三月三十一日 午後零時十分,議長室において開議。

- 十四分再開。

 ・四分再開。

 ・四分再開。

 ・四分再開。
- に決定。 予算と関連の薄い委員会審議済の議案は全部上程、議決すること
- ③ 意見案第六号、第七号も本日上程に決定。
- なお明一日は休会とすることに決定、午後五時二分散会。 ④ 予算特別委員会審議状況から会期は四月二日まで延長すること、

總務委員會

〇三月十日 午後四時三十分、第三委員室において開議。

- ① 江別町長より、江別町に市制施行につい陳倩を聴取。
- 休憩、再開後、この問題は後日にまわし、午後五時三十五分散会。② 生田原村に町制施行について現地調査班の報告を求めたが、暫時

〇三月十二日 午後一時十五分、第三委員室において開議。

- の上原案可決に決した。の上原案可決に決した。の上原案可決に決した。の上原案可決、次に議案第五十八号、美唄市と月形石いて報告があつて原案可決、次に議案第五十八号、美唄市と月形石いて報告があつて原案可決、次に議案第五十八号、美唄市と月形石が、より、上士幌、浦幌両村、多田委員(社工原村を町とする件について現地調査班の報告を求め、川人委員(社工原村を町とする件について現地調査班の報告を求め、川人委員(社工原村を明社の上原案員長(自)より、議案第五十七号浦幌村、上士幌村、生田の上原案員長(自)より、議案第五十七号浦幌村、上士幌村、生田の上原案可決に決した。
- (改)両委員及び立原委員長に決して、午後二時十五分散会。 三万を五万に引上げの時期に期間的余裕を持たせたい点について委員長より発言、川人(社右)、西田(信)(自)、吉田(定)(改)、金員長より発言、川人(社右)、西田(信)(自)、吉田(定)(改)、金員長より発言、川人(社右)、西田(信)(自)、吉田(定)(改)、金三万を五万に引上げの時期に期間的余裕を持たせたい点について委② 次に道內町村合併による市制施行の問題に関連し、市の人口基準② 次に道內町村合併による市制施行の問題に関連し、市の人口基準

方競馬特別会計の補償金及び補塡金の内容について、山内委員(労)説明、西田(信)委員(自)より、(1)起債、平衡交付金の関係、(2)地する旨を述べ議案第五十九号乃至第六十九号について財政課長より田中副委員長(自)より、提出案件について理事者の説明を聴取O三月二十二日 午前十一時五十五分、第三委員室において開議。

より、議案第百十二号の説明を求め、財政課長の説明を聴取した後、

Щ その評価格について、二瓶委員(協)より、議案第百十五号について、 内委員(労)より、 それぞれ答弁があつて、午後一時散会。 副知事及び副出納長の退職金について質疑が

〇三月二十七日 午前十一時、第一委員室において開議。

- 1 冒頭、赤平町助役より、赤平市制施行について陳倩聴取。
- 納長より答弁。 川人(社右)、山内(労)、大久保(改)各委員より質疑があり、出 出納長より出納局内不正事件について、弁明があり、これに対し、
- .3 ついで付託議案の審査に入り、議案第百十二号は原案可決に決し
- 4 求の経費、髙校道立移管の単行議決についてへこれについては二瓶 道立移管の提案の時期について質疑、総務部長より答弁。 より説明聴取、山内委員(党)より、議案第百十八号、無効審判請 (恊)、西田(信)(自)委員よりも質疑)田中委員(自)より、 次に本日提出の議案第百十六号乃至第百十八号について総務部長 高校
- (5) れていない旨の説明があり、 調査状況について説明を求め、総務部長より、正式申請書は提出さ ととに決し、 は内容がはつきりし次第、 次に赤平町、江別町における市制施行についての理事者の事務的 午後零時五分散会。 委員会を招集調査することを諮り、 立原委員長(自)より、本件について その

衛 生 委 員 會

〇三月十三日 午前十時四十分、第三委員室において開議。

- 1 衝のため東京事務所長の連絡により上京した旨了解を求めた後、 金沢委員長(自)より、二月十六日より二十三日まで衛生予算折
- 2 古田 長の説明を求め、同部長よりその経緯について説明があつて一旦休 過般の「醫師二名を精神障害と認定」の新聞記事について衛生部 再開後、委員長及び西田 (定)(改)、二瓶(協)各委員より、 (信)(自)、 川人(社右)、山内(労)、 (1)退職の形式、 (2)保健所

退職後民生部所管の診療所で採用の経緯と各部連絡の問題、③ 採用についての基本線の問題等について質疑、 時散会。 応答があつて、 午後 、今後

〇三月三十一日 号はいずれも原案可決に決し、 議案第四十六号、第四十七号、第五十二号、第百十五号、 大久保副委員長(協俱)より、 午後一時二十五分、第一委員室において開議。 午後一時五分散会o 付託議案の審査を行う旨を述べ、 第百十八

文 教 委 員 會

〇三月九日 午後一時三十分、第三委員室において開議。

- 1 十三号、第五十四号は原案可決に決し、 林委員長(改)より、付託議案の審査を行う旨を述べ、 議案第五
- 午後一時四十三分散会。 次に高教組代表より、 通信教育の予算増加について陳倩を聴 取

〇三月二十七日 午前十一時四十五分,議長室において開議

1 新川 (自) 各委員より、本委員会に事前連絡なしに提案の運びとなつた経 いて質疑があり、教育次長より後刻答弁致したい旨を述べ、暫時休 でありながら夕張を取り上げた理由及び都市の高校移管に対する考 緯について質疑及び意見があり、教育次長より答弁、中野(社左)、 百十六号、 え方並びに地元の寄附により学級増を無制限に認めるかどうかにつ に対し、中山(改)、新川(労)、中野(社左)、秋山(協)、坂東(浩 会である本委員会の事前了解について連絡があつた旨を説明、 札幌伏見高校の二學級増加の件は予算委員会付託となるが所管委員 林委員長(改)より、議会運営委員会より追加提案予定の議案第 午後一時五十分再開。 「(労)、中山(改)各委員より、高校道立移管は郡部優先の方針 , 第百十七号の夕張南高校及び千歳高校の道立移管並びに こ れ

- ② 休憩前の問題に対して教育次長より答弁、再び高橋(社右)、新川② 休憩前の問題に対して教育次長より答弁、新川委員(労)、中山(改)、本多(改)、坂東(浩)(自)各委員よりこれに② 休憩前の問題に対して教育次長より答弁、再び高橋(社右)、新川
- 一旦休憩、午後四時四十分再開。 高橋(社右)各委員よりもそれぞれ議員会に諮る旨の発言があつて、は予算委員会との関係もあり、同調できない旨を述べ、新川(労)、3 秋山委員(協)より、協同クラブとしては本問題の追加議案提案
- 外することとし、午後四時五十分散会。とすることに決定、伏見高校の問題については本委員会調査より除を編成して明二十八日実地調査を行うこと、派遣委員は委員長一任うべき旨の意見があり、このことについて諮り、千歳、夕張の二班④ 中山委員(改)より、委員会所管の事務調査として実地調査を行

〇三月二十九日 午後二時十分,第二委員室において開議。

- を聴取。 ・ ① 「日頭、夕張市教育長より、夕張市南高校の道立移管について陳情
- について予算委員長に申し入れを行う旨を述べ、両校の移管については了承することに決定、委員長より、このことを結果について、委員長より、千歳高校の調査結果について報告、で実地調査の報告を求め、井口委員(社左)より、夕張南高校の調② 林委員長(協俱)より、夕張、千歳の高校道立移管の問題につい
- **肯と述べ、** 題について質疑及び意見があり、教育次長より調査の上答弁したい題について質疑及び意見があり、教育次長より調査の上答弁した問員より、議案を委員会付託中に学級増加分の合格者発表を行つた問(社左)、本多(協俱)、高橋(社右)、井口(社左)、新川(労)各委) ついで伏見高校学級増加の問題について異議なきやを諮り、中野

4 があり、 より、 り伏見高校の合格者発表の問題及び議案第三十九号については保留 り、総務部長、財政課長の説明を求める旨の発言があり、委員長よ 比較について質疑があり、教育次長より答弁、 値上げ問題を議題に供し教育次長より説明を聴取、 し明日午前十時より委員会を開く旨を述べ、午後三時十五分散会。 次に付託議案の審査に入り、議案第三十九号の道立高校の授業料 本多(協供)各委員より、値上げ理由について質疑及び意見 札幌医大の授業料との均衡について、委員長より、 教育次長より答弁があつたが納得できず、 井口(社左)、 新川委員(労)よ 中野委員(社左) 全国との

〇三月三十日 午後二時五十五分、第二委員室において開議。 〇三月三十日 午後二時五十五分、第二委員室において開議。

り答弁があつて同部長に対する質疑を打切り、野(社左)委員より、授業料値上げ問題について質疑、総務部長よ野(社左)委員より、授業料値上げ問題について新川(労)、中俱)より、夕張南高校、千歳高校の移管問題について、中山委員(協百十八号が議会終了間際に提案された理由について、中山委員(協互しいて)、金銭長より、総務部長に対し議案第三十九号及び伏見高校の問題② 委員長より、総務部長に対し議案第三十九号及び伏見高校の問題

③ ついで再び伏見高校の問題について中野(社左)、「坂東(港)(自)- 会の招集は委員長一任とすることとし、午後四時三十七分散会。 本件については委員会終了後協議会をもつて協議することとし、本中については委員会終了後協議会をもつて協議することとし、 本中については委員会終了後協議会をもつて協議することとし、 本件について再び伏見高校の問題について中野(社左)、「坂東(港)(自)-

〇三月三十一日 午後二時五分、第二委員室において開議

- 得ないとの考えである旨を述べ、暫時休憩、午後二時十八分再開。いて発言を求め、高橋委員(社右)より、社会党(右派)は事情止むを三十九号を議題に供し、授業料値上げ問題に関する各党の意向につ① 林委員長(協俱)より、付託議案の審査を行う旨を述べ、議案第
- 時保留とすることに決定。 秋山 (協俱)、井口 (社左) 各委員よりそれぞれ意見があり、結局暫③ 本案の採決について、中野 (社左)、坂本 (浩) (自),新川 (労)、
- ④ 次に議案第九十七号は原案可決に決し、午後二時三十五分散会。

民生委員會

〇三月十六日 午後一時四十分,第三委員室において開議。

- . 保育所予算の増額について陳情を聴取。① 冒頭、全道母子相談員代表より、母子金庫予算の増額及び母子寮、
- て, 寮の廃止等について陳情を聴取、 生活困窮者に対する生活保護の完全実施、 に決定、 より説明、 山委員(改)より、 本多委員長 新川委員(労)より、 期間は三月十七日より三月二十四日までの八日間とすること 暫時休憩、 井口委員(社左)より、無縁故者の一時収容施設につい 舞鶴出迎については新川(労)、高橋(社右)両委員を (改) より、ソ連地區引揚者の出迎について諮り、 休憩中、 帰国再開の経緯について説明を求め、保護課長 応急家財費について質疑があり、 社会保障を守る会代表者より、農漁村 午後二時再開。 医療扶助に対する制限診 中
- ③ 次に委員長より、瀬棚町の漁業災害調査の報告を求め、井口委員

- シーのcで奏員受より、三月二日国民をはこけける自、女よ(社左)より報告、髙橋委員(社右)より補足報告があり、
- たことについて報告。 正による本道交付枠増額要望のため議長の命により上京折衝を行つ④ ついで委員長より、三月二日国家予算に対する自、改共同増額修
- (5) 新川委員(労)より、明啓院の問題について説明を求めたい旨の(方) 新川委員(労)より、明啓院の運営改善の問題について質疑があり、在代と課長より答弁、中山委員(改)より、本施設に対する指導監督について意見があり、また、桑野委員(自)より、本施設に対する指導監督について意見があり、また、桑野委員(自)より、本施設に対する指導監督に関する資料の提出要求があり、委員長より、本施設に対する指導監督に関する資料の提出要求があり、委員長より、理事者に対し資料の設立義が書から、当時を開放して、社会課長より、明啓院の問題について説明を求めたい旨のは、新川委員(労)より、明啓院の問題について説明を求めたい旨の

午後三時三十分散会。三号は原案可決に決し、清願、陳情の審査は次回委員会で行うととし、本多委員長(改)より、付託議案の審査を行う旨を述べ、議案第四十〇三月二十九日、午後三時二十分、第二委員室において開議。

〇三月三十一日 午後三時十五分、第三委員室において開議。

- 中の生活困窮者に対する援助方について陳情を聴取。① 冒頭、豊平町月寒引揚者収容施設代表者より、同収容施設に収容
- 採択に決し、午後三時五十分散会。 第百十三号、第百十四号は原案可決、陳情第百六号、第百十二号は② 本多委員長(協俱)より、付託案件の審査を行う旨を述べ、議案

農務委員令

〇三月十七日 午前十時五十九分、第二委員室において開議。

と協議の上三沢委員(社左)を中央に派遣したこと及び土山委員(公)① 宮本委員長(協)より、高度集約酪農地区設定の陳情のため議長

関する上京委員の派遣については後刻協議することとし、門の三沢委員(社左)及び農務部長、畜産課長より答弁、本間題に定の問題及び牛の道外移出防止の問題等について質疑及び意見があ(社右)、大沢(自)、朝倉(自)、朝日(改)各委員より、酪農地区設定)より、上京折衝の経過について羽告、平野剧委員長(自)、若林の土木、労働委員に選任替について了承を求めた後、三沢委員(社の土木、労働委員に選任替について了承を求めた後、三沢委員(社

- ② 次に付託議案の審査に入り、議案第四十七号は原案可決、議案第四十七号、第五十八号は採択、同第三十号、第四十四号、第四十五号、四十五号については説明聴取、質疑応答の後、一旦休憩、午後一時四十五号については説明聴取、質疑応答の後、一旦休憩、午後一時二十四分再開、議案第四十五号は原案可決に決定、ついで請願、陳二十五号については説明聴取、質疑応答の後、一旦休憩、午後一時二十五号は原案の審査に入り、議案第四十七号は原案可決、議案第二十五号は原案の決、議案第二十五号は原案の決、議案第二十五号は原案の決
- ③ 次に上京委員派遣の問題及び若林委員(社右)より発言の酪農振興対策研究の問題については理事者側度することとし、また酪農振興対策研究の問題については次回委員会において決異対策研究の問題について諮り、高度集約酪農地区設定の件に関す

〇三月二十七日 午前十時七分、第二委員室において開議。

- して一旦休憩、午後一時四十分再会。 議することとし、次に議案第九十五号、第九十六号は原案可決に決と理事者間に質疑応答があつて、本案は資料の提出を待つて更に審① 付託議案の審査を行い、まず議案第九十四号を議題とし、各委員
- 三沢(社左)、若林(社右)各委員より質疑及び意見があつて、原案いての諮問機関の設置等について荒(社右)、大沢(自)、朝倉(自)、金の損失補償関係)の審議を行い、貸付先の問題、今後の融資につ② 再び議案第九十四号(有畜農家創設特別措置法による家畜導入資

可決に決した。

堀田(自)、三沢(社左)両委員を決定、午後二時十五分散会。③ 次に高度集約酪農地区設定のため中央折衝委員派遣については、

林務委員會

〇三月六日 午前十一時二十分、第二委員室において開

1

- て, 行及び二十九年度における委託関係について説明を聴取、 ついて報告、 委員(社左)より、 況調査について報告、大沢委員(自)より、補足説明、 よりも質疑)があり、 土山委員(公)より、山梨、長野両県のからまつ幼苗委託養成の状 (公) より、 四川委員長(改)より、 村上委員(自)より、 委託契約の問題について質疑(関連して平野委員 ついで林務部長より、 広島、 林務部長より答弁。 大阪、 熊本 先般来行つた調査について報告を求 愛知各府県の林業事情 高知県等の農林事情の調査につ からまつの二十八年度の契約履 また、 土山委員 譋 (自) 查. 岡林
- 告、請願、陳情は後日一括して審査を行うこととし、午後一時三十③ 委員長より、公営木炭検査実施要望について上京折衝の経過を報指定について陳情を聴取、暫時休憩、午後一時三十一分再開。② 次に北海道中央高原観光連盟会長より、中央高原一帯の道立公園
- 〇三月二十七日 午後零時四十分、第二委員室において開議。

八分散会。

- 林務部長の説明を聴取して、午後一時十二分散会。②《次に西川委員長(改)より、木炭検査の件について説明を求め

水産委員會

〇三月二十七日 午前十一時三十分、第三委員室において開議

竹(協)、松平(自)、沖野(公)、田呂(改) 各委員より、環境衛生の 五十号、 人の問題等について意見及び質疑があり、また継続審査の意見もあつ 村山副委員長(改)より、 これの取締の問題、 結論に至らず、午後一時四十分散会。 魚菜卸売市場条例制定について、井野(社左)、旭(自)、大 類似行為の問題、 付託議案の審査を行う旨を述べ、議案第 登録を受けていない買出

〇三月三十一日 午後一時二十分、 第三委員室において開

2 沖野(公)、井野(社左)各委員より質疑及び意見があり、 は継続審査とすること、また現地調査については後日決定すること おこの条例が継続審査になつた場合の影響等について笠井(社右)、 に関する問題でもあり、主要都市の実地調査について意見あり、 菜卸売市場審議会制度設定の陳倩もあり、委員会としても経済行為 ついて議案第五十号については、 付託議案の審査を行い、議案第五十一号は原案可決。 午後二時一分散会。 更に井野委員(社左)より、 結局本案

農 地 開 拓 委 員 會

〇三月三十一日 算委員会においても付帯条件を付するという機運もあるのでこれのみ での間の保障措置について委員長より理事者に対し強く要望されたい 採択とすることに決し、また井野委員(社左)より、定員化されるま 安達委員長(自)より請願第五十五號(開拓保健婦の定員化) 委員長了承して、 午後二時三分、第二委員室において開議。 午後二時八分散会。 は予

I 委 員

〇三月八日 問題について道において水温損失対策斡旋案を北電及び地元に提 冒頭宮坂委員長(改)より、 午前十一時二十分、第三委員室において開 奥忠別発電所建設に関する水温低下

> なくこれを了承。 扱いについては会期中に審査を行うことについて了承を求め、 示し結論を出すよう要望している旨を報告、本件に関する請願の取 異議

館設立に対する道費助成について、苦小牧市長より、 より、財政資金賃付方について陳情を聴取。 に対する道費助成の早期実現について、 函館市長より、北洋博覧会の一つとして五稜郭の内部に観光物産 北海道信用組合協会代表者 産業会館設置

3 を行う旨を述べ、午前十一時三十三分散会。 がその何に当ることとし、委員長より本日適当な時機に知事に要請 に折込むことについて意見があり、当該関係地帯の委員及び委員長 行用雪上車購入について知事に対し実現方の要請について豁 (社左)、菊地(改)、和平(労)各委員より、二十八年度の予算 次に函館、苫小牧両市よりの陳倩及びニセコ道立公園地帯冬季運

〇三月十二日 があり、委員派遣に決し、派遣委員及び日程並びに意見書案文につい 旨の意見があり、異議なくそのことに決し、ついで和平委員(労)よ た菊地委員(改)より、明日の本会議において議決されることを望む 会より意見案を提案し議会の議決をもつて陳倩する必要がある旨、 いて説明を求め、商工振興課長より説明、 宮坂委員長(改)より、鐵道貨物運賃特別割引の三月末打切りにつ 緊急を要するので意見書提出に併せて委員を派遣すべき旨の意見 午後一時三十分、第二委員室において会議。 宮津委員(自)より、委員

〇三月二十七日 午後一時三十分、副議長室において開議。

ては委員長一任とし、午後二時十六分散会。

1 (改)、菊地(改)、舟木(社左)、和平(労)各委員より質疑があり、 理事者の説明を求め、商工部長より説明、 する中央折衝の経過並びに奥忠別発電所建設に関する現況について 冒頭、宮坂委員長(改)より、鉄道貨物運賃割引継続実施方に関 福島副委員長(自)、武田

商工部長より答弁。

- を提出することに決定。
 て中央に要望する必要がある旨の意見があり、協議の結果、意見書て中央に要望する必要がある旨の意見があり、協議の結果、意見書なもつ八号、第百二十一号は採択に決し、森川委員(社左)より陳情第八の ついで陳情の審査に入り、陳情第七十四号、第八十二号、第八十
- トでようものと認め、引続き明後日に審査を行うことに決し、午後二時三十多のと認め、引続き明後日に審査を行うことに決し、午後二時三十多、後に付託議案の審査に入り、議案第九十八号は慎重審査を要する

〇三月二十九日(午後一時四十分、第一委員室において開議。

- 輸入大豆の配分枠の拡大方について陳情を聴取。 る謝辞及び府県よりの出品状況について報告、油糧工業会長より、函館市長より、北洋博覧会関係二十八年度追加予算の議決に対す
- 委員より意見があり、暫時休憩、午後二時十五分再開。 について諮り、舟木(社左)、和平(労)、宮津(自)、菊地(協俱)各② 宮坂委員長(協俱)より、付託案件の審査に対する委員会の方針:
- ③ 付託案件の審査することとし、 ・ 付託案件の審査に入り、議案第九十八号を議題に供し、北海道曹 ・ 付託案件の審査に入り、議案第九十八号を議題に供し、北海道曹 ・ はをまつて審査に入り、議案第九十八号を議題に供し、北海道曹
- 第百三十三号、第四百七十八号、第四十七号、第四十八号、第四十第百十九号、第百六十号、第百十五号、第三百四十九号は不採択、請願第百一号、第百十号、第百十号、第百十八号、第百十九号は採択、請願第百九分に請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第九号、第二十六号、

4

員長一任に決定。小企業救済について意見書を提出することとし、案文については委九号、第七十三号は継続審査に決し、請願第八十一号に関連して中

- 午後六時十分散会。 ぞれ答弁があり、本件については明日引続き審査を行うこととし、ぞれ答弁があり、本件については明日引続き審査を行うこととし、扱いについて質疑及び意見があり、工務課長、同会社専務よりそれ各委員及び正型委員長より同会社、今後の運営問題並びに本件の取の、休憩前に引続き質疑続行、菊地(協俱)、武田(協俱)、和平(労)

〇三月三十日(午後二時四十五分,第一委員室において開議。

- 報告。
 電坂委員長(協倶)より、鉄道貨物運賃割引の継続実施について
- 答弁、一旦休憩、午後三時四十四分再開。 (2) 「一日休憩、午後三時四十四分再開。 (3) 「一日休憩、午後三時四十四分再開。 (4) 「一日休憩、中で「一方」、糸川(協供)、菊地(協供)、大島(協 (4) 「一分」、和平(旁)、糸川(協供)、菊地(協供)、大島(協 対する道の方針の説明を求め、副知事(西川)より説明、武田(協 (3) 議案の審査に入り、議案第九十八号に関し北海道曹達株式会社に
- 議の結果委員を派遣することに決定。に出品方懇請の必要があるので協力方要望があり、これについて協課長より説明、東京、神奈川、富山、長野の一都三県については更課長より説明、東京、神奈川、富山、長野の一都三県について商務観光

るを要しないものと決し、午後四時十分散会。とおりに決定、次に請願の審査を行い請願第七十二号は会議に付す⑤ ついで意見案第六號の案文について審査を行い、異議なく原案の

○三月三十一日 午後二時五十六分、第二委員室において開議。

七号、二号、

第三十八号、

陳情第五十一号、第百十一号は継続審査、請願第十二号は不採

第四十二号,第六十一号乃至第六十三号,

同第十六号、第十七号は議会の会議に付するを要しないものに

建築委員会

に決し、午後六時十四分散会。 請願第三十六号、陳情第九十号は採択、請願第二百七十二号は不採択、 坂東(秀)委員長(公)より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、 〇三月二十二日 午後五時四十五分、第二委員室において開議。

木委員會

土

① 冒頭、徳中委員長(自)より、二月十五日の本委員会において休〇三月十二日 午後一時四十五分、第一委員室において開議。

あつて、原田委員(自)了承。軽視について意見があり、委員長、中牧副委員長(自)より応答が軽視について意見があり、委員長、中牧副委員長(自)より、委員恵時間を繰上げて再開したため原田委員の出席のないままに議事を

- 異議なく原案可決とすることに決し、② 委員長より、付託議案の審査を行う旨を述べ、議案第四十九号は②
- 調書について説明を求め、土木部長より説明を聴取。 次に道路整備五カ年計画予算折衝の経過及び昭和二十八年度災害

九号、第四十三号は採択、同第十四号、第十五号、第十八号、第二十十二号は原案可決、請願第十三号、第十九号乃至第二十一号、第三十徳中委員長(自)より、付託案件の審査を行う旨を述べ、議案第四〇三月二十二日 午後一時五十五分、第一委員室において開議。

〇三月三十一日 午後五時二十三分下午旬の修正について請願者と協議することに決し、午後五時二十三分下旬(社左)各委員より質疑、意見があつて、結局本請願は保留とし、西田(社左)各委員より質疑、意見があつて、結局本請願は保留とし、西田(社左)各委員より質疑、意見があつて、結局本請願は保留とし、定し、請願者から説明を聴取、これについて土木部長の意見を求めた後、池田(協俱)、土山(公)、三室(自)、西田(正)(協俱)、高題とし、諸願者から説明を聴取、これについて土木部長の意見を求め、入し、午後二時二十分散会。

勞働 委員會

〇三月二十二日 午後一時十五分、第一委員室において開議。

- 答弁。

 いて説明、西田(正)委員(改)より、質疑があり、労働部長よりいて説明、西田(正)委員(改)より、質疑があり、労働部長よりれを許す旨を述べ、労働部長より、労働部労政課員の不正事件につ 三室委員長(自)より、労働部長より発言の申し出があるのでこ
- に決定。② 次に付託議案の審査を行う旨を述べ、議案第四十八号は原案可決
-) は採択、請願第三十二号、第四十号は継続審査に決定。 は採択、請願第三十二号、第四十号は継続審査に決定。 ついで請願、陳情の審査に入り、陳情第五十二号乃至第五十四号

〇三月二十七日 午前十一時十五分、副議長室において開議。

- 1 より、 る總合センター設置要網について説明を求め、 設の補導所との関係及び道費持出しについて質疑があり、 協 理費及び敷地について、②補導期間及び寄宿舎について、 道立職業補導所との関係について、 本委員会の了承を求められている旨を述べ、時田委員 (社右)より、 職業補導課次長より応答、札幌公共職業補導所敷地内に綜合センタ 慎重に検討を要する旨の意見あり、四十栄委員 三室委員長 設置について異議なく了承。 より、 補導生の独立生活の問題について、池戸委員 委員長より、国費による綜合センター設置について知事より (1)敷地について、(2)補導種目について、 (目) より、失業保険福利施設として職業訓練に關す 土山委員(公)より、①維持管 職業補導課次長より (改) より、既設の · (労) 棚川委員(協) より、既 委員長、 池田委員
- 災病院建設予算の配分に関する上京折衝の問題については委員長一 願及び幕別町労働会館設置に対する補助金交付に関する請願の二件 任とすることとし、ついで委員長より、珪肺法制定促進に関する請 次に昭和二十九年度第一・四半期における失業対策事業枠及び労 正式付託の際に審査する旨を述べ、午前十一時三十八分散会。

〇三月三十一日 午後三時十分、 第一委員室において開議。

- **①** いて活潑な質疑応答の結果、付帯条件を付して原案可決に決した。 は建物敷地の無償賃借について問題があり、各委員と理事者間にお 付託議案の審査を行い、議案第四十号を議題とし、本案について 陳情の審査に入り、請願第七十五号は採択の上関係行
- 政庁に意見書を提出することに、また陳情第百二十四号は採択に決 た。 次に請願、
- 次に閉会中の継続調査及び審査事件を決定、午後五時七分散会。

特 别 委 員 會

豫 算 特 別 委 員 兪

第一委員室において開

- 〇三月十七日 1 派より一名宛選衡委員を挙げて協議することに決し、 後零時五十五分再開。 村上臨時委員長(自)より、 午後零時五分、 委員長互選の方法について諮 暫時休憩、 b, 各 午
- ことに決定。 副委員長に池田委員(協)を指名推薦の動議を提出、異議なくその 定、次に副委員長互選の方法について諮り、宮坂委員(改)より、 に田呂委員(改)を指名推薦の動議を提出、異議なくそのことに決 宮坂委員(改)より、各党代表者による協議の報告に代え委員長
- 3 ついで委員長の指名により各党各一名の理事を決定する こと (労)沖野(公)各委員を決定。 時田(社右)天谷(協)平野(自)本多 (改) 高田 (社左) 山 بح
- 4 午後一時三分、 本委員会の議事は会議規則第九条によらずに進めることに決し、 一旦休憩、午後二時十七分再開。
- (5) 等に対する出席要求等は本会議に準じ、関連質疑等は避けるよう協 力されたい旨を述べ、午後二時三十二分散会。 結果を報告了承を求め、ついで質議並びに知事、 田呂委員長(改)より、 議事運営について理事会において協議の 副知事、 総務部長

〇三月十八日 午前十一時、 議場において開議。

1 無医村解消対策について、 委員(自)より、 十六號の中衞生部所管を議題に供し、通告による質疑に入り、 池田副委員長(協)より、 議案第一號乃至第三十八號,第四十一號,第五十五號 道立病院、 (田呂委員長 まず委員席について諮り、 診療所等の都市偏在に対する対策及び (改)委員長席に着席)三 第五

対し、休憩中理事会に諮つた結果知事、 委員より、 長、医務課長より答弁、 みにすることに対する考え方について質疑、 理事会において 協議の上答弁する旨を 述べ、 次に 西田 の独立採算の問題、 塵埃に対する対策について質疑、この時、金沢(自)坂東(浩)(自) ワクチンの道内生産の問題及び結核対策に関しバス、自動車による 児死亡率が高く婦人病が多いことに対する対策、 に対する指導対策、2)人工妊娠中絶、受胎調節の内容及び札幌医大 (自)より、⑴保健衛生行政の重点並びに国保と医師の関係及びこれ 調査指導の問題及び道立病院運営に対する根本的な考え方、 生の適正配置の問題について、若林委員(社右)より、①栄養改善 より、(1)保健所長二名の精神分裂症問題と衛生部の言明に 員(改) より、保健婦学院収容者の増員問題について、糸川委員 青少年の性病及び覚醒剤による中毒に対する対策について、 遇問題について、井口委員(社左)より、 に関連して蠅の買上げ問題、 (4)炭山地帯の赤痢発生に関し糞尿の処理対策及びそ族こん虫駆除費 より過少の理由及び狂犬病予防費の抑留所建築工事請負費の内容 健所における劇、毒薬物の取扱いの問題、③狂犬病予防費の昨年度 の内容及び医薬分業の受入体制、②保健所の特定財源の内容及び保 る患者の入院率等について、佐久間委員(自)より、(1)巡回診療費 薬用植物生産指導費の内容、 おいて答弁不能となりたる場合または本会議の知事答弁と部課長 ついて資料提出の要求があり、暫時休憩、午後二時三十三分再開。 (2)隔離病舎新設の見透しについて、(3)医師不足に関し医大卒業 (改) より、 予算委員会の知事出席について発言があり、委員長より、 休憩前の金沢 (3) 道立病院を結核とか精神病とか特殊な病院の (1)保健所の所長及び医師の欠員補 西田(信)委員(自)より、札幌医大の全体計 3)結核予防対策に関し入院療養を要す (6)保健所における医師と歯科医師の待 (自) 坂東(浩)(自) 両委員の発言に 副知事の出席要求は部課長 衛生調査費の内容並びに 衛生部長、 (3)ジフテリヤ血清 保健指導課 (信) 委員 (2) 本多委 うい

算の資料提出について、 を述べ、 の研究、③道立病院食糧費の取扱い方及び道立松前病院の性格と任 呼数、金額等について、井野委員(社左)より、(1)医師不足に関連し る牛馬籍添付の問題について、桑野委員(自)より、道立医大に て て医師の給与外給与の問題、⑵保安隊赤痢発生の問題及び予防技術 する道貴持出しの問題、(2)保健所建築費財源の問題、 り登録減少の問題について、 減の問題について、平野委員(自)より、 員(自)より、保健所費、 託費及び精神病委託費の問題、①網走外各保健所の財産売払代金の 医部落の解消対策及び魍、鼠、のみ、蚊等の駆除について、 犬登録手数料の対象について、 給料等について、②屠畜数の見込及び前年度の実績について、 療団還付金について、舛田委員(協)より、 道立医大に対する将来の計画について、井野委員(社左)よ 運搬費の内容について、 (自) より、 丸のマグロに対する対策並びに衛生会館の現況について、三室委員 員(自)より、保健所医師の欠員問題及び原爆彼害による第五福龍 より、保健所財産売払代に関する評価価格の問題について、金澤季 費の減額の問題、③看護婦養成予算の問題について、山内委員(勞) する二十九年度の改善対策、②伝染病予防費、精神病院費、性病対策 指摘され 高田委員(社左)より、診療所収入と保健衛生拡充の問 保健所の協力外郭団体と負担金等の関係、 次に沖野委員(公)より、 た道立病院、診療所等の経営管理、医薬品の取扱い等に **喰遠つた場合等に限ることに決定したので了解を求める旨** (1)旭川保健所の医師欠員の問題及び保健所予算の通信 秋山委員 (2) 理容師、 (2)農協等で経営の病院診療所等の経営不能 伝染病、結核予防費等の医療対策費の削 ②性病の現況について、③屠畜におけ (協) より、 時田委員(社右)より、無医村、 美容師養成補助金の内容につい (1)決算委員会、監査委員より、 (1)道立病院二十八年度決 (1)狂犬病予防費で昨年よ (1)保健所の定員、 5)医大生と北大生 (3)優生矯正 福島委 題及び 現

の場合の対策について、

③血清ワクチン製剤の生産対策について、

時四十三分一旦休憩、午後六時四十六分再開。生課長、保健指導課長より答弁、衛生部所管の質疑は終了、午後五返納の内容について質疑、衛生部長、予防部長、医務課長、環境衛村上委員(自)より、無医部落巡回診療の方法及び予防諸費の国庫

子金庫の貸付回収状況及び授産資金の貸付状況について、 表禁止の根拠について、 本道出身未帰還者の数と地域的分布状況について、 と救済策及び母子金庫事業の問題、 設の設置の問題について、 資金の回収状況及び貸付先の内訳に関する資料提出について、 金の問題及び大工、是屋等小企業者の健康保険加入の問題について、 運転資金の回転率及び同設備資金の利息について、2)母子金庫貸付 問題について、桑野委員(自)より、 相談所、指導所費、教護院費、 て、 ②町村の消防施設拡充の起債の問題、③水利施設補助の問題につい 題について、糸川委員(協)より、①消防災害課の統廃合の問題 老院運営の問題、 委員の指導費について、②未役員給与費及び遺族連合会の運営の **金** 保健婦設置等に 対する 二十八年度市町村補助金の 並びに消費生活協同組合の育成強化の問題について、三室委員(自) ついて、井野委員(社左)より、 について、 自)より、 田呂委員長(改)より民生部所管を議題に供し、 岡田委員(社右)より、 より、保育所整備費、 (改) より、 (1)少数従業員をもつ事業場の健康保険加入の問題、 (自) より ②遺族連合会補助金及び未引揚者の邦人調査費の内容に (1) 引揚者の就職、 (3)児童保護費、 生業資金貸付事業の運営問題について、 (1消費生活協同組合に対する運転資金、 宮坂委員 西村委員(社左)より、 季節保育所費補助金、 生活保護の問題及び医療保護費の問題 児童相談所費、 思想状況及び母子寮、 母子寮、季節保育所、 (1)生活困窮者の援護対策及び民生 (改) より、 (2)引揚者疎開住宅の見透し及び (1)消費生活協同組合貸付金の 保護諸貴等の増額の 道費によるアフター 問題、 (3)朱帰還者数発 身体障害者更生 (1)生業資金貸付 質疑続行、 保育所の問題 直営診療所 朝 (3)沖野委員 倉委員

部所管の質疑を終了、午後九時二十五分散会。社会課長、保護課長、婦人児童課長、消防災害課長より答弁、民生防振興費の国の補助の問題について質疑及び資料提出要求があり、ケアー設置の問題について、村上委員(自)より、消防学校及び消

〇三月十九日年前十時三十分,議場において開議。

1

観光、 ついて、 を 問題、 題 認識の問題、 ついて、 補助金の問題、 () 労 金の内容及び中小企業相談所費補助金について、 産展費の内容及び無電燈地帯の解消対策、 (1)物産協会の性格、 東南アジアとの貿易について 発言があり)、 共貿易と貿易振興費の問題について(関連して宮坂委員(改)より 工業者育成対策について、西村委員(社左)より、⑴中共貿易の問 ガスの将来の問題及び鉱業振興費の煖房合理化対策費の問題、 下 久間委員 課にする 意向について、 (4)北海道共済商工協同組合の 組合長に 資源開発の対策、 田呂委員長 (2)東南ア巡航キャラバン派遣船の問題、(3)奥忠別川電源開発の 工務課長、 中小企業相談所の補助金減額の問題 委員より 相談所の強化助成について 質疑及び意見があり)に 産業等の宣伝啓蒙対策、 ⑷電力料金値上げ問題について、若林委員(社右)より、 時田委員(社右)より、 市町村の出資金取扱いの問題について質疑があり、 福島委員(自)より、 (自) より、 午後一時四十分再開。 (3)中小企業育成の問題及び信用保証協会の新発足に対 (改) より、 (2) 中小企業相談所の強化の問題、 活動状況、 ②北海道興業振興対策委員会費の内容、 (1)地下資源調査所の機構問題、 商工部所管を議題に供し、 (1)国体、 商工振與課長、 (2)中共貿易の問題及び国内経済状況 及び道物産斡旋所運営の問題、 (1)協同組合共同施設に対する政府 北洋博開催に伴う商工部の (関連して宮坂(改)山内 (3)中小企業協同組合助成 舛田委員 (協) より、 同課次長より答弁 (3)地下資源調査所 大島委員(改)よ 施行事業、 質疑続行、 (2) 物 τ‡ι

2 費及び展覧会費補助金の内容、 バン船派遣の問題について、 下資源調査費に関し調査依頼の経費負担割合及び東南ア巡航キャラ 車競技費に国庫納金のない理由について、朝倉委員(自)より、 海外市場の調査指導費の具体策、 題について、平野委員(自)より、 保証協会に対する道費持出しに対する対策、 管の問題、 の方法について質疑があり、 試験場費減額の理由、②モデル風力発電の年平均ボルト及びワット 問題について、桑野委員(自)より、⑴企業診断費の問題及び工業 (1)工業開発推進の問題及び国策パルプに対する補助の問題。 の問題及び工業振興対策の問題について、高田委員(社左)より、 について、西田 下委員(改)より、電力対策の問題及びモデル風力発電施設の問題 対する融資助成対策、⑥道の物産斡旋所の施設の問題について、 試験場の機械購入費及び特殊勤務手当の問題、5)個々の中小企業に ソーダー工場建物売却代金未収の問題、 (3)工業誘致条例運営費の問題、 員(勞)より、①煖房用石炭対策協議会費、 建物売却代金未収の問題 ついて、三室委員(自)より、 一下資源調査所長より答弁、 休憩前に引続き質疑続行、沖野委員 ③小水力発電と火力発電の問題、 ②観光宣伝費及び道立公園宣伝の問題、 (信)委員(自)より、ソーダー工場売却代金未収 4天北炭の工業化問題について、 暫時休憩、 村上委員(自)より、 商工部長、 (2)中小企業振興助成費及び機械貸与 (1)環境衛生課の許可手数料の問題に (1) 商工部所管副知事分担の問題 凹僻地の中小発電費の補助打切の (1)産業振興博覧会費の内容及び (4)物産斡旋所の問題、 (公) より、 工務課長、 (3)機械貸与の問題、 午後四時四十分再開。 (3)機械貸与の未収の問 (2)各種負担金の問題: 商務観光課長、 (1)北海道貿易館 3ソーダー工場 、機械貸与の所 (5) 自転 (2)信用 (4) 工業 山內委 道 (2)

の関係、③バス、トラックの冬期運行問題、④市町村費支弁河川道(協)より、①市町村道の道道昇格問題、②道道昇格と平衡交付金昇格問題、②観光土木費の 計画内容及び 財源について、 糸川委員の 土木部所管を議題とし、質疑続行、三浦委員(改)より、⑴道道

助内容について質疑、土木部長外関係各課長よりそれぞれ答弁があ 問題について、 源 の内容について(関連して糸川委員 (2)土木機械整備費の内容、 澤委員(自)より、(1)土木現業所函館庁舎の地元寄附及び建築場所! 観光道路費の使い方、33小破修繕費の燃料費の内容等について、 道路小破修繕費、 状況、 害復旧費問題、 運営と取扱件数、 予算の獲得等について、岡田委員(社右)より、(1)土地収用委員会の 費河川それぞれの昇格問題、 つて、午後六時四十三分散会。 の問題について、沖野委員(公)より、⑴定期航路の助成問題: (改) より、 の変更問題について、村上委員(自)より、災害土木復旧費の補 若林委員(社右)より、 (3)堤防敷地使用料の内容,(4)札幌西郊土地区画整理事業施行の (1)土木事業施行に伴う受益者負担の問題、 6)定期航路補助の減額問題等について、三室委員(自)より、 地元土建業者育成の問題について、 (4)雨龍ダムの放水結果、 朝倉委員(自)より、 町村道補助金の 減額につい 永久橋架替費等の使用残額と定期航路費減額充当 (1)土木現業所経費と住宅建築の関係、 (3)河川調査費の内容、 本道における国費工事の施行と会計 (5)現業所経費の財源問題、 (協) よりも質疑)、 (5)道道における渡船場被害 (2)上水道費と特定財 (4)観光道路施設費 舛田委員 (3)過年度災 (6)災害復旧 宮坂委員 (協) よ 金

〇三月二十日 午前十時十五分、議場において開議。

(公)より、(1二十九年度における貸付牛について、(2)開拓診療所生地改良区設置の恩典及び花嫁学校の指導方針について、沖野委員で、時田委員(社右)より、(1)開拓農協と一般農協との関係、(2)開拓農協の不振組合に対する指導、(3)開拓離農者の状況について、平拓農協の不振組合に対する指導、(3)開拓離農者の状況について、平均、特定財源中の 起債及び モデル風水力発電施設設置問題に ついり、特定財源中の 起債及び モデル風水力発電施設設置問題に ついり、特定財源中の 起債及び モデル風水力発電施設設置問題に ついり、 特定財源中の 起債及び モデル風水力発電施設設置問題に ついり、 日呂委員長(改)より、 農地開拓部所管を議題に供し、三浦委員

(2) 道南、 地問題、 があり、 あり、 後の運営方針について(関連して舛田委員(協)より冷害資金の配分 事業の概要について、岡田委員(社右)より、⑴今後の入植者の選 会の事業内容及び性格、 良の自家労力に対する補助の問題、②老朽溜池中緊急改良を要する と開拓面積の相違について、 開発青年隊の設置問題、(2)酸性土壌改良に対する補助、(3)耕作面積 経過について質疑、なお西村委員(社左)より接収問題について知事 に対する積極的対策、 て宮坂委員(改)より、 て質疑があり、 出席要求に対し代つて副知事(野口) ク建築指導所の運営及びブロック業者保護育成の問題について質疑 部所管に対する質疑を終了、午後一時十分休憩、午後二時十分再開。 の基幹道路の整備、印自作農創設維持資金の見透しについて質疑が に対する営農指導方針及び対策、 衡方針及び定着率の向上を図るための拓殖実習場の強化策、 ものに対する対策、 答弁要求)、道下委員(改)より、①開拓入植者中の生活困窮者数及び に対する継続助成及び開拓保健婦の身分保障問題について、 融資住宅の問題、 次に建築部所管を議題に供し、 接収地決定の諮問委員会設置の問題及び泥炭地開発問題につい 農地開拓部長外関係課長よりそれぞれ答弁があつて農地開拓 西村委員(社左)より、 より、 (2)泥炭地開発の構想、 道東の火山灰地帯を農地とする試験研究について(関連し 建築部長より答弁、 佐久間委員(自)より、 (1)今後における開拓入植者数の見透しと離農者数 副知事 (3)開拓農協に対する指導の問題、 (2)引揚者住宅が道営となつた理由、 (5)開拓営農資金の年賦償還及び開拓農協の今 (野口) より答弁、 (5)簡易軌道の延長内容及び土地改良の 農耕可能地及び潅漑溝工事の問題につい 池田委員(協)より、①団体営土地改 休憩前の西村委員 (3)海外移民の積極的推進策、 (1)大津村の接収問題及び保安隊演習 糸川委員(協)より、 (3) 簡易軌道設置の方針、(4) 入植地 (1)寒地住宅国費予算の問題及 が出席 ついで建築部所管に対す 西村委員 (社左) (4)開拓保証協 よりの知事 道立ブロッ (社左)よ (2)凶作 朝倉委 新規

> 管に対する質疑を終了、 いて、 左)より、 内容について質疑があり、 ロック生産業者の資金面及びブロック粗悪品に対する監督指導につ の問題、 維持の問題、 改善勧告の問題について、桑野委員(自)より、 (3)機械貸与を受けてなお営業不振のブロック生産業者の事業 (3)ブロック建築指導所運営の問題について、 一川二十九年度における公営住宅建設の後退の問題、 ②住宅金融公庫の融資頭金の問題及び住宅対策推進 午後五時散会。 建築部長外関係課長より答弁、 (1)道有財産の管 西村委員(社 建築部所 (2) ブ

〇三月二十三日 午前十時四十五分、議場において開議。

1 問題、 休憩、 桑野 右)より、 左)より、おだやかならざる不規則発言について休憩を求め、 水産部長の答弁を求め、水産部長より答弁があつたが、西村委員(社 ての道が役員構成について調査しなければ判らない点について追及 つたが、これに対し本多(改)、井野(社左)委員より、出資者とし 疑があり、 透しについて、質疑があり、 田呂委員長 (自)委員より、漁業公社の商法上の代表取締役について、 午後一時三十分再開。 (2)漁業公社の社長辞任問題と北洋出漁に対する協調融資の見 副知事 (1)副知事 (改)より、水産部所管を議題に供し、 (西川) より、 (西川)は対する漁業公社の顧問就任方要請 副知事(西川)より答弁、 調査の上返答したい旨の答弁があ 時田委員 旦 左

2 より、 あり、 融の円滑化の問題について質疑があり、副知事 公社の業務執行に対する道の関与の問題について、凸現重役陣と金 問就任の問題について、旭委員(自)より、(1)公社の人事異動及び ては、できるだけ注意願いたい旨を述べた後、 委員長より、今後議事進行の円滑を期するため不規則発言につい との時宮坂委員(改)より、 漁業公社に対する協調融資の見透し及び副知事(西川)の顧 西村委員 (社左) より、 質疑続行についてそれぞれ意見が 公社問題に対する質疑打切りに 一再び時田委員(社右) (西川) より答弁が

あり、暫時休憩、午後一時五十五分再開。

- 題 中の多数の 高齢職員の問題及び 三副知事の 水産部事務分掌に つい 物産斡旋所活用の対策、 少の理由、切中型底曳代船許可における名儀貸与についての対策及 題及び種苗の輸送費が組まれていない理由、⑴ラジオ協同聴取費僅 指導の問題、②漁業取締船の装備対策、③送海増殖予算の追加の問 び予算の重点配付について、沖野委員(公)より、 井野委員(社左)より、港湾予算における工事進捗に対する対策及 例(議案第五十号)第三条の問題、8)内地漁船の入会対策について、 設定の問題、6)漁船機関の改装による燃料節約の問題、7)魚菜市場条 機船の整理及び北洋出漁の問題、⑶漁港予算における重点施策の 村委員(社左)より、漁業公社々長の失踪問題及び銀洋丸の問題に 加工施設活用の問題について、三室委員(自)より、水産部雇傭人 び基金協会出資の問題、 区におけるたこなわ漁業の被害に対する義捐金の問題、 に対する対策及び北方漁場海域における操業指導の問題、 び中型底曳船の稚内海区における禁止区域侵犯の問題 ついて、井野委員(社左)より、漁業公社の経営問題について質疑 よる鰊混獲の問題、 あり、水産部長、 次に勢田委員(自)より、①水産振興五カ年計画の問題、 (4)水産資源に影響を及ぼす鉱毒の問題のスルメの最高禁止価格 村上委員(自)より、道南漁村安定対策費の内容について、西 漁政課長、漁業調整課長より答弁、三室委員(自) (9)四十七度線鮭鱒流網漁業の許可と底曳船整理 ()協同組合育成 (6)漁船拿捕 (8) 底曳船に (7)宗谷海 (2) 底曳

後七時八分再開。 動議提出、異議なくそのことに決し、午後五時五十分一旦休憩、午助,休憩の上理事会において議事進行について協議されたい旨の

漁対策費の問題、 り、(1)漁業協同組合育成強化の問題、 疑を終了、午後十時五分散会。 副知事 (西川)、 問題及び同補助金交付の問題について質疑(関連して西村委員(社 員(社左)より、石狩川のさけ、 上げの問題及びスルメ回送検査手数料廃止の問題について、 の問題について質疑)、金澤委員(自)より、 態勢確立のための道費貸付の問題及び共販態勢確立の内容について 紛争解決の対策について、高田委員(社左)より、 福島委員(自)より、後志管内における専業漁業権と協同漁業権の 対策、②魚菜市場条例の性格と登録手数料値上げの問題について、 び見透しについて、桑野委員(自)より、⑴いかの道外移出奨励の 北六県の底曳漁船の本道漁場入会の問題について、 鴛泊等の冷蔵庫設置の問題、 左)より国費補助に対する道費上置の問題について質疑)があり、 (時田(社右), 井野(社右) 各委員よりも漁連に対する道費貸付 委員長より理事会において協議した日程の変更について了承を求 水産部所管に対する質疑を続行、 水産部長、 (3)水産五カ年計画に関する水産庁との折衝経過及 同関係課長より答弁、 (2)底曳漁船の違反に対する措置、 ます流網転換の三ヵ年計画の実施 秋山委員(協)より、 (2)漁業海区の検討及び道南区 水產物檢查手数料值 水産部関係の質 旭委員(自)よ 漁連に対し共販 井野委

〇三月二十四日 午前十時三十分,議場において開議。

委員(勞)より、(1)労働部汚職事件の内容について、(2)労働者保養就職斡旋の対策について、(2)失業保険金の収支状況について、山內業場增強の内容について、土山委員(公)より、(1)失業者に対する業の 自)より失業対策事業費と燃料費、食糧費均衡の問題、事の 田呂委員長(改)より、勞働部所管を議題に供し、質疑続行、福

易補導の内容について、宮坂委員(改)より、①事業時期における 違反の状況及び対策、③本年度の中学、高校卒業生の就職状況につ との連絡について、③家庭遊休労力の活用について、高田委員 能労働者の求人開拓対策について、②工業技術指導における商工部 予算から見て他課との併合について、 回教育の予算僅少について、桑野委員(自)より、 ての東北六県との打合せ予算の僅少について、③労働者に対する巡 労務者募集の際応募者が以外に少い例について、 労した数、③補導所八ヵ所の設置箇所及び修了生の就職状況、 より、 (1) 応急寒冷失業対策の予算一本化について、⑴失業対策事業費の対象 及び労働賃金調査費の削除について、81恒久就職対策費の過少及び 1L0関係予算の計上の仕方について、⑺労働大学開設費予算過少 部長の考え及び職業補導所費増額と他費目予算の関係について、 予算過少とその内容について、⑤組合指導費中の新規予算に対する 働科学研究所の二十九年度のテーマについて、闰日傭労務者集合所 所財産収入の内容及び同保養所使用料収入の見積りについて、 いて質疑があり、労働部長、失業保険徴収課長、労政課長、職業補 左)より、①生活困窮等に基因する人身売買の問題、 一旦休憩、 単価増に拘らず予算の少い理由について、 防犯統計課長、職業安定課長補佐よりそれぞれ答弁があつ 労働会館の設置場所、2)二十八年度失業対策事業により就 午後二時十五分再開。 大久保委員 ②労務調整につい (改) より、 平野委員 労働教育課計上 (2)職業安定法 (自) (3)簡 知

て質疑があり、 対策事業について、②目情労務者の現場排除に対する考え方につい いて、井野委員 い組合に対する指導対策について、③労働教育の基本的考え方につ)問題及び炭鉱労働者失業対策について、2)労働法の適用を受けな 休憩前に引続き質疑続行、 西村委員 労働部長、 (社左)より、(1)現政府の施政のもとにおける失業 (社左)より、①公共事業費の圧迫による失業対策 職業補導課長、 村上委員 (自) より、 労政課長, 共同作業所につ 労働教育課長

> 午後三時二十五分再開。 よりそれぞれ答弁があつて労働部に対する質疑を終了、暫時休憩、

する決定は二十七日とすることとし、午後五時三分散会。 それぞれ答弁があつて、一旦休憩、再開後、日程第二の各案件に対 将来の考え方、四公債費について質疑、総務部長外関係部課長より 害復旧費の建物の使途、 設事務費中、特別会計事務取扱費補助金の取扱について、 貸付金収入の内容、⑴道債による薄野病院建築の内容、 税務の関係について、舛田委員(協)より、⑴歳入授業料収入減の べきものと思うが、二十八年度予算に計上の理由、 函館物産館助成、苫小牧産業会館助成等は二十九年度予算に計上す ついて西村委員(社左)より、①納税協力会助成、 由 次に議案第五十九號乃至第九十三號を一括議題に供し、 桑野委員(自)より、二十八年度決算見込と歳人確保 (2)歳入保健衛生費補助金の減収と歳出見合勘定、(3)町村会館 雪上自動車の補助対象、6) 開拓財産売渡事務費、 (8)諸費における北大その他の補助に対する (2)納税組合と道 雪上バス補 (5)電力対策 (7)耕地災 自作農創 質疑に入 の問題に

〇三月二十五日 午前十時二十分、議場において開議。

額道担による実施確信について、 て、③耕地防風林五カ年計画と二十九年度予算計上額の矛盾及び全 予算計上額の 矛盾について、 について、 ついて、②松前附近の公園指定について、③しいたけ奨励費の内容 委員(自)より、 入調整費の内容、 の内容、 |変更、||天然下種補整費の事業内容、||りからまつ苗木養成委託費 予算僅少とその使途について、②山火予防対策、 林務部所管を議題に供し、質疑続行、福島委員(自)より(1)道立公園 (6) 西村委員 道内種苗の奨励に関し成苗規格について、 (8) 治山事業費の民、 (1)道有林の木材払下問題特に特売と競売の (社左) より、山民有林造林計画と二十九年度 21山火防止に 飛行機使用対策に つい 天谷委員 道有地の割合について、 (協) より、 (3)狩猟許可期間 (7)優良苗木購

化の進捗状況について質疑、林務部長外関係課長よりそれぞれ答弁の関係について、⑷ソ連材の輸入について、⑸林業指導所の木材糖治山事業の施行方法について、⑶林産物の輸出と輸出林産物指導費払下げについて、池田委員(協)より、⑴奨励苗圃の経営内容、⑵以、⑴道有林払下げに対する延納金、⑵建設業者に対する特殊材の関係住民の協力体制と薪炭材の払下げについて、宮坂委員(改)よ

があつて、一旦休憩、午後一時二十分再開。

製品市販と民営圧迫の関係業者の指導方法について、②応用試験費 の関連について、4)泥炭地開発に伴うブリケット工業化問題につい いて、 員(自)より、①苗木の道内、道外産の植えつけ結果について、 とその対策について、 について、 ⑸天然造林について、⑹森林法の育成について、⑺木材の高度利用 7 について、 の特売の廃止問題、②補助金政策について、③道営斫伐の鉞立行事 ⑷森林資源造成費の内容について、時田委員(社右)より、 て、大島委員(改)①特別会計の運営方針について、②立木の資産 間苗圃の補助について、三澤委員(社右)(1)道有林特売の検討につ て、②道有林特別会計の造材費通信運搬費の使途について、平野委 (自)より、①林業指導所の職員数が多い点及びその経営内容につい て、②道有林払下代金の決済について、③林務出先機関職員の不足 林務部関係質疑続行、村上委員(自)より、①林野火災警防費の ③パルプ原木坑木の需給対策について、④造林指導について、 川北海道林政の 在り方について、 ②政府の 保安林設置につい ⑶林産物調査費中の旅費予算について、⑷営繕費の内容につ (2)森林愛護組合補助の内容、(3)森林火災保険事業費の内容 ②森林資源と道民との関係について、 坂東(浩)委員(自)()|林業指導所と工業試験場の一本化 沖野委員(公)より、 ⑷予算令達の 計画実施に ついて、 岡林委員(社右)よ (3)道立公園の指定とその整備について質疑、 (1)治山事業旅費の使い方について、三室委員 (1) 道立公園施設の 計画性につい (3)森林研伐と治山事業 (2) 民

後七時三十六分再開。

午後四時四十分再会。部長外関係課長より、それぞれ答弁あつて、午後四時二十五分休憩、

田委員(自)より、山いぐさ栽培の指導の問題、②無畜農家解消除虫菊の輸出の問題、④単位協同組合育成強化の問題について、 て質疑 産者の助成について意見及び質疑があり)、西村委員(社左) 度、二十九年度におけるトラクターその他大農具の購入状況につい を計上していない理由、 6)二十九米穀年度の 見透し、 年度冷害による種籾、大豆、 産物放出による影響の問題、 の綜合五ヵ年計画の内容について(関連して宮坂委員(改) と牝牛の道外移出の問題について、糸川委員(協)より、 、賃付牝牛の五カ年計画及び原料乳争奪戦の問題、 農務部所管を議題に供し、 ②農村工業の振興、特に澱粉工業の育成強化の問題、 (関連して 糸川委員(協)より, 原料乳の 問題について 質 副知事、 農務部長外関係課長より答弁、一旦休憩、午 道下委員(改)より、 小豆等の種子購入状況、5)養蚕奨励費 (3)冷害の予測と具体的対策、 (2)無畜農家解消策 (2)米国の余剰農 (1) 馬産振興の方 (7)二十八年 (4)二十八 より生 より、

査費の補助対象問題、 造田奨励費の予算計上と造田可能面積について、 て, 化による面積及び傾斜地の面積、 の予算減少の問題、 差別的取扱いの 員の数について質疑があり)、沖野委員(公)より、 員設置補助金の問題(関連して原田委員(自)より生活改善推進委 に対する利子補給の規則あるいは条例制定の問題、 より、 (勞) より、 体憩前に引続き質疑続行、 朝倉委員(自)より、 (1)羊の増殖及び道立種羊場の性格と方針、(2)畜肉安定価格調 ①国立、道立農業試験場の統一問題、 問題、②澱粉の価格維持対策について、 ③今後における耕土改良の総面積につき、 (3)廃緬羊の加工の問題、 (1) 薄荷、 三室委員 (4)道産種馬鈴薯改良の問題につい 除虫菊の試験打切りの問題、 (自) より、 (1)農業改良課の専門 佐久間委員 (2)生活改善普及 (2)酸性土壤改良 ①豊協不振組合 (1)予算令達の 和平委員 自)

質疑があり、 技術員について、 十八年度の補助額、 源の問題について、 治審査を終了、 2の食生活改善の問題、②主要食糧集荷促進費と農業倉庫 (1)北信連に対する補償の問題、(2)畜肉価格安定対策費の冷蔵庫 (3)漁菜卸売人登録手数料改正と予算計上の問題について 農務部長、 午後十時三十分散会。 舛田委員 (改) より、 ②災害金融対策費について、桑野委員 村上委員(自)より、 種羊場長外関係課長より答弁、 ①食糧供出の見透し及び道 (1)牛の結核病検 農務部所管 査費と の特定財 (自) よ

〇三月二十六日 午前十時四十分、議場において開議。

- 取扱いの問題について質疑があり、教育次長、 について、 教員の対策、 食賄費について、 健康管理の問題、 教育の問題について質疑あり)、 加入と一日体核の問題について、 する所管の問題について(関連して三室委員(自)より校長の組合 (自) より、 田呂委員長(改)より、 一旦休憩、 ③北海道教育観光公社の問題、 三澤委員(社左)より、 ()現在の歴史教育の方針、 (2)産業教育振興費、 午後一時十八分再開o (2)教員保養所の入院、 二瓶委員(協) 教育委員會所管を議題に供し、 井野委員(社左)より、 より、 また時田委員(社右)より、 教員研修費の内容、 教員の身分保証と不適格教員の 退院、委託療養の数及び給 (1)僻地教育の振興と無資格 (1)全国体力医学会開 (2)学校長の教職員組 学校教育課長より答 (3)校舎改築費 (1)児童の 田中委員 催に関 合加入 歴史
- 2 予算僅少の問題と振興対策について、 について質疑)、 適格教員及び一般事務職員の取扱いの問題について(関連して佐久 おける人件費増と不足教員の教育委員会提案の問題及び昇給取扱い 休憩前に引続き質疑続行、 (自) より、 (2)一日休校問題で地方事務局に流した注意書の内 時田委員(社右)より、 教員の不適格問題及び学区制と学校選択の問題 三室委員 井口委員 (自) 定時制高校、 より、 (社左) (1)教育予算に より、 通信教育の (3) 不

区制、 委員 次長、 する道教委の態度について、沖野委員(公)より、川交際費の支出 災害補償に対する予算措置、 右)より、 理由について、②定時制課程及び通信課程の強化策について、三澤 興の問題、 て、 について、 ②道立図書館名寄分館設置及び 僻地巡回図書館につい 施の実績について、朝倉委員(自)より、①一日休校実施の責任者 法及び給食の効果、②高等学校高学年の性教育問題、 入の寄附について、 の問題について、 の自然増に伴う新規採用者の人件費予算計上の問題、 核休職者の問題、②定員問題に関し実際と予算定員の問 より、 立移管に関連して学校火災保険の加入について、 の行政措置、 (協)より、市町村教委の人事権の範囲拡大について、 ③教員組合の支部長を兼ねる校長の学校運営上支障有無につい (4)高校の学級増に対する今後の対策について質疑があり、 保健体育課長より答弁、 (社左) より、 入学数及び所管問題について、 文部省編纂の「偏向教育について」のパンフレット配付に対 財務課長、学校管理課長、学校教育課長、 僻地教育の振興について、桑野委員(自)より、 55全国校長会負担金及び旅費の問題、 ②学大卒業生の 配置及び 就職等について、 山內委員 大久保委員(改)より、(1)学校給食の範囲、 北大教育学部内に国立高等学校設置に対する学 (勞) より、①教員免許認定講習費削減 午後七時散会。 (2)高校校舎改修費の増額、 村上委員(自)より、 西村委員(社左) (6)高校の入学選抜 人事課長、厚生課 (3)男女共学実 4)僻地教育振 岡田委員(計 (3)高校の道 天谷委員 (1) 公務 (3)

〇三月二十七日 午後六時五分、第一委員室において開業

る。従つて今後との種追加予算の提案については、理事者は充分留力年度予算に同時追加として全体的視野の下に審議さるべきであ格、提案の時期、二十九年度予算審議の段階等から勘案するも二十格、提案の時期、二十九年度予算審議の段階等から勘案するも二十級。西村委員(社左)より、議案第五十九号中、産業会館設立補助金、

は委員長一任に決した。ととに決し、次に議案第六十号乃至第九十三号は原案可決、報告文決すべき旨の動議を提出、賛成あつて動議成立、これを諮つてその意すべきことを委員長報告中に取り入れることとし、原案の通り可

たい旨を述べ、協力を希望して、午後六時十五分散会。 委員会を設置、三十日は本委員会、三十一日本会議上提を目途としる情会、二十九日は総務部所管及び知事に対する保留質疑の上、小の 田呂委員長(改)より、委員会の今後の運営について、二十八日

〇三月二十九日 午前十時五十五分、議場において開議。

1 う財政問題、 野委員(社左) 利子の問題、 の引上げ問題、 (8)遊興飲食税の適正課税の問題について、道下委員(協倶)より、 対する監察長の措置、①幌別曹達工場財産売却費契約変更の問題、 等の不正事件対策、60出納局の不詳問題及びこれに関連して事件に 争についての 対策及び アメリカバターの ダンピングに ついての対 連して朝倉委員 委員(協倶)より、①町村合併問題に対する指導対策及びこれに伴 自) (1)自動車税、家畜税における課税客体の把握の問題、(2)公宅使用料 左)より、(1)外地未帰還者数及びその抑留地区、(2)原料乳の獲得競 旦休憩、 田呂委員長(協俱)より、總務部所管を議題に供し、西村委員(社 (5)全国的な問題となつている災害復旧工事における架空、便乗 より、家畜税に対する客体把握の問題についても質疑)、秋山 (3)漁業公社々長就任問題の 経緯、(4)馬産に対する 構想及び対 (野口)、 午後二時十五分再開。 は開拓保健婦の身分保証の問題について (2)遊興飲食税の国税移管の見透しについて質疑、 ③貸付金における生業資金の有利子と機械貸与の無 より、公宅の管理運営の問題について、 (自)よりも町村合併の問題について質疑) があり、 監察長、 税務課長より答弁、 (関連して井 平野委員 午後一時 (関

② 休憩前に引続き質疑続行、西田(信)委員(自)より、(1)「政経

曹達工場の振興対策及び資金斡旋の問題、 取扱いの問題、(4)補助金政策、(5)入場税予算の見積り基礎、 関連して監察長の職務について、(3)人件費の財政圧迫と高齢職員の 及び副知事の決裁順序の問題、宮職員の勤務評定の問題及びこれに 疑)、三室委員(自)より、①三副知事の職務分掌と責任体制 問題、出千歳、夕張南高校の道立移管の問題及び伏見高校の学級増 保健婦の身分保障の問題、③四十七度線以南の鮭、鱒流網の許可の の装備、 より、(1)道財政に制約された緊急事業特に道立公園の設置、 (2)幌別曹達工場の 問題、 村委員(社左)より、①原料乳の問題及び米国バター輸入の問題 て、 (4)外資導入計画の問題、(5)総合開発第一次五ヵ年計画改訂 道の健全財政確立の問題、②道職員の定員減について議会の勧告と 方に対する知事、 加問題について(関連して天谷委員(協)よりも、 の問題、漁業公社の問題について質疑及び意見あり)、沖野委員(公 漁連の公販確立資金貸付問題、③人事管理の信賞必罰について、 について、 (信)委員(自)よりも原料乳、 一答弁があり、午後七時五分一旦休憩、 (8)主要法人の所得調査の問題について質疑があり、 高田委員(社左)より、①生業資金貸付金の利子の問題 定期命令航路の補助金等に対する財源措置の問題 時田委員(社右)より、議会費の旅費増額の問題につい 総務部長、教育次長、企画室長、 税務課長よりそれぞ (3)改正地方税法案の成立と臨時道議会招集問題 教育委員会の態度と 議会軽視の 問題について 質 道総合開発委員会事務局次長の論文に関連し ⑶漁業公社問題について (関連して 西田 バターの問題、 午後八時二十分再開。 (7)印刷製本費流用の間 曹達工場の貸付金 この問題の扱 の問題 (2) 道

律改正前に国庫納付金を計上していない理由、⑤徴税費の僅少と徴税における伸張率見積りの根拠、⑷自転車競技特別会計において法金の見積り過大、⑵遊輿飲食税の見積りの根拠及び徴税費,⑶事業体憩前に引続き質疑続行、桑野委員(自)より、⑴税、平衡交付

時三十分再開、直ちに散会。 員(自)より、議事進行について発言があつて、暫時休憩、午後九副知事(野口)、総務部長、電源開発本部長より答弁、ついで 旭委策並びに一般漁夫、乗組員に対する待遇措置について質疑があり、総銀洋丸の北洋出漁の問題及び赤字を出した場合の独航船の救済対税能率の問題、6)国体予算の寄附金の見透し、(7)電力料金の問題、

〇三月三十日 午後二時二十分、議長室において小委員会開議。

〇三月三十一日 午後一時五十五分、議長室において小委員会開議。 〇三月三十一日 午後一時五十五分、議長室において小委員会開議。

總合開發調査特別委員會

宮北委員(協)より報告。
① 共同修正に対する予算獲得について上京折衝の経過報告を求め、党共同修正に対する予算獲得について上京折衝の経過報告を求め、の三月十六日 午後一時三十五分、第二委員室において開議。

開発促進に関する陳倩書、6)国費補助率引上げに関する陳倩書で、地帯における固定資産耐用年数短縮に関する陳倩書、5)未開発地域情書、3)公衆電気通信施設の整備拡充に関する陳倩書、4)積雪寒冷炭地開発促進に関する陳倩書、②苫小牧工業港築設促進に関する陳慶出する陳倩書は、1)泥② 次に委員長より、開発庁長官が来道の際提出する陳倩書は、1)泥

員会は十八日に開く旨を述べ,午後二時三十分散会。 旨の意見、また大島(改)、宮津(自)、西田(信)(自)、西村(社 関連して西田(信)(自)、山内 ③開発予算の一本化)を別箇に意見書とすること、意見書の議決前 する陳情書の提出について諮り、宮北(協)、山内(労)、西田 左)各委員、四十栄副委員長(改)より、会計年度の特例設定につ 本化及び開発庁を実施官庁として現地の執行機関まで一丸としたい に開発庁長官が来道の場合は本陳情書を提出することに決定、なお 見があり、 (自)、 いて意見及び質疑があり、企画室長より応答、委員長より、 議決を経たものである旨を述べ、ついで北海道總合開發の推進に關 浜森(社右)各委員より、 陳倩書案文の三項目 (労)委員より、北海道開発費の (①開発費の増額②会計年度の特例 陳情書の案文についてそれぞれ意 次回委 [(信)

〇三月十八日 費予算折衝の時期が遅い点、③北海道開発庁が発案権と実行権をも 設定に關する意見書案を議題に供し、宮津委員(自)より、意見書案 つものにしたい点等について意見があり、 情勢の変化に応じ、新たに重点政策を樹立すべき点、②道議会の 保留すべき旨、 また宮北委員 口に関連して予算の款及び各省の組織の問題について発言があり、 て特例設定に關する意見書案、三北海道開發費につき獨立の款項目 年度の改正または北海道における國費事業豫算の繰越使用等につい に決定していた, 一北海道開發費の增額に關する意見書案,二會計 坂東(秀)委員長(公)より、 午後二時三十五分、第三委員室において開 (協) より、 桑野委員 (自)より、(1)第一次五ヵ年計画は内外の 意見書曰は開発庁と相談してからとし、 前回委員会において提案すること

画の再検討、③庁内関係部局の連絡協調について意見及び質疑があ元化し、これを継続事業として予算要求の問題、②第一次五カ年計事の意見を聴きたいと発言、①北海道開発局分、道分を総合的に一次に、宮北委員(協)より、かねて保留していた問題について知

事より応答。 発庁が計画している改訂の調査内容を知りたい旨の要求があり、知た四十栄副委員長(改)より、開発費増額の意見書案に関連して開題及び国費予算折衝の時期、方法について意見及び質疑があり、まり、知事より答弁、また桑野委員(自)より、五カ年計画改訂の問り、知事より答弁、また桑野委員(自)より、五カ年計画改訂の問

員会まで検討することとし、午後四時十七分散会。委員長に一任に決定、意見書案闫については各委員において次回委いては西村(社左)、大島(改)委員より意見があり、一部訂正を③ ついで意見書案刊を原案のとおり異議なく決定、意見書案台につ

〇三月三十一日 午後零時四十分、第三委員室において開議。

- 増額決議案を提案することに決定。
 う旨を述べ、西田(信)委員(自)より、増額について意見があり、の 坂東(秀)委員長(公)より、本委員会の経費について審査を行
- の動議があり、異議なくそのことに決定。右)、朝日(協俱)、宮北(協俱)各委員と協議の上決定されたい旨とし、委員長は元小委員であつた児玉(自)、二瓶(協俱)、浜森(社り、大島委員(協俱)より、派遣委員、時期については委員長一任)、次に未開発地域開発促進折衝のため 上京委員の 派遣に ついて諦
- れぞれ意見があつて、午後一時二十分散会。四十栄副委員長(協俱)、 山内委員(労)よりもこれに 関連してそより、委員会における五カ年計画改訂の積極的研究についてまた、があり、総合開発委員会事務局班長より答弁、西田(信)委員(自)図 西田(信)委員(自)より、五カ年計画改訂の問題について質疑

綱紀肅正に關する調査特別委員會

り了解を求められた事項があるので一応これを聴取したいと諮り、大島委員長(改)より、本委員会の報告書に関連し、財政課長よ〇三月六日 午後一時二十分、議長室において開議。

午後二時二十五分散会。一任とすること、ついで総括意見、決議案提出について決定の上、の文字の訂正については内容に変更を来さざる範囲において委員長があり、二、三質疑の後これを了とし、一旦休憩、再開後、報告書そのことに決し、同課長より公宅事項中一部訂正について事情説明





國會法改正に對する參考人の陳述要旨

述事項中地方議会にも関連あるものを抜萃したものである。 各層及び学識経験者を参考人として招き意見を聴取したが、 現行国会法の改正を検討中の衆院議院運営委員会は三月十五、 次の要旨陳 十六日

國會法改正に對する參考人の陳述要旨

昭和二九・三・ 六於衆院議院運営委員会

掮 泰 拷 A へ敬 称 略

13

議 対 策 部 長本労働組合総評議会 緰 家 塩谷 矢野 貞治 信雄 総務 部 長日本労働組合総同盟 \exists 本新 聞 協 会 丸山 野村 秀雄 隆

笋目

評

毎日新聞社編輯部次長日 本 新 間 協 会 治 界 马家 阿部真之助 住本 利男 上郎 委員 会委員 長公共企業体等仲級 常務取締役組化成工業株式会社 稲田大学教 授 大西 今井 宫崎 邦敏 一男 鲱

一、常任委員會制度について

明 言

綇

大

田上

積治

三共株式会社社長

鈴木

万平

1 制度全般について

〇矢野 委員、官庁、業者の結託を生じ陳情政治に堕するおそれがあり、 が政党、経済界と結ばれ政治の腐敗を招く。 国家権力

〇塩谷 各省の出先機関化し業者と結びついている。 委員がそれぞれの経験を生か

> 善にある。 し審議するのでありあくまで存置すべきである。 要は人の問題と運営の改

○住本 近代議会制度上進歩的なものであり確保すべきであるが、 是正すべきである。 欠点もあるので

○阿部(1)民意の反映を期待したが実際はその反対で政府の施策が るのみの作用しかない。しかし廃止論には反対である。 これを通じて流れ

(2)行政部門と結びつき、 行政部門を監視すべき委員会の機能が弱化している からである。 その例は行政整理が行われぬのは、 委員会が全面阻止の役割を演じている

(3)戦後議員の素質が変り、非常に物識りになつたが余り、専門家して役人の この原因の一つは委員会が細分化、専門化されたためである。 ような事務的議論が多く、大所高所から国の大方策を論ずる風格を失つた。

田上 高温家 世界各国と主本制度を採用しており、議案数の複雑多量化に伴い専門化し 本会議中心を再と考えるが、議案も多く読会制復活は困難と思うので、全 てきている。民意を反映せしむべき請願陳情審査のためにも不可欠である。

議案の全議員に対し周知徹底と、本会議での趣旨弁明励行方に努め、 議案 によっては委員会審査省略を行うこと。

〇宮崎 丸山 弊害があるというが、どのようにしても長短は免れない。 各種行政の複雑化からみて存置すべきであり、本会議中心は不可能である。

〇今井 官僚の事大思想と相結びその割拠主義と同様行政が分断されることはよく ない。さしあたり廃止して政党の調査機能を発揮するようにしてはどうか。

2 委員會の數について

矢野 三分の一程度に減じ、締滅による不便は特別委で補うこと。

○野村 読会創度を復活し、予算、 他は特別委で補うこと。 決算、請願、懲罰、 議運、 の五個程度に止め、

(H) 上: 省別を廃し、事項別に設け数を減らすこと。

○住本 省別設置を廃し事項別とし一四~一五に圧縮すること、 大臣、 次官その他

を委員から外すことには賛成。

○阿部 ○丸山 社会文化、 事項別に統合整理し、一三し一四に圧縮すること。 財政経済、治安、その他三~五位に止むべきだ。

○宮崎 事項別とし、 できるだけ利権を廃すること。

〇大西 西独は三四、 実状に応じて設けることであるが、 現状では幣害があるので

三分の一程度に圧縮すべきだ。

〇弓家 〇塩谷 とは考えられぬ。 英五、米上院一五、下院一九、仏二〇であり、 数の適、不適は判らぬかわ 数の圧縮も可能と思うが、民主的運営の線を外ずさず無理しない方がよい。 わが国において行政部門ごとに委員会を設けることは 必ずしも不適当 英米仏とも委員会の下に小委員会を設けており単に数を

委員會の公開、非公開について

減ずることは意味がない。

○塩谷 現行公開がよい。

○住本 公開すべきであり、 秘密会の規定は濫用すべきではなくむしろない方がよ

○宮崎 公開を原則とし、秘密会の規定を残すこと。

〇丸山 これ以上制限の要はなく。 事会でうまく運営すればよい。 委員の発言が牽制されるおそれがあるときは理

〇大西 ○野村 〇矢野 非公開がよい。

〇田上 本会議が公開であるかぎり、委員発言の自由を守る意味で非公開に賛成。

Ø 他

〇田上 〇矢野 ├ 委員の任期は会議中に限ることとし更送せしめること。

○住本 ○野村

各省の委員長室は廃止すること

○野村

○丸山川決算委は結論の出し方がおそい。

②一委員会構成メンバーは、三〇名程度にすべきだ。

(4)委員会会議録の出し方が遅い。

○大西川東西ドイツは何れも国政調査特別委を設けている。

予決算に分科会を設けること。

公聴会の公述は聞き流しになつており、

実効の上るよう考慮されたい。

〇住本

③委員長の表決権と裁決権の二重行使は不合理である。

(2)審議の能率化を図るため両院委員会の共同審査を行うことがよい。

これは

世界的傾向である。

〇鈴木 行政面に立ち入り過ぎる結果、 く行政執行面の損失が甚だしい。 委員会開催の際出席のため役人の不在が多

二、國會議員の歲費について

真に国政審議のため必要であれば増額するにやぶさかでないが、 かに滞在雑費、旅費、立法調査費、 秘書手当等種々のものがあるのは腑に

蔵費の

ほ

〇矢野

落ちぬ、蹴費、諸手当は一本化し、 十分職責を果し得るような額を支給す

べきだ。

(蔵費は給料か実費介償かいずれと解すべきや、課税対象となるかどうか)

なお、現在額は社会道念上如何の間に対し

実費弁償としてきたが、現在は俸給給料の観念に変つてきている。 世界各国とも議員は名誉職的なものと観念して、給与本来の性質は一部の

あるが、額は現状でよいと思う。 議員がすべての経費を議会から受ける給与で賄うという考え方は 不賛成で

国政審議上増額もよいが、他の公務員より際立つて よくなければならない ということはどうか、 また貯蓄して選挙費用に充てるということもどうか

給料という観念上課税は当然である。

〇塩谷 国民感情として歳費以外の諸手当の給与体系が複雑で納得できない。 化して明確にすべきだ。増額は不賛成現在程度でよい。 一本

○住本山お手盛りについて新聞社に沢山投書があった。 増額が悪いのではなく国会

自から値上げしたところにある。

国民として議員が適当な歳費を受けることには異議がない。 値上げの場合

は第三者――諮問機関に研究させるべきだ。

(2)給与内容の細かい分け方が不明朗であり一本化が必要だ。 (3)規定中一般公務員と比較しているがこの考え方は疑問で、 入つていることは認めるが本来は実費介償の性質を持つものである。 大体 生活給的要素が

月額手取り十万円位が適当と思う。

(4)国会法三十六条の退職金は、国会が行えば地方議会がまねる。 これに手を

下すことはよほど慎重を期してもらいたい。

○阿部⑴歳費か給料か明確でない。 また規定で一般公務員の最高給料額より多い歳 費を受けることになつているが、 最高の制限のないことは極めて都合のよ

②額については議員の職責を果すため必要ならば 三し五倍にすることもやぶ

と社会常識によつて決めるべきであろう。 さかでない。しかし首相以上にすることはどうか。 いずれにしろ国家財政

〇弓家山各国の現状及び動きは(年額)

英 一〇〇万円を五割増加しようとしている。

米 四五〇万円(サラリー)手当九〇万円

ている。 議論があり、 次期総選挙より実施の考え方を立て非難を免かれようとし、サラリーを二倍に増額しようとしているが、 お手藍りはいけないという

仏 約一三〇万円=これはお手盛りで値上げした。

も政党が所属議員の選挙をカバーすることは日本ほどでない。 支給さるべきだ。しかし選挙費用まで賄うのは不可能で、 外国の例としてが、 議員としての貧富もあり体面維持とその活動を賄うための必要経費は20歳費を生活費と考えれば不足でない。 議員活動からみて種々出費もなろう

なく、また増額にあたつては次の選挙以後にすれば非難も起きまい。3)外国に比べ多くも少くもない。 少く十ればよいという考え方はとるべきで

〇田上川現行は高額でなく妥当である。

は有産者以外広く人材を求められない。 はなを国家で支払わなけれて本務でなく本来の名誉職と解すべきである。 歳費を国家で支払わなけれの職務に携われないので従つて生活給の観念であるが、 この場合でも議員2 歳費は給料か実費弁償かについて アメリカは国会が年中開かれており自己

(3)選挙費用は法定以上実際必要とすれば歳費で賄うことは無理である。

↑ 額は問題でない。現行小刻み給与は一本化すべきだ。())諸手当は一本化し明確にすべきである。

心構えとして月給取

〇野村

○丸山∪現行蔵費一五万円とみてこの程度である。 生活補償だとすると安い。○丸山∪現行蔵費一五万円とみてこの程度は三等重役級である。 種々出費があり個り根性はやめてもらいたい。

また非課税面のあるのも妥当でなく給与は一本化すべきだ。(信頼される議員、国会であれば納得する。ただ支給は厳正にすべきであり、(2)増額をちゆうちよしているのは緊縮予算とか 世評の手前からであろうが、

(3)秘書手当二万円程度は安い。

○宮崎川全体を通じケチ臭い。

(3)蔵費は一本化し十分取つてもらいたい。(2)非課税により収入確保の臭いがある。

(4)秘書手当――この手当も含めて一本化されたい。

には疑問を持つ。 には疑問を持つ。 議員が国家の高級官吏のごとき基本的考え方

○大西山外国は厳格に取扱い憲法で規定してあるところもあり、 増額については三○大西山外国は厳格に取扱い憲法で規定してあるところもあり、 増額については三

額、不定額中出席日数に応じ支給している。(2)米国州議会は欠席議員に対し欠席部分の蔵費、 手当を控除、ベルギーは定

③必要があれば増額も賛成、但し、次期当選者から適要の措置が望ましい。

○今井 選拳法との関連もあるが、 各界代表の意見を聞き決めることが国民感情に○鈴木 一本化し十分増額すること。但し、欠席者はその部分を減額する。

マッチする。

地方交付稅と地方財政平衡交付金との異同地方交付稅と地方配付稅及び

			=								邛
			總額							性格	E
2			1							1	批
毎	六•二	税の徴	所		Ş	機能	ζ,	障と	である	地	7
年度分の配付	一九%	収	得税及び			は不完全であ	その財	いう観	が、	方の独	百
のの配		額の	分が法人			元全で	源調	念は	財源	立. 财	1.
付		_	人	,		办	整	な	保	源	利
過額を補て	地方団体の	政収入額を	1 財政需要		極めて薄い。	であるという	が、地方の独	源保障制度一	機能を有つ完全	徹底した財源	地大敗政平復多行会
を補てんする	当該超	をこえる	:要額が財			観念に	立財源	である	全な財	源調整	が金
2	の	. 及	1	立財	ņ	能は	ある	交付金	て	財	堆
毎年度	0110	及び酒	所得	別源で	且つ	殆	が、	金よ	は、地	州源保	7.
4r	%	税の	税、	ある。	つ、地	んど完全で	財政	13	方財政	源保障制	3
7の総		収入	法人	5	地方の	全で	調整	不徹底	政平	挺	f
額		額	税		独	あ	樾	Ĉ	衡	E	移

-																							•	の調整	三 年度間						
ける配付額を超過	つては前年度にお	又は1の場合にあ	る等の増額を行い	くは一部を増額す	する額の全部若し	ける配付額に不足	つては前年度にお	部、2の場合にあ	の全部若しくは一	○%を超過する額	ける配付額の一一	つては前年度にお	は、1の場合にあ	上必要があるとき	3 地方財政の情況	額を増額する。	るときは当該不足	の九〇%に不足す	度における配付額	2 前項の額が前年	過額を減額する。	したときけ当該超	の一一〇%を超過	度における配付額	1 前項の額が前年		%	法人税の一六・二九	徴収した所得税及び	前々年度において	名
														-												額	予算に計上された	政計画に基づき、	2 実際には地方財	分な額	大めに必要且ごデ
	,								調整する。	積み立等を行つて	団体自体において	た場合には、地方	に加算して変付し	特別交付税の総額	ため当該超過額を	合算額を超過する	額が財源不足額の	2 普通交付税の総	変更を行う。	制度の改正、率の	となったときは、	しく相違すること	足額の合計額と著	額が引続き財源不	1 普通交付税の総	超過額を増減した額	変付未済額叉は変付	額に、前年度までの	入見込額の二〇%の	法人税及び酒税の収	主電な 思の 用名和
																		1	_	との額	が種類ご	四種類及				-A-7		• //			
(2) 第二種配付額	三八·七五%	市町村配付税の	(1) 第一種配付額	総額の五〇%	2 市町村配付税	10.00%	道府県配付税の	(5) 第五種配付額	八十七五%	道府県配付税の	(4) 第四種配付額	三八•七五%	道府県配付税の	(3) 第三種配付額	三、七五%	道府県配付税の	(2) 第二種配付額	三八•七五%	道府県配付税の	(1) 第一種配付額	総額の五〇%	1 道府県配付税	きる。	額を行うことがで	を減額する等の減	全部若しくは一部	%に不足する額の	度の配付額の九○	合にあつては前年	くは一部、2の場	かけ の とこせにせつ
	,				-							の九二分の八	普通交付金の総額	2 特別交付金	定める。	合算額を基礎として	団体の当該超過額の	ると認められる地方	準財政収入額を超え	基準財政需要額が基	当該年度において	- 普通交付金									
交付	(3) 財源不足額が	額	特別交付税を減	は、当該額	二%以内	が交付税総額の	で、当時	額をこえる場合	普通交付税	(2) 財源不足額が	別交付税に加	当該超過額	額をこえるとき	総額が財源	(1) 普通交付	の調整	2 特別交付税	総額の八%	(2) 特別交付税	総額の	(1) 普通交付	1 原則		,							

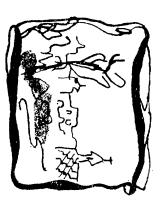
3 県又は市町村に対 の事情がある道府 分特別配付税は、 配付額及び市町村 財政需要に比例し び第四種配付額は 方団体の課税力に 種配付額は当該地 配付額、及び第二 村分ともに第一種 市町村配付税の 市町村配付税の 市町村配付税の してその事情を考 人口の増加の著し に比例)配付する。 くほ生徒児童の数 て(割増人口若し 反比例して配付す いことその他特別 道府県分第五種 第三種配付額及 道府県分、市町 特別配付税額 第四種配付額 第三種配付額 三八•七五% 三·七五% 八十七五% 0% ఫ్ 額が過大算定された 2 整率を用いて基準財 入の減少があること 財政需要又は財政収 こと。基準財政収入 別の財政需要がある 算入されなかつた特 政需要額を減額す 当該超過額の合算額 える地方団体の当該 基準財政収入額をこ をこえるときは、調 超過額とする。但し、 が呰通交付金の総額 災害に因る特別の 基準財政需要額に 基準財政需要額が 特別交付金 普通交付金 と同様 財政需要額を減額す 1 調整率を用いて基準 %をこえるときは、 交付税の総額の九四 当該超過額の合算が 超過額とする。但し 基準財政収入額をこ える地方団体の当該 特別交付金の場合 基準財政需要額が 場合は、特別交 特別交付税 普通交付税 26 付税の総額の六 付税の総額は交



厳して配付する。

九四%を超える

市町村配付税の



昭和 29 年度一般會計豫算(國)成立

管間題で難航の結果ついに議決に至らず,憲法第60条第2項の規定に より、4月3日午前零時をもつて衆議院議決の通り自然成立した。 昭和 29 年度予算案は 3 月 4 日三党修正案通り衆議院を通過 (贅成 30% 反対 143 票)参議院の審議にちつされたが、参議院は入場稅国稅移

総額 9,995 億円で増減なく,大蔵省原案 9,943 億円に比し 52 億円増で なお予算規模は、三党修正の結果も政府原案の枠を出なかつたので

三黨豫算修正に關する覺書

29 年度予算は決定を見た訳である。

- 予算修正の方針は,9,995 億円の緊縮予算の枠を堅持する。
- 修正は、三党の共同修正とし、修正規模は90億円とする。
- **野流
 万
 し
 で
 ら
 な
 、**
- 一般会計において 50 億円を調達する。
- 発銀行に対する中小企業金融公庫よりの返済金を猶予し,残り21 一般会計外において、40億円を調達する(5ち19億円は、開
- 一般会計の歳出修正は、別項(注次の表の三党修正統参照)の通りと 億円は,資金運用部資金の運用によるものとする)
- 中小企業金融公庫 20 億円

一般会計外の資金配分は次のとおりとする。

国民金融公庫 20 億円

- 本予算成立にともなり総合対策として、投融資計画委員会の設 第3次資産再評価法の制定,労使協力体制の確立を促進す
- の成立に関しては相互に協力する。 本予算に伴う補助金など整理に関する特例法案及び競法案など

注意 時報6巻2號に掲載の「昭和29年度政府案」は計數整理前

のものであつたため、國會提出豫算案と數字に多少異動があるので、本案を正しいものとして利用願いたい。

昭和 29 年度一般會計歲入歲出豫算經費別前年度比較表

	7				60						5	4	W	2				ļ
Ø	Ħ	女	Þ	H	¥	₩	溢	澉	∺	治	公共	ভ	##	來	8	1	6	劉
						-,	,	•••		-,	瞬	υŅ	世			-		, A111
PŮ	d)	数語	¥	Ħ	樊	ı¦ T	恕				紫纜	•	0	俶	絕			
丰		椝	文	交		类		益	畊	E	及び	翠	Field					Œ
Ψ¢	型	潊	教	戦	稿		额				财	癌	畊		烞	i i		
渐		唱	崩	湖		풲		盐	強	部	食糧増産	滙	浴					
焸	胀	強	贸	蝦		H	Ě				産對	論	M	百	Æ			
	1421	III			SAR I	S.I	dt.	im.	_	V	胀	AP\$	描	-	LA.	3	į.	
避	雕		蹈	類	膷	K —	雅,	棚	<u> </u>	샤	脚	用 题	糊	淵	HP			
				-												型		
																西湖	2	
	_						N	w	Vī	4.	16			7	en	H	~	
12,600,06	13,400,06	1,125,582	5,13	1,93	8,20		8,18	6,32	53,292,251	43,129,903	0.93	2,59	5,00	8,83	58,480,000	無機	မ	
,061	061	5,582	5,137,418	1,937,100	8,200,100	0	3,951	36,321,031	2,251	,903	160,932,136	2,599,897	15,000.000	78,830,768	,000	#		
			+		+			+			+					111	##	
																36		
																痂	网	
			7		. 7			1,4			<u></u>					Ħ		
			700,000		700,000			,479,000			,479,000					323	凝	
1_	ᆜ-		8		8			8			8	!	J	l_				
																*	臧	
																164		
12	13	_	Сп		~		28	37	53	4.	162	N	귥	78	55	横	盤	
2,600,06	13,400,06	1,125,582	,837,	,937,	8,900,100		3,188,	37,800,031	3,292,	3,129	162,411,136	,599	15,000,000	78,830,768	58,480,00	翼盤		
061	65	582	418	8	8	0	951	31	251	903	136	897	8	7 68	000		<u> </u>	
																4	s o	
																	H	
																Ñ	#	
11	13		6		وو	4.	27	35	67	39	175		Ç٨	61	62	**		
11,339,342	13,706,174	1,459,132	6,072,060	1,939,910	9,471,102	4,000,000	,873,	35,752,374	,603,	39,812,604	175,041,948	400,	,000,	61,331,483	62,000,000	1		
342	174	132	8	910	22	8	022	374	948	604	948	ഒ	8	483	8		na 	
	Þ	D	D	D	D	>			٥		D				D	3	.	
																焚	\$ **	
													4	_		:	`	
1,260	30	Sign of the second	23		571,002	4,00	<u>u</u>	2,047,657	14,311,697	3,317,299	12,630,812	2,19	12,000,000	17,499,285	3,520,000	3		
1,260,719	5,113	3,550	4,642	2,810	1,002	0,000	5,929	7,657	1,697	7,299	0,812	9,794	0,000	9,285	0,000	\$	i i	
			=								_ : _ _							

			2		>
,577 🛆 5,276,991	45,572,577	40,295,586	金坂人	*	前年度剰
,386 🛆 17,162,688	74,198,386 <u></u>	57,035,698	>	坄	雑
,723 \triangle 20,368,733	150,805,723	130,436,990	全会	苍	平式
,000 15,146,000	756,674,000	771,820,000	税及び印紙収入	自力	租税及
頭 比較増△減額	28年度豫算額	29年度豫算額	33		岡

																															_
29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	≅	17	16	귥				14	13	12	=======================================	10						9	∞		
Ħ	職		涶	苔	割	书	疄	W	繼	廽	図				溪	米	来	釆	誻	칶	免	肝	H	#	严	Ħ	H	Œ	叫	K	Þ
٥	WI.		L_	4	4	力用		쒯	遊遊	搟	片	画	4}	旗	3		糕	VM4	->+	rm\.	t=X	竔	3	÷	茶	io.	坪	≱ÿi	2021	*	Œ,
,	#F		Lr.	緩	X	校		غ	叫	/ P1	梅	>	侧	₩	海江	X :	灰	77 4 ‡	极	LEQ.	Se H	DH.	767	₽	黨	ďΨ	272	ы	₹##F		出
≯	棌	軍	籴	海	仁	出	淵	4	畑	帜	核	禄	兹	414	小小	採	英典	姓	壁	承	宷	轴	愈	絑	採	₿	份	坂	礟	Ĥ	H K
				统	鋭	绘			國		E E	雛	₩	補	米	774	無						沿	₩	⇔	露	番	ď		ゆ	Ιŧ
织	癬		(料	闸	폠	X		-ma		翭		Ē	잻	圝	絲	寏	避	胀	胀	787	鵩	鬸	丰	弱	鄠	Ð	?	똻	痲	逝	Œ
				4	车	华		網	萜		礟	診	淵		#		套							於	於		•			烎	Ξ
琳	槲	**	瓣	份	睁	₩.	渊	単	户	叫	踹	渊	辉	叫	∭. 	**	\$	瓣	囃	樂	瓣	撰	絲	再	王	画	再	御	郷	灣	319
ಚಿ	16,0	43,0	5,9	7,9	121,6		9,3	6,0	70.0	3,8	30,3	63,8	į. S	3,2	2	9,1	11,1	20,5	13,2	9,7	5,6	28,1	1,0	2,5	9,5	5,0	2,0	20,0	1,1	õ	
3,651,530	16,041,477	43,024,232	5,990,643	7,922,000	21,600,000	_	9,342.851	6,053,224	70.000,000	3,881,205	30,308,861	63,818,700	1,842,035	3,255,000	260,000	9,158,000	1,100,000	20,518,000	13,262,574	9,796,526	5,638,227	28,186,610	1,000,000	2,500,000	9,500,000	5,000,000	2,000,000	20,000,000	1,134,827	800,000	_
	7		W	.0_	0	0		, 4 2-	. O.	_თ_		.0_	Ωij	C	_0	0_	_0,	0	4	+ 	7	+	,0	Ο.	.0	0_	_0_	0	.7	0	
1_	_!_	<u>l</u>	1		_1.	. I_	1	1	_!_	1_	_I	_ [_	1_	_1_	Ţ	!	Į	1	213,510	917,615	_1 _	500,000	_1_	_1	_1_	_1_	1	_1_	1	1_	_1
3,851,530	16,041,477	43,024,232	5,990,643	7,922,000	121,600,000	0	9,342,851	6,053,224	70,000,000	3,881,205	30,308,861	63,818,700	1,842,035	3,255,000	260,000	9,158,000	11,100,000	20,518,000	13,476,084	19,714,141	5,638,227	28,686,610	1,000,000	2,500,000	9,500,000	5,000,000	2,000,000	20,000,000	1,134,827	800,000	
3,175,005	19,416,264	44,774,747	5,979,140	0	_0	137,600,000	_0	21,621,078, A	59,428,000	3,445,400	27,335,076	45,000,000	2,157,628 △	2,842,372	260,000	9,139,570	10,080,000	19,479,570	12,688,091	9,505,855	5,263,272	26,692,292	1,000,000,	11,000,000	20,593,000 △	5,800,000 A	4,500,000	42,893,000	2,454.779 △	1,000,000 △	1,500,052
476,525	3,374,787	1,750,515	11,503	7,922,000	121,600,000	137,600,000	9,342,851	15,567,854	10,572,000	435 805	2,973,785	18,818,700	315,593	412,628	్ల	18,430	1,020,000	1,038,430	787,993	1,208,286	374,955	1,994,318	_0	8,500,000	11,093,000	800,000	2,500,000	22,893,000	1,319,952	200,000	, ,

27,662,412	D	1,027,250,686	999,588,274		999,588,274	맥		מע	מ (מ
407,167		3,493,989	3,901,156		3,901,156	政	設	殅	
235,825		4,733,285	4,969,110	1	4,969,110	玲	夣	抢	
3,639,079	D	5,635,741	1,996,662		1,996,662	盆	按	奥	
641,808		7,179,901	7,821,709	_1_	7,821,709	谷	耆	道	
584,881		5,818,302	6,403,183	+ 280,000	6,123,183	樂	前が	通	
1,991,992	Þ	20,166,607	18,174,615	+ 50,000	18,124,615	酚	李	概	
447,037		13,847,813	14,294,850	+ 839,875	13,454,975,	企	4 :	運	
586,066	Þ	6,487,844	5,901,778		5,901,778	吟	喪	交	
7,831,611	D	34,642,145	26,810,534		26,810,534	**	摄	K	
437,980		1,544,149	1,982,129	1	1,982,129	改	浴	44	
. 1,760,510		18,123,247	19,883,757	_1	19,883,757	浴	袋	採	
987,838		11,332,896	12,320,734	!	12,320,734	承	俎	蒋	
7,927		418,928	426,855	1	426,855	翌		丞	
33,449		349,745	383,194	1	383,194	在死	被被	会 計	
592,807		7,868,238	8,461,045		8,461,045	所	类	幾	
121,658	D	3,334,366	3,212,708	+ 20,000	3,192,708	₩		H	
31,603		209,168	240,771	_1_	240,771	趣	赿	Hr	
7,441,574	D	145,186,364	137,744,790	+ 1,189,875	136,554,915	华		MH-	35 嫐
20,220,838	D	882,064,322	861,843,484	1,189,875	860,653,609	岸平	為	漫製	
9,500,000	Þ	17,500,000	8,000,000	5,000,000	13,000,000	溿	益	740	34 豫
3,056,067		11,513,546	14,569,613	1_	14,569,613	浴幽	報	ni)	33 ≱+
3,043,865		708,397	3,752,262		3,752,262	付利子開給	造資金質	外航船舶建	32 9
5,640,000	D	5,640,000	0	_1_	0	強	剛	磁	31 倉
21,000,000	>	30,000,000	9,000,000	<u>l</u>	9,000,000	補給金	資格 讃 整	人食糧	30 概

猛 朱 三党修正は以上の 50 億円修正の外に資金運用部資金より,国民金融公庫資金増加 21 億円,開発銀行への返還を延期して充当する中小企業金融公庫資 金増加分19億円、計40億円がある。

28 年度第3次補正豫算決る

昭和28年度第3次補正予算案は3月20日衆議院を通過,同月29日参

Θ 議院を通過成立した。 第3次補正予算は、義務教育費国庫負担法の臨時特例に関する法律

案が第18国会で不成立となつたため、いわゆる富裕都府県に対し、12月

类	P	ijΕ	$\overline{a}_{i}^{\underline{t}}$	끉								_	©			恕		採		徭	됐	ズ			0					~(~(
								自治症			9,	の結果,	S			w		2		-	≭				74	(/(80)(0))	1 3	保安庁母より.	輸入食糧価格調整補給金より、10億円、国債諸費より、7億7,200万円、	たため、	94	
				淮				治庁み				***	4	平		於		茶		祭		秊			なお 28 年展予算規模は次のようになつている。	5)	北	吟 藝		3月までの国庫負担金27億8,000万円の支出を必要とするに至つ	
								28 年度の地方債許可追加分				7	28 A		(¥	紘	平)	澔	(注	益	41				手	. 0	k 18	5	拉回	庇	식	
Ξ	炭	4	滐	道	1 mark -10			· · ·				in 1	典			Ħ		Æ		Ħ	**	徐				,	۱	2	調整	自加	国の	
					開発を持ち			当ら	20	3		米(一里		歲出增 2,780 百万円		處田增 30,569 百万円		歲川增 51,000 百万円						草規/	13×10		2 億 2.100 万円,	補給	かり	庫台	
					** ***		,	方倍	#	Ì),272	は当		2,78		30,5		51,00					出	質は	75.13 13.16	11111	100	金	9	拥金	
1	40	l	i	17				뿌	克克克	<u>†</u>		海田	初9,	1,02	四0百		月 65	2	[편]	ω	96	8	霰	28 年	K O	. y	υ τ) γ	万 円	, b,	なり	ž 27	
					変し		i	追出	5	ł		٦ 1	655	1,027,250	万卫	0	万円	27,343	5円	34,429	965,478	968,284	×	亷	بر دل	H.	* `	<i>₹</i>	10	5 0,	底8	
					海(及湖)	装			貢建	H		1 兆	徳田	_		Ū	掘	-	級	Ĭ	-			一赛	77) X / 1 *	٠,٠	4の急ょ	晋田	20	,000	
1	ł	1	l	20	¥	À		7		ን ት		の禁	St.		出館		田倉		五色						Ÿ	6	ş	; <u>-</u> -	X	対が	万円	
					猰			として次のとおり来行した。	牛 医地力 	<u>.</u>		しつに 1 兆 0.727 億円と 1 兆の嶽を梁珽するに至したのため	年度予算は当初 9,655 億円であつたが、3 回にわたる補正	1,0	歲出節約2,780百万円)		歲用節約3,226百万円)		歳出節約 16,571 百万円)		و	9	概	昭和 28 年度一般會計豫算	2	殿川先侯には強威がなが ノ/へ	, '	りて信命円を満期とれ に 布	是是	補正追加したものであり,その財源は歳出不用兄込額のうち,	の対	
					政府沿海			9	HO	ř		一般は	とから	1,027,250	B 08		26 👸	27,343	571 E	34,429	965,478	968,284	Æ		о У	ò	Ì	iii A	ጆ# ያተ	漫三	38世	
	21	13.3	9	104	的是	٠.	— IEŁ)/				8	3	0	万円	0	1万 円		5万F				LE	(単位百万円)			f	日や	b, i	不用	¥.∕\.	
44.	,	· W	9	.42	Þ	1	(単位石石円)	*				强	ゴビ					(時報	3	(時報5	(時報5	(時報5		三万 P			200	游戏	河河	兄込	()- Val	
					••	;	7. H	[] []				が	かな					5		子に	25番	段5巻		Ċ.			1	ال ال	, ₂₀₀	、独の	94 94	
	15	w	Ī	108	海峡	`	ر '	Y				かる	を整					巻12号)		巻[11号]	(48%)	(7号)					i	7	75	7	王	
												84	Ħ					ن		ن	ن	ن			,		ć	#	'n	ô.	J	
	•																															
Æ3	金	Ε.	TI.	굨	Pre	3e-1); i	74.	4-1	¥	اجر:	R:	fr:		m t	(Þ	Um	=	盐	} /	-1.	妝	-} }	744	<u>'</u> 1	34	쐪	2 #	ØŦ.	æ	=	
⇔	亀	E	ħ	[M	£, a	æ	哲	傑	珙	*	採	扫	Įt;	脚	静	炅	畑	Ħ	諂	片	珥	产	牟	展	-¦ 4	柱	華	#5	採	益	E	
椊	海	E	Ħ	[M	EJ#	jp P	和聚	採	兵	*	计	嶽	10	凝	拚	熨	対	Ţ.	益	占	抖	辫	单级	展	4	荐	華	彭.	採	補	E	
							聚																採									
香	海	E	A.		即被	源		杂	東東	大阪	治	滋	jn; 睡	變	一个 一种	製	東	山 類	益	石三	=	齊		東京		基	華馬	想		箱	山	
							聚																採									
							聚																採									
	忠 40		\$P	Ш 30	茂	取 34	聚 山 23	K	m –	阪 —	书	77	声	知 —	- M	# -	- 現		井 7	JII –	=	遇 —	杂 川 —	知: 	渐 —	¥;	# .	. K	- 基	≅ * 15 :	形	
	忠 40		\$P	Ш 30	茂	取 34	聚 山 23	K	m –	阪 —	书	77	声	知 —	- M	# -	- 現		井 7	JII –	=	遇 —	杂 川 —	知: 	渐 —	¥;	# .	. K	- 基	≅ * 15 :	形	
	忠 40		\$P	Ш 30	茂	取 34	聚 山 23	K	m –	阪 —	书	77	声	知 —	- M	# -	- 現		井 7	JII –	=	遇 —	杂 川 —	知: 	渐 —	¥;	# .	. K	- 基	≅ * 15 :	形	
Ξ.	启 40	D	₽	Ш 30	进 —	政 34	聚	म्प्र ।	PT -	阪 —	4	77 -) —	M	# — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	"	漫 —	# 7	JI –		%	黎 三 —	沖		ж !	.	}.		## 15 ·		F
Ξ.	启 40	D	£1-	Ш 30	进 —	政 34	聚 山 23 —	\text{\ti}\text{\ti}}\\ \ti}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}	耶 — 15	阪 — 35	- 4	7T - 10		笛 —	M	**	理	類 — —	# 7 -	JI –		%	黎 三 —	沖	淵	ж !	.	}.		## 15 ·		٠
Ξ.	启 40	D	£1-	Ш 30	进 —	政 34	聚 山 23 —	\text{\ti}\text{\ti}}\\ \ti}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}	耶 — 15	阪 — 35	- 4	77 -		笛 —	M	**	理	類 — —	# 7 -	JI –		%	黎 三 —	沖	淵	ж !	.	}.		## 15 ·		٠
= -	E. 40 7		### !	Ш 30 —	莊 — — —	政 34 —	聚 山 23	יבק -	可 — 15	阪 - 35		T T - 10		当	国	# I I	學	類	# 7 -	=	111 10	F	杂 川 30	· 异	満	H	₹ .	i I		3 15· 3	ボーー ー	ŗ
= -	E. 40 7		### !	Ш 30 —	莊 — — —	政 34 —	聚 山 23	יבק -	可 — 15	阪 - 35		T T - 10		当	国	# I I	學	類	# 7 -	=	111 10	F	杂 川 30	· 异	淵	H	₹ .	i I		3 15· 3	ボーー ー	ŗ
= -	E. 40 7		### !	Ш 30 —	莊 — — —	政 34 —	聚 山 23	יבק -	可 — 15	阪 - 35		T T - 10		当	国	# I I	學	類	# 7 -	=	111 10	F	杂 川 30	· 异	満	H	₹ .	i I		3 15· 3	ボーー ー	ŗ

7 6,1 500	更成。	行いず	基			益	* *	壮	摇	ार्चः	⊁	無	ŻП	拉	箔	E:	脚
00石と	、お福国	复務割当	農林省は 4			T	麗	绝	浥								
万 6,100 石となつた。 5,500 石に補正した。	未定とた	は, 5 万	4月2日,		•	╛	- 1	-1	Hi.	풛	\$	Ħ	專	斑	麗	当	藏
万 6,100 石となつた。また供出確保数 量 は 142 万 5000 石増の,1,779万 5,500 石に補正した。(福岡未定分はその後 63 万石に决定,総額 は1,637	黙, なお福岡未定となつていたのはその後 52 万石に決定) 総額は 1,407	行い義務割当は, 5 万 9,000石減の 1,401 万 7,100 石に (時報 5 巻 12 号参	日、供米頭打ちの打開策として28年産米の補正割		98 年度帝米化	, 60	100	ı	l	l	٠1	1	l	l	ì	1	1.
ጷ量は142万 その後63万モ	- の後 52 万石	01万7,100石	丁期報として	İ	计型部语计	I	I	30	1	I	ı	1	25	l	20	i	10
5000 石増の, 「に決定, 総数	に決定) 総数	元 (時報5%	28年産米の補	f	Ħ	ı	I	1	Jī	17	4	2	w	5	13.5	4.	=
,1,779万 預は1,637	預は 1,407	巻 12 号参	正割当を			I	150	I	10	I	Vī		20	I	48	7	15
	圈	剛	ΞŒ	ᆅ	뜻		© 辭		镢	ij.	加	E	30	撵		(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(7)(8)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)<	<i>T</i> 5 0 , 500
<u> </u>	萬 児	吲	뱌	栅	治		解	*	滅	ij.	紅	E	HQ.	榉		繏	万 0,500 石とな
≖.		函数	推	青			鄐	*	滅	郡	攻	巨	自	新	畔		万 0,500 石となつた)その内
∄l· 16,370.5	児	英		楪	第	5 9}	解金量	-	#		野	矬	Ē		曹初	繏	万 0,500 石となつた)その内訳次のとね
	児 🛱 275.0	岌 660.0	<u> </u>	森 230.0	海 道 850.0	5 9}	解金量	14,076.1	本 477.0	滋	班 117.0	梨 18.9	ılı 420.0	1		繏	万 0,500 石となつた)その内訳次のとおり。
16,370.5 1,425.0	児 場 275.0 95.0	复 660.0 540.0	ाः 250.0 270.0	森 230.0 270.0	海 道 850.0 250.0	常 初 藩正(増) 藩 正	確保 量(単位千石)	14,076.1 59.0	本 477.0 11.0	按 230.0 2.0	野 117.0 . 8.0	烈 18.9 5.0	111 420.0 8.0) 1,550.0 25.0	初 精正(滅) 補 正	繏	万 0,500 石となつた)その凶訳次のとおり。
16,370.5 1,425.0	児 場 275.0 95.0	复 660.0 540.0	事 250.0	森 230.0 270.0	海 道 850.0 250.0	常 初 藩正(増) 藩 正	確保 量(単位千石)	14,076.1 59.0 1	本 477.0 11.0	按 230.0 2.0	野 117.0 . 8.0	烈 18.9 5.0	111 420.0 8.0	1,550.0	初 精正(滅) 補 正	繏	万 0,500 石となつた)その内訳次のとおり。

昭和29年度北海道費歲入歲出豫算現計表

ş	2								1	
ļt.			\$ #	海 1	回	迫	加爾	·	<u>ş</u>	第一
Ą	坦		张 略 一 七	裁 梁 第 55 号	緩米	第 99 号	蒸采第 116 号	п);	=	超分%
一道		郑	6,878,010,500			i			6,878,010,500	20.12
畔	通	筅	6,853,707,500	1		1		. 1	6,853,707,500	
	ያተ ତା	筅	24,303,000	1		1		لــ	24,303,000	
3公避份	業及び財産收	> 4	128,221,600		D	2,000,00			126,221,600	0.37
	帝 辮 支	×	75,000,000	1	D	2,000,000			73,000,000	
思	遊	≻	33,464,800	1					33,464,800	

=======================================	-			•												10		9		_	00		7			51		a	
道 維油	治數 教館	水	益	滋	住地	中	*	土地	炒	踩	蘇	铄	容	营	当情	凇	事	홺	赵	4	譲	4	鲫	Ħ	麼	強用	魚	分極	珲
八 霞 假	生活協同組金借入金収	館	神 病 院 収 入	神病収入	対診療 施 設 収 ス	竹金収入	庫 運 用 金 利 子	也区画整组以入	数収入	※ 所 収 入	養 所 収 入	健所収入	紫 所 収 入	品売当代金	僧金及び報僧金	数ス	年 废 繰 越 金	盛	産金繰ス	別 会 計 繰 入 金	ス・金	附金	客	赞	用料	弊及び手製券	担金	金及び負擔金	産 売 払 代 金
2,673,000,000 2,673,000,000 2,673,000,000	3,000,000	3,401,300	26,152,700	517,800	29,756,600	1,224,672,900	50,000,000	7,445,800	11,500,000	46,361,500	144,900,000	78,623,300	50,040,000	487,629,000	1,500,000	2,370,908,900	100,000	100,000	59,000,000	31,736,100	90,736,100	132,920,100	132,920,100	225,153,200	718,635,100	943,788,300	278,752,200	278,752,200	19,756,800
<u> </u>	>	I	<u> </u>	1.		ļ	1_	1_	1				_1_	11,700	1	11,700			1		1	25,310,100	25,310,100	164,200	9,048,800	9,213,000	1	.1	_l_
5,784,800 10,000,000 10,000,000	3,000,000	1	1	1	1_	3,298,500		_1_	_1_	_1.	1	1	!	***************************************	_1.	6,083,300	523,525,400	523,525,400	1 _		1	5,227,200	5,227,200			.1	9,600,000	9,600,000	1
1 1 1	!		_l_	I.	.1_	_ _	<u>j</u>	I	_1	1	_1_		_ 1 _	3,900	_1_	3,900			_	1_	******	23,297,200	23,297,200	211,600	9,225,400	9,437,000	_	1	
211,192,800 2,683,000,000 2,683,000,000	0	3,401,300	26,152,700	517,800	29,756,600	1,227,971,400	50,000,000	7,445,800	11,500,000	46,361,500	144,900,000	78,623,300	50,040,000	487,644,600	1,500,000	2,377,007,800	523,625,400	523,625,400	59,000,000	31,736,100	90,736,100	186,754,600	186,754,600	225,529,000	736,909,300	962,438,300	288,352,200	288,352,200	19,756,800
7.85																6.95		1.53			0.27		0.55			2.82		0.84	

				-4				-3				_	2			,		Ì		舊				6		2	
都東爭	海	運	畆	H	淀	溢	炒	轑	>	靈	副	巡	ĬĠ	油	3	3	#	· 獨	概		榝	五	囲		逝	也大	溢
與 東 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	+		翠		IJ;	斑	换	獙	華	回益		囊		鉄		!						垂	車	楅	方财政平	財政	
斯斯 中市 中 中 中 中 中 中 中	第:	Ш	檶	*	崩	400	索具	ij	极	利厚		**	翻	AL.		<u>'</u> '	<u> </u>	Œ	>		焅	쑖	Ŕ	써	安平 省	平衡	
部市 区画 整潜本年度支出	l		彩		潎	核	→	뎕	冷	生 諸		III		₩				1	min	蕃		钽	哲	Œ	衡交付	交付	磁
改 理額	岩	数	岸	琳	烂	群	岗	渊	段	雌	溥	避	灣	斑	灣	3 	<u> </u>		4		₩	₽	₩	的	₩	睁	ᄪ
47,086,300 5,445,800	6,619,900	886,504,700	1,174,483,000	2,482,714,500	6,748,300	9,203,700	38,108,000	54.060,000	15,836,500	37,864,700	220,719,300	3,348,620,400	3,623,040,900	133,736,400	133,735,400	1 2 1 1 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	₹		33,527,345,000	20,030,907,300	770,115,400	6,411,507,800	5,673,284,100	12,854,907,300	7,176,000,000	7,176,000,000	13,496,437,700
1.1	i			_1_	1111	_1_	l	_1_	Į.	1_	_1_	_1_		1	l	業 案 第 55 号	第 1	i :	34,534,800		1	l	1	1.	1	1	34,534,800
. 1 1	1	ı	14,400,000	52,070,800	1	i	1	i	Ī	13,335,700	1,427,000	ı	14,762,700	i	-	議案第99号	间 趙	!]	585,708,300	33,272,400		33,272,400	1	33,272,400			552,435,900
	ı	1	1			1_	1	1	1	1	1	1	ı		1_	議条第 116 号	海		32,738,100				1	!	.!_	1_	32,738,100
47,086,300 5,445,800	6,619,900	886,504,700	1,188,883,000	2,534,785,300	6,748,300	9,203,700	38,108,000	54,060,000	15,836,500	51,200,400	222,146,300	3,348,620,400	3,637,803,600	133,736,400	133,736,400	1			34,180,326,200	20,064,179,700	770,115,400	6,444,780,200	5,673,284,100	12,888,179,700	7,176,000,000	7,176,000,000	14,116,146,500
				7.42				0.16					10.64		0.39	à	, ,		100.00	58.70		, -		37.76		20.99	41.30

22,570,800 15,000,000 34,534,800 276,477,700 32,738,100 12,765,900 207,035,000 20,063,900 20,063,900 20,063,900 20,932,000 20,063,900 20,763,00	公 函 数	地方労働委員会费	職 業 補 導 费	失 柴 女 策 蝦 蜀	労 政 諾 哲	台 他 数	戦 傷 病 者 扱 護 費	国民健康保険費	三 括 括 数	唐 人 福 神 费	児 黄 福 祉 費	引易披涎对策毁	非治災语效策費	災害救助蛩	比 生 福 祉 費	生活 保 渺 数	6 社會及び努働施設費	数 育 財 産 費	保 海 本 齊 職	社会教育费	教育 诺 費	通 信 教 育、费	百つら学校数	后 帯 趣 道 舉 学 核 费	海 泰 泰 爾	中 泉 族 費	小 华 被 费	数 育 聚 旦 余 蜀	5 数	災 曹 土 木 費	土水果素品	西郊地区土地区画整理事業費
22,670,800 15,000,000 276,477,700 32,738,100 207,035,000 6,164,500 20,063,900 12,763,000 17,580,000 1,180,000 1,180,000 1,550,200 1,550,200 1,550,200	9,368,500	29,779,100	100,596,200	296,431,100	46,096,900	435,218,100	8,583,500	413,581,900	15,975,500	41,599,800	201,351,900	12,192,000	1,103,600	1,799,100	173,787,800	1,387,005,200	3,174,470,200	42,431,700	81,135,900	22,503,800	432,288,200	4,866,000	138,844,300	708,610,300	1,967,949,500	3,315,776,100	5,487,462,700	199,849,800	12,401,718,300	300,000,000	52,574,800	10,000,000
32,738,100 29,063.900 2,932,000 742,200	<u>-1</u>	1	1		1		J	1	1_			1	1	a a a a a a a a a a a a a a a a a a a	1	_1_	_1_		. 1	1	991,500	_1_		5,366,400	28,176,900	1		ı	34,534,800	1		1
	Ţ	1	1,550,200	_1_	10,000,000		1		_!_	1	1,180,000	2,485,800		1	28,506,000	_1_	43,722,000		17,580,000	_!	12,763,000	_ l	32,935,200	6,164,500	207,035,000		1		276,477,700	15,000,000	22,670,800	1
10,000,00 75,245,60 315,000,00 12,745,468,90 199,849,80 5,487,462,70 3,315,776,10 2,232,225,30 723,073,20 171,779,50 4,866,00 446,784,90 22,503,80 98,715,90 1,387,005,20 202,293,80 1,799,10 1,103,60 14,677,80 202,531,90 41,599,80 15,975,50 413,581,90 8,583,50 435,218,10 296,431,10 102,146,44 29,779,10	1		1.	_!_	_ .	_1.	. 1		_ 1_	_ 1	_!	_1 .	1		_ 1	_1		_!	_1_	L	742,200	1 .	_1_	2,932,000	29,063,900	1	1_	1_	32,738,100		1_	_ l.
	9,368,500	29,779,100	102,146,400	296,431,100	56,096,900	435,218,100	8,583,500	413,581,900	15,975,500	41,599,800	202,531,900	14,677,800	1,103,600	1,799,100	202,293,800	1,387,005,200	3,218,192,200	12,431,700	98,715,900	22,503,800	446,784,900	4,866,000	171,779,500	723,073,200	2,232,225,300	3,315,776,100	5,487,462,700	199,849,800	12,745,468,900	315,000,000	75,245,600	10,000,000

一方	-,						. <u></u>																									
20	産郷	強	遊	業 指 璘		協同組				対際		回轉業	整 難 避	業 坂 締		強 業 絶	生 研 宪	予 防 対	薬 事 諸	袋	健対	全 林 李	調査	描述	生 保 護	聚循生普	遠 衛 生	核 子、防	病 予 防	染 病 予	簰	7保健、衡生
88,047,200 79,925,400	猫	猫		EW.			ואב	ותב	LAM.			灰蓝	野	所	ΔH.	telytii >	严	海巡	733	7727			1727 1074 1074	74 200 200 200 200 200 200 200 200 200 20	7,r	極	器		掘	超	날림	
88,947,200 7,653,000		- 一	椰	類	費	一	脚	概	脚	夢)			興	群 	## 	一——	神	學	神	神		一——	海———	<u> </u>	(明	P#		严	- 也	## 	典
88,047,200 79,926,400 47,349,100 484,133,300 62,605,000 2,266,000 56,522,900 11,230,700 5,010,000 2,758,800 45,623,100 14,911,300 39,041,600 4,500,000 13,318,100 8,133,021,000 313,915,200 46,967,400 4,127,700 70,109,800 35,430,600 21,449,100 306,337,200 698,651,800 1,236,316,900 107,159,700 40,191,800 36,624,400	36,624,400	40,191,800	844,861,000	107,159,700	1,236,316,900	698,651,800	293, 190,600	21,449,100	35,430,600	70,109,800	4,127,700	46,967,400	8,305,700	469,100	312,078,100	8,101,841,200	13,318,100	4,500,000	39,041,600	14,911,300	45,623,100	2,758,800	5,010,000	11,230,700	48,912,300	2,266,000	62,605,000	476,480,300	47,349,100	79,926,400	88,047,200	941,979,900
88,047,200 79,926,400 47,349,100 484,133,300 62,605,000 2,266,000 56,522,900 11,230,700 5,512,000 2,758,800 45,623,100 14,911,300 39,041,600 4,500,000 13,318,100 8,133,021,000 313,915,200 46,967,400 4,127,700 70,109,800 35,430,600 21,449,100 306,337,200 698,651,800 1,236,316,900 107,159,700 40,191,800 36,624,400																																
88,047,200 79,926,400 47,349,100 484,133,300 62,605,000 2,266,000 56,522,900 11,230,700 5,512,000 2,758,800 45,623,100 14,911,300 39,041,600 4,500,000 13,318,100 8,133,021,000 313,915,200 46,967,400 4,127,700 70,109,800 35,430,600 21,449,100 306,337,200 698,651,800 1,236,316,900 107,159,700 40,191,800 36,624,400								e.																								
88,047,200 79,926,400 47,349,100 484,133,300 62,605,000 2,266,000 56,522,900 11,230,700 5,512,000 2,758,800 45,623,100 14,911,300 39,041,600 4,500,000 13,318,100 8,133,021,000 313,915,200 46,967,400 4,127,700 70,109,800 35,430,600 21,449,100 306,337,200 698,651,800 1,236,316,900 107,159,700 40,191,800 36,624,400	1	1	1		_1_	- 1		1		_l_			1	L_	Ţ	1_			-	1						1	[_	1	. l .	
	1	1	1	1	1	l	13,146,600			-	1_	1	1		1,837,100	31,179,800	1		1_	1	1	1	1	Į.	7,610,600	_1	1	7,653,000	<u> </u>	l		15,263,600
																						•										
	l	I	1 -	1		1	1	1	1	l_	_1_	j	i	_1_		_ _			_ i	_1_	_ L_					_1_					1	_1_
	36,624,400	40,191,800	844,861,000	107,159,700	1,236,316,900	698,651,800	306,337,200	21,449,100	35,430,600	70,109,800	4,127,700	46,967,400	8,305,700	469,100	313,915,200	8,133,021,000	13,318,100	4,500,000	39,041,600	14,911,300	45,623,100	2,758,800	5,010,000	11,230,700	56,522,900	2,266,000	62,605,000	484,133,300	47,349,100	79,926,400	88,047,200	957,243,500
23,79																23,79																2,80

国民休育大会準備費	新生活建設推進費	雜 田 会	地方摄黑教	图 舍 据 费	袋	13 諸 支 出 金	生	元 利 質. 遠 金	12 公 债 费	選	選挙管理委員会费	11 選 響 實	統計調強吸	10 統 計 調 査 養	密 絡 諸 级	厅 令 宛 鄰 第一	職員住居施設費	財 蔗 酱 理 費	9 財 産 費	蜜 畓 場 復 旧 費	超源開発促進費	電力開発調査費	耕地爭業费	用 右 母 紫 後	農地	震 柴 丞 旦 会 黉	額光專業費	近量 衡 沿 檢 定 諸 费	工 柴 賀 聚 揚 黄	商工業費	水蔗練習所費
149,345,700	11,108,100	512,010,500	81,675,900	15,602,900	190,493,800	1,242,689,300	85,000,000	979,006,000	1,064,066,000	6,562,700	11,345,100	17,907,800	36,320 , 200	36,320,200	2,256,200	185,605,200	53,450,600	6,548,300	247,860,300	_1_	1,050,000	14,200,000	1,408,904,800	1,750,200,000	83,026,400	97,025,500	44,581,000	9,113,600	35,140,000	895,520,700	7,145,500
1_		i	<u>i</u>		_l_		_1_	<u>,l</u>		1_	_l_	_l_	_1_	_1_	1_	l_	_1_	_]		1_	_1_	1_	_1	1_	_1_			_1_	_1_		<u> </u>
38,281,700	_1	_1 _	j	_ _	1	38,281,700		1,250,000	1,250,000	1	1	L		1	1_	51.070,000	5,000,000		56,070,000	6,345,100	_1_	_1_	9,851,000	_] .	l_	_1_	l_	_		_l_	
_1	_i _	_1.	_1.	_1 .	_1	1	1_	1_	1_	l	1	. 1	1_	_ i	1	_ 1	. 1	!_	. ! -	_! _	_1	_!	i 	_ _ .	_l		_1	1	_1	<u>† </u>	_1
187,627,400	11,108,100	512,010,500	81,675,900	15,602,900	190,493,800	1,280,971,000 3.75		980,256,000	1,065,256,000 3.12		11,345,100	17,907,800 0.05		36,320,200 0-11		236,675,200	58,450,600	6,548,300	303,930,300 0.89	6,345,100	1,050,000	14,200,000	1,418,755,800	1,750,200,000	83,026,400	97,025,500	44,581,000	9,113,600	35,140,000	895,520,700	7,145,500

4,116,536,400	97,862,500	4,018,673,900								<u> </u>			υŅ	
45,885,400	_1.	45,885,400	海金	福祉	一	511,100 +			511,100	浴費	歪	八角	在米	平
34,860,000	1_	34,860,000	费	剛所	毌	4,952,900	- I <u>-</u>	,	4,952,900	₽	符	搟		頻
1,257,280,100	5,304,100	1,251,976,000	無	林野事	拉右	12,325,200	ᆜ.		12,325,200	與	斜	奈	羅	要
107,661,300	23,234,200	84,427,100	粉卷	#	超级	191,852,900 1	!_		191,852,900	攤	校姓	香	華	莱
691,880,000	_1_	691,880,000	技费	車 競	四大	112,493,900		•	112,493,900	颧	險		推	オ
230,478,500	7,200,000	223,278,500	馬鐵	競	地 方	27,505,300 J	<u>8</u>	2,098,300	25,407,000	数	後発	物	jiji.	腰
305,599,200	15,500,000	290,099,200	母	拘 院	畄		_ !		257,091,500	₽	強然	愛口	紋	400
730,231,800	44,525,900	685,705,900	路	\star	困	105,927,300	_		105,927,300	*	盐	郡		<u>Š</u>
	第1回迫加額 合	超中學	593	4	∌	"	中	第十同追加額	当也少算	99		파	A	
									-					

昭和 29 年度北海道特別會計豫算現計表

100.00	34,180,326,200	32,738,100	585,708,300	34,534,800	33,527,345,000	<u>oth</u>	1	æ		摄	
	38,555,000		38,550,000			数	抵	菜	1	谷	
0.11	38,550,000		38,550,000	_!_		渊	雅	壁	埘	96	- 17
	17,000,000	1	17,000,000	1	1	鋌	舷	苯	珊	*	 -
0.05	17,000,000	_!_	17,000,000	1_		渊	胀	豐	uLff	*	16
	1,080,000		1,080,000	_1_		段	鉄	芩		滁	
0	1,080,000	.!	1,080,000	1		渊	胀	壁	⊯	雕	
	5,000,000			l	5,000,000	鎧		畜		4	
0.01	5,000,000	1	ı	1	5,000,000	溿		產		凝	
	282,452,400	_1		_ 1	282,452,400	辫				點	

(29. 4. 5. 現在)

昭和28年度北海道費歲入歲出最終豫算現計表

								10 滋		9			oo 就		7 98			57 預		4 8				3 2				, 禁	
	分	保織	凝燃	采留	粉擦	₽	井 街 金	HHF	前年	THE .	財 産	格 别	יפה	略	чu	#	户	班姓	魚	英雄命	湖和	¥	经验	公營分業	田珠	串	(EFF	:	概
	뿄	那			刑	売 払	金及び	农	承線	酰	₽	会計	×	翠	F	数	Ш	Q.	挡	なび	売 払	抽	金絲	き及び財	ñ	嵐		展	×
	贷	й	支	岗	岗	100	報價		機		滐	繰入						類		貨糧	人代	対	海	財産设	61				
	>	≻	>	>	×	₽	₿	×	\$	串	`\	令	申	(A)	印	準	李	华	₩	静	₩	×	≯	7	绝	绝			
· •	8,820,000	43,735;100	123,930,000	65,571,000	41,245,200	470,269,800	1,962,300	1,934,588,200	166,726,300	166,726,300	49,000,000	38,008,400	87,008,400	94,800,100	94,800,100	208,515,600	648,890,000	857,405,600	322,138,700	322,138,700	75,839,200	8,003,100	50,200,000	134,042,300	43,382,200	6,258,189,100	6,301,571,300	当初于算額	
		1	1	1		2,380,000	1	34,008,200	280,367,000	280,367,000	1	1_	1	69,400,000	69,400,600	1,552,200	4,952,300	6,504,500	1,842,000	1,842,000	1,300,000	11,847,000	_1_	13,147,000		1	1	5 2回追加額	
	i	2,320,400	1	700,000	1	29,694,300	669,700	122,139,800	33,923,300	33,923,300	ī	ı	ī	34,851,400	34,851,400	22,169,100	898,300	23,067,400	24,184,400	24,184,400	100,000	150,400	2,000,000	2,250,400	[1	l	第3回追加額	
			1	ı	ı	1	ı	914,700	1	I	i		1	23,940,000				1	49,302,000	49,302,000	I	i	8,000,000	8,000,000	1	1	1	臨時会追加領	
		'_		'						<u>-</u> '									D	D		'				! -	_!	第4回	
	ı	1,326,700	ı	1	1	3,754,600	376,900	32,227,600	I	ļ	,	83,000	83,000	13,566,100	13,566,100	8,484,800	1	8,484,800	6,266,300	6,266,300	400,300	i	1	400,300	ı	i	Ī	回追加领	
														\triangleright	Þ	Þ	D	D										第 2	
	1_		1		1_	1,000,000		12,156,900	_l_	_	_L.		_1_	39,713,100	39,713,100	2,291,800	25,750,400	28,042,200	5,567,500	5,567,500	_1_	l_			_l_	_1_		29年 第1回追加額	
								Ç2									_	~	1.1	5.1						6,3	6	ΞÞ	(2
	8,820,000	47,382,200	123,930,000	66,271,000	41,245,200	507,098,700	3,008,900	2,136,035,400	481,016,600	181,016,600	49,000,000	38,091,400	87,091,400	96,845,100	96,845,100	238,429,900	528,990,200	67,420,100	396,768,300	36,768,300	77,639,500	20,000,500	60,200,000	157,840,000	43,382,200	6,258,189,100	6,301,571,300	<u>=</u> ;	(29. 4. 現在)
								5.73		1.32			0.23		0.53			2.32		1.06				0.42			16.89	%	

2			樊		쩷	舊				თ		2	萬		=												
道 泊	赵	瓣	,,	融	 	133	楔	H	圕		地力	地方財	岸	描	(in)	崇教	4	治数 資産	益	架業	露	益	耆	常被	눢		土
舜	蒜	prist).	丛		· >-			M	丟	庫支	方財政平衡交	政政平				斑雞	III-	生金生作		養所姓築	貝会	神物	车	黎線	=	斯斯	区画
原旦	₩	(III)		Æ			焐	益	角	Æ	平倉	衛後	磁			极知	児童診			猴幣	館	郛	底	海姆	金	用金	機組
選 数	段	滩	383		nile nile	かい。	脸	助金	担 金	睁	水子食	古命	===	貢	量	費収入	※ 収 ス	がある人を関する	>	费设入	以文	W X	収入	坂人	攻人	坐	设入
			<u>I</u> I⊭		3									•													
2,911,674,400 2,703,110,100	119,104,300	119,104,300	也子算 額		30,272,510,500	17,731,229,600	954,006,800	6,870,279,000	1,016,943,800	8,841,229,600	8,890,000,000	8,890,000,000	12,541,280,900	2,643,000,000	2,643,000,000	_i_			160,856,500	11,000,000	735,400	6,199,000	587,400	26,075,900	928,500,600	28,100,000	17,000,000
51,612,300 41,871,200	A 1,215,300	△ 1,215,300	第2回追加額		837,079,000	83,809,700	14,625,500	69,184,200	1	83,809,700	1	1	753,269,300	348,000,000	348,000,000	ı	1	2,000,000	6,354,100	ı	1	1,166,100	1	1	000,801	22,000,000	1
60, 641,2 00 38,536,300			第3回追加額		2,923,427,200	1,960,010,500	79,553,600	957,831,700	3,853,954,700	4.891,340,000	<u> 2,931,329,500</u>	△ 2,931,329,500	963,416,700	723,000,000	723,000,000	40,500,000		1,000,000	39,171,200	1	1	6,565,100	1	1,479,500	39,600	ı	
!	İ		臨時会迫加領		1,623,502,000	1,214,345,300	175,875,000	966,470,300		1,142,345,300	72,000,000	72,000,000	409,156,700	327,000,000	327,000,000				914,700	·	<u>;_</u>	1		1	<u> </u>	1	,
215,571,500 211,968,200	16,714,200	16,714,200	第4回迫加額		1,387,067,000	1,286,571,500	△ 44,928,000	164,732,000	286,767,500	406,571,500	880,000,000	880,000,000	100,495,500	52,000,000	52,000,000	ı	l	1	23,849,000	1	: _	440,000		2,480,400		1	
2,732,000 1,932,000	4,147,000	4,147,000	29年 第1回迫加額		255,758,200	△ 623,210,900	△ 4,465,700	△ 106,697,700	△ 7,200,000	△ 118,363,400	△ 504,847,500	\triangleright	878,969,100	929,000,000	929,000,000	ı	30,000	△ 3,000,000	11,752,400	1	1		J		2,374,500	ļ	
3,242,231,400 2,997,417,800	152,222,600	152,222,600	라		37.299,373,900	21,652,755,700	1,174,667,200	8,921,799,500	5,150,466,000	15,246,932,700	6,405,823,000	6,405,823,000	15,646,588,200	5,022,000,000	5,022,000,000	40,500,000	30,000	11	242,897,900	11,000,000	735,400	14,370,200	587,400	30,035,800	931,022,700	50,100,000	17,000,000
8.69	3	0.41	60		100,00	58.05				40.85		17.17	41.95		13.46												

_																															
果	生	6 計學	教	採	华	数	選	山	况	Er:	#	÷	数	5 樊	∺	H	要	西	新海	绐	捲	Ħ	掛	4 H	消	溢	\$	3	>	凝	11日本
#	袹	及びき	±.	海	₩	*	ì	\frac{1}{2}	時制高	棄	#	#	哲級		u ill	*	総	苏地区土地	夹 札 晃 挴 帀 囨 몔 覎 瑣事業維約資本年度支出額	: i 라 t			器	.:	5 5	蚜	安級	# M	粉春	具油利	
福祉	深緩	多名	財産	年 育	数声	播	数 育	#	你都可	华	揬	救)1111	湖	± *	牃	復 興	区遇害区	市文 阿 斯 東	計画	衠	Ш	施樂	₩	旗黑	学校	M	消		计直示	
	緩	熨雞	計	".	#ĕ	口	···	校費	校演	燈	鯜	盘	分舞	淵	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	超	岩	4. 李木	1 支援 財政 超射 超级 建物		烂。	避	是	/選	理 理	浴	会		公	器費	総
																															_
198,228,500	1,081,138,500	2,861,383,200	13,974,600	98,457,200	31,082,100	378,944,200	5,289,700	141,430,800	567,890,700	1,688,655,000	2,630,038,100	4,454,760,300	183,070,600	10,193,593,300	300,000,000	382,424,000	4,800,000	10,000,000	15,000,000	51,378,700	12,797,800	957,085,900	1,088,528,300	2,822,014,700	4,575,600	7,874,600	39,573,500	52,023,900	15,719,000	54,367,300	138,478,000
Lo.		_			>	D	Þ	>		_			\triangleright			_						D		22	D		>		D.	⊳	
34,640,700		47,465,700	390,200	9,515,200	1,222,600	514,700	16,100	132,400	4,071,700	68,360,600		1	560,200	79,891,700	120,000,000	131,685,000		_! _	 _ l	743,800	18,607,900	144,200	18,650,200	289,542,700	291,400	7,618,000	537,600	6,789,000	21,500	148,000	9,910,600
24,213,200	225,008,700	327,958,600	1,910,000	34,729,600	1,450,000	95,303,900	2,900	3,657,900	3,623,300	125,186,700	54,103,200	102,217,400	1,451,000	423,635,900	75,010,000	6,350,000	l	.1	.]	717,300	16,496,000	63,980,000	326,491,000	489,044,300	120,000	202,200	3,984,200	4,306,400	1,887,000	1,100,000	19,117,900
1		1_	_!_	_l_	_1_	_1_	1_	1.	1	ı	1	ı	1_	_l_	80,850,000	1_	I_	1	_	1		1	1	80,850,000	1	1_	1	1	1	1	1
						D											>					D	D								
9,387,200		273,477,400	l	2,500,000	50,000	20,513,000	19,900	11,830,000	58,907,300	121,346,900	251,915,400	405,965,000	10,848,100	842,869,600	105,600,000	10,019,100	480,000		1	24,200	5,658,000	26,100,500	79,841,400	14,279,400	1	1_	1.	142,600	806, 100	150,000	2,647,200
529,800		5,521,500	1	1,200,000	1	400,000	1	68,000		37,810,800	Ī		1	39,478,800	1	1	j	1_		8,700		1		11,648,700		1	Ţ	1		ı	800,000
266,999,400	1,306,147,200	3,515,806,400	16,274,800	146,402,000	31,359,500	453,620,400	5,296,400	156,854,300	634,493,000	2,041,360,000	2,936,056,700	4,962,942,700	194,809,500	11,579,469,200	680,860,000	530,478,100	4,320,000	10,000,000	15,000,000	52,872,700	53,559,700	994,821,200	1,365,468,100	3,707,379,800	4,546,800	15,694,800	43,000,100	63,261,700	18,390,600	55,469,300	170,953,700
_		9.43												31.04								1		9.94				0.17			

			00					-									7														_
Tribe	171	- Table	痽	\ma	-		ىد.			_		ш	214				來			_			- \			•					
では、	傾	羄	辮	無	ス	平	涵	憲	踩	承	公案	嚴	箱	## ***	贝袋	踩	-	₩.	地步	靈	*	7.	Ħ	数第	足	庫	到	E	引揚	非	≋
淅	**		椰	#	務	龠	生科	生 1	角	生 1	安全	遊	該	澎	水液	辞	藏		瑦	辮	辮	塓		送送	の角	揺	>	丰	多披	× ;;	畊
***	英	辮	裔			嵙	##	盟	盐	采	产普	ء	4	4	4		邂	運	雹級	益	茨	•	ψ	7#	寒		益	謐	巡	L H	数
咽	徭		嶽	H.	11. 11. 11.	浜	窜	渔	番	鍜	及书	#	SF.	<u>5</u> 5	ij.	严	HF		\AT \AT	學	筬	n it	i	嵌	踩	野	华	学	渎	芩	助
刑	严					<i>-</i> -a	発	器	ΕĠ	154	點	器	絽	3,	器		• •		₩	-del	## ##			櫾	溪		i		海	策	Ċ.
数	段	净	淵	離	凝) 	路	牌	総	##	群	岩	鞍	净	與	⊯	难	料	辩	料	段	単	路	群	数	烽	概	潜		鎖	洋
9,031,900	635,000	489,469,600	8,465,835,200	36,610,500	20,455,100	46,782,200	17,915,200	3,426,200	14,817,800	53 ,9 43,600	7,983,200	76,942,600	440,839,900	61,701,200	82,768,100	91,073,300	955,258,900	17,637,400	30,630,500	100,880,300	261,666,800	54.318,400	389,150,000	14,221,800	309,607,200	15,658,700	17,370,600	191,936,900	174,115,100	1,300,000	3,522,500
D	٥		_			\triangleright	D		D		D	٥						D	D	\triangleright										D	
105,400	15,800	44,205,200	174,306,100	778,800	300,000	200,000	311,100	325,200	57,200	1,166,100	205,700	851,600	831,700	_!_	37,949,400	9,000,000	48,725,600	11,800	562,600	434,700	4,700	2,279,400	977,100	I	500,000	1	3,436,000	942,900	1,449,900	125,500	4,369,600
1,650,000	130,000	49,500,900	514,424,300	1,200,000	364,000	868,000	450,000	341,800	1	9,865,800	350,000	1,105,000	21,530,800	1,479,500	18,330,000	6,463,700	62.348,600	900,000	11,500	500,000	10,949,000	13,290,000	9,514,000	1_	9,086,600	1	150,000	27,428,500	_ [_	_1_	6,907,100
1_		!	<u> </u>	ſ	1.	<u> </u> >	_ _		ı		_ _		_!_	1	!	_1_	<u> </u>	j	Ţ	1	1_	1.	1.	. 1	_!_	I		1		1	_L_
1	1_	46,802,900	199,846,900	3,427,600	1	3,800,000	200,000	659,600	1_	8,600,700	1	6,980,000	35,000,000	2,990,400	1,417,500	5,820,000	61,295,800	1,209,000		.1	47,047,000	850,000	. 34,000	1_	211,349,300	2,727,000	1_	_1_	873,500	1.	
1		2,075,800	54,075,900	1,000,000	_ _]		573,400	208,000	1		1	1	1	8,650,000	2,970,000	13,401,400	1		1	2,000,000	250,000	_ _	_J_	258,000	1		_[133,700	ļ	2,350,000
10,576,500	749,200	632,054,400	9,008,794,600	43,016;900	21,119,100	43,650,200	18,254,100	5,326,200	14,968,600	73,576,200	8,127,500	84,176,000	498,202,400	66,171,100	149,115,000	115,327,000	1,141,030,300	19,734,600	30,079,400	100,945,600	321,667,500	70,987,800	399,675,100	14,221,800	530,801,100	18,385,700	20,956,600	220,308,300	176,572,600	1,174,500	17,149,200
			24.15														3.06								· ————————————————————————————————————						

0.40	148,699,900	1	<u>1</u>		30,599,600	334,200	118,434,500	凘	1	.Oler	H	=======================================
	42,455,900	168,500	6,021,200		774,300	605,800	36,097,700 △	超	調査	먁	绺	
0.71	42,455,900	168,500	6,021,260		774,300	605,800	36.0 97.70 0 △	攤	調	파	徱	70
	2,901,700		ļ	1	_1_	, 56,000	2,957,700 ^	路	器	龤	БÇ	
	167,665,900	38,800,000	1	1	281,700	22,436,500	106,147,700	幽	避離	℩	寸	7.
	93,589,500	5,000,000	610,000	Ī	5,192,000	3,329,000	79,458,500	费	居施	員住	蒙	
	5;558,600	1	1,740,000	1	772,100	127,500	3,174,000 ^	費	管理	浜	军	
0.72	269,715,700	43,800,000	2,350,000	1.	6,245,800	25,582,000	191,737,900	幽	Mir.	ids	羅	9
	922,000	_1_	_	, <u>, 1</u> ,	1_	. 78,000	1,000,000	進 費	発促	源語	₽\$	
	24,391,000	1_	3,056,000		7,300,000	, 965,000	15, 0 00,000 🛆	光 費	発 調 :	力開	鎷	
	1,783,125,400	9,560,600	140,580,000	<u> </u>	224,202,000	47,708,900	1,642,233,900	選	紫	书	株	
	1,858,585,700	120,000	129,273,700	<u> </u>	24,406,700	7,506,800	1,955,825,900	極	業権	古	H	
	118,113,200	4,763,000	12,672,800	_!	5,552,000	2,023,400	93,102,000	路	书		邸	
	126,149,900	2,448,400		_l_	1,245,300	1	122,456,200	緪		継級	觀	
	44,873,500	-8,750,000	1	_! _	1	122,900	36,246,400 △	数	業	光	観	<u>: </u>
	8,263,200	1		1_	1	484,800	8,748,000 △	器費	換紅公	量衡器	两	
	74,281,900		550,000	1	1_	23,019,100	50,712,800	增	殿場	紫罗	Ή	
	798,582,300	18,614,000	15,597,200	ı	28,915,500	3,942,900	731,512,700	费	維	Н	擅	·
	6,558,100	1_		1	1	44,800	6,602,900 🛆	過	習所	音流	7 k	
	37,004,200	.1_	1,589,600	<u> </u>		301,300	38,895,100 🛆	世	化 裼	遊り	*	
	58,486,900	1	450,000	1_	4,644,400	3,151,100	50,241,400	避	聚落	無質	7 / k	
	1,107,412,700	4,000,000	6,138,300	1	26,388,400	4,604,100	1,066,281,900	極	辮	抽	7 k	
	116,320,600	Ī	1		1,480,100	231,800	115,072,300	雄	器	紫站	쑞	
	1,278,373,500	1	22,536,000		86,417,000	28,610,000	1,185,882,500	総	牃		來	
	347,353,900	201,000	729,000		1,300,000	382,600	345,506,500 △	話費	台	業協同	攤	
	288,744,500	2,079,600	5,060,700		5,949,800	9,419,600	266,234,800	蝉	絲	漸	凇	
	21,523,000	1	1	1_	1,700,000	77,800	19,900,800 △	跆	赫	#	種	
	40,920,700		I	1	1	; l	40,920,700	避	復旧	畜 所	種	
	36,248,400	1	-	-	l	1,218,700	35,029,700	路	掘	斑	牟	
	123,385,700	1_	1	. 1	35,932,100	314,600	87,768,200 △	飚	驗場	紫野	阿	•
	4,435,300			1	1	191,400	4,626,700 △	所費	4学研究所	费村経济科学	零	
	61,358,900	1,463,500	3,075,500	1	7,710,100	2,212,500	46,897,300	及費	操	画	麩	

网 学 觀 水	5		赛		17 36		16 *		15 灘		14 震								13 諸	•		12 A		
核麻麻	'			찬		*		4;	FER	쪠		H.	田果	逝 生	瀧	当	隅	鍛	EDAC	坐	币	**	蒾	影響
徐 縣 6 %	막		Œ	대	啉	啪	晰			≋	ૠ		体育	沲		立	荘		料		坐		槃	御
人 被 核 基 思				≱	壁	菜	壁	舍	艫	津	鉪		大会	建数	Ħ	頑		痥			, (i)	圇	:	理委
给查查				稘	胀	無	溉			庻	胀		華	推進		凅	III K	,	Æ		ÉÍ		醒	員会
金金野童	迢		뿌	쒇	渊	我	难	盘	雕	岸	雌	净	循数	超	₽	凝	类	截	胁	, 41	金	淵	舜	路
88,311,500 192,705,500 26,664,900 107,279,900	当初于算額	昭和	30,272,510,500	1	1		ı	1,087,900	1,087,900	28,000,000	28,000,000	186,485,000 2	13,041,300	2 000,000,11	405,342,300 🛆	70,234,000 2	15,677,000 2	210,512,200 🛆	912,291,800	31,532,000	572,441,000	603,973,000	105,913,100 2	12,521,400
	祭	28 年	837,							12,	12	△ 1,	122	D		٥ س	D		103				D	D
	第2回追加額	砷	837,079,000	1		i	ı	i	1	12,143,000	12,143,000	1,693,100	122,064,800	429,900	621,600	3,299,900	490,500	12,353,600	103,176,200	ı	` 	1	244,300	89,900
1 1		节	,			!													<u></u>	-1	!			ب
9,009,200 1,929,000	第3回追加額	道特別會	2,923,427,200			803.107,400	803,107,400	3,000,000	3,000,000	1,246,900	1,246,900	100,644,100	13,637,700	<u>i</u>	7,486,300	30,326,000	5,800	30,521,600	182,621,500	1	1	1.	30,391,000	208,600
	臨時仝追加額	昭和28年度北海道特別會計最終豫算額	1,623,502,000	1,542,652,000	1,542,652,000	_!_	Ī		1	_1	İ	l		_!_	<u> </u>				1		1	1	1	1
3,355,600 11,748,300 —	第4回追加額	算額	1,387,067,000	44,571,000	44,571,000	1,032,000	1,032,000	l	Ī	1,080,000	1,080,000	8,021,300	6,797,200	1	1,369,600	3,906,000	550,700	753,900	18,659,500	88,849,700 ^	1	88,849,700	1	_1_
	29年 第1回追加額		255,758,200	43,913,800	43,913,800	1,530,000	1,530,000		1_	.!	1	26,734,500		_!_	7,327,300	100,000		1,178,800	35,340,600		8,394,400	0	1	<u> </u>
9 — 20 — 31 — 31 115,000 100	台	(29. 4. 現在)	37,299,343,900	1,631,136,800	1,631,136,800	805,669,400	805,669,400	4,087,900	4,087,900	42,469,900	42,469,900	320,191,800	155,541,000	10,570,100	418,164,700	101,266,100	15,743,000	230,612,900	1,252,089,600	111,987,300	580,835,400	692,822,700	136,059,800	12,640,100
91,667,100 204,453,800 35,674,100 109,323,900	<u> </u>		100.00		4.37		2.16		0.01		0.11								3.36			1.86		· -



4,145,365,500	20,642,800	70,191,000	3,000,000	183,674,200	3,701,900	3,864,155,600	==	i - i		1	пŷ
41,048,400	70,000		_1_	-	△ 621,600	41,600,000	** #>	华资	雀	4	幸
33,453,000	1	1		Ţ	1	33,453,000	数	冱	型 -		12
1,439,684,500	8,633,800	20,741,000	3,000,000	59,146,100	4,323,500	1,343,840,100	総	輯	來 野	有	溢
127,871,300	1,747,600	1	_1_	12,828,000	1	113,295,700	斑	辮	()	其	ு
752,260,600	1		1	61,340,600	ı	690,920,000	燈	競技	車	聻	1111-
178,006,300	1		1	20,119,800		157,886,500	避	細	競	<i>t</i> t	书
215,774,400	76,400	22,697,600	_!_	16,722,100	1	176,278,300	母	死	佬	u.	溢
713,163,300		7,794,800	1 -	2,446,400	ı	702,922,100	芦	栎	Ж	萃	网
512,600	_1_	. 1	1		1	512,600	発費	思	學	在米	畑
17,247,100	10,000,000		1	1_	1	7,247,100	₽	河	採		捫
12,096,800		778,700	1	133,000		11,185,100	斑	斑	裔	癬	報
173,128,300	1	3,075,000	1	1	<u> </u>	170,053,300	燈	検 強	物	描	华



地方行政疑義問答集

教育公務員特例法第十四條の解釋

(岐阜県総務部長宛 自治庁公務員課長回答 (昭和二十八年十二月十八日自行公発第二六七号)

問

、。 る者の給与について次のような疑義があるので何分の御回示を願いたれているのであるが教育公務員で結核性疾患のため、休職にされていては、条例に特定の定がない限りは、国家公務員の例によることとさ、本県において別紙(岐阜県職員給与条例)により職員の給与につい

しなければならないか。る法律中第十九条の五の規定による勤勉手当は当然に含まれ、支給与条例によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関すー「教育公務員特例法第十四条第二項の「給与の全額」には、前記給

三条第一項についても同様の疑義があるので併せて御回 示 願 い た三条第一項についても同様の疑義があるので併せて御回 示 願 い た間は算入されるか。なお、一般職の職員の給与に関する法律第二十ついての人事院事務総長の通知中の「勤勉期間」の中に当該休職期二 支給しなければならないとした場合において、勤勉手当の基準に

月十五日現在において満一年休職となつている者についての勤勉手三 支給しなければならないとした場合において、昭和二十八年十二

期末手当については前記三の取扱いの如何に拘わらず支給して差当の額の算定はどのようにするか。

几

支えないか。

支給日以前十二月以内の期間に勤務期間がない場合においては、そのおけるその者の勤務成績に応じて支給すべきものと解する。従つて、含まれるものであり、その支給方法は支給日以前十二月以内の期間にに関する法律第二十三条第一項に規定する「給与」には、勤勉手当も「一及三」教育公務員特例法第十四条第二項及び一般職の職員の給与「一及三」教育公務員特例法第十四条第二項及び一般職の職員の給与

お見込みのとおり。 休職期間は、「勤務期間」に算入されないものと解する。

勤勉手当を支給することができないものと解する。

者には、

報道から拾う

地方公務員の昇給停止、延長問題者は、スー・オー

るが、近く次のような正式見解を表明するものと見られている。とない、近く次のような正式見解を表明するものと見られている。とない、などが問題となり、執行機関と議会、労組の間に深刻な対立を生るか、などが問題となり、執行機関と議会、労組の間に深刻な対立を生られ、などが問題となり、執行機関と議会、労組の間に深刻な対立を生当するか、地方自治法上の自治庁の助言、協力の規定は如何に解釈されらなによつて行うことができるか、地方公務員法上の不利益処分に該当をとり、個々の団体に対し、執行機関と議会、労組の間に深刻な対立を生め、非方公務員の給与について最近各地に問題が起り、特に昇給停止(岩地方公務員の給与について最近各地に問題が起り、特に昇給停止(岩地方公務員の給与について最近各地に問題が起り、特に昇給停止(岩

勤務時間その他の勤務条件の根本基準)

(情勢適応の原則)第二十四条(給与、

この場合において条例は地方公務員法第十三条(平等取扱の原則)

地方公共団体が条例で自主的に定めるもの で あ

地方公務員の給与は本来、

にならぬよう配慮されねばならないと考える。
といて、各般の実情に即して具体的に判断する外はないと考えるが、政府としては、地方公務員の給与については、国家公務員の給与に準ずる措置が適正に行われることを期待して、これに要する地方財政所要額に対する措置を講じているのであるが、これらの地方公共団体が財政上の理由によつて、この措置に出ざるを得ないものとしても、単に職員の給与についてのみかかる措置を講じているのであるが、これらの地方公共団体が財政上の理由によつて、この措置に出ざるを得ないものとしても、単に職員の給与についてのみかかる措置を講じているのであるが、これらの地方公共団体が財政上の理由によつて、この措置に出ざるを得ないものとしても、単に職員の給与についてのみかかる措置を講じているのであるが、これらの規定に適合するものでなければならない。 従つて給与の切下げ、昇給期間の延り規定に適合するものでなければならない。 従つて給与の切下げ、昇給期間の延り規定に適合するものでなければならないと考える。

二、条例の制定は、 地方公共団体がその責任において自主的に決定すべきものであこ。 条例の制定は、 地方公共団体においては、 それぞれ地方公務員法の各条項に照らしてるから、各地方公共団体においては、 それぞれ地方公務員法の各条項に照らしてるから、各地方公共団体においては、 それぞれ地方公務員法の各条項に照らしてるから、各地方公共団体においては、 それぞれ地方公務員法の各条項に照らして。 条例の制定は、 地方公共団体においては、 それぞれ地方公務員法の各条項に照らしてるから、各地方公共団体においては、 それぞれ地方公務員法の各条項に照らしてるから、各地方公共団体において自主的に決定すべきものであら、 条例の制定は、 地方公共団体がその責任において自主的に決定すべきものであ

「昇給の停止、 給与の切下げ等の措置を目して直ちに財政上の措置の不十分が給」。昇給の停止、 給与の切下げ等の措置を目して直ちに財政上の措置の不十分が給した。 これは、それぞれの地方公共団体の要情に即して具体的に判断すべきものであつて、 財政経済上他の諸経費について実情に即して具体的に判断すべきものであつて、 財政経済上他の諸経費について実情に即して具体的に判断すべきものであつて、 財政経済上他の諸経費について実情に即して具体的に判断すべきものであつて、 財政経済上他の諸経費について実情に即して具体的に判断すべきものであつて、 財政経済上他の諸経費について実験が発生して直ちに財政上の措置の不十分が給

學生選擧權、居住地に在り

ついて注目すべき判決を下した。「公職選挙法改正案」は目下国会で審議中であるが、水戸地裁はこれに「公職選挙法改正案」は目下国会で審議中であるが、水戸地裁はこれに外上を規定しよう とす る学生等の選挙権は原則として居住地にあることを規定しよう とする

水戸地裁は「学生の選挙権は居住地にある」ことを確認した。 昨年十二月十日公選法第二十四条に基づいて 水戸地裁に訴訟を提起していたが、いて審査し、うち五十三名の異議申立を棄却した。 これを不服として四十七名がいて審査し、うち五十三名の異議申立を棄却した。 これを不服として四十七名がいて審査し、うち五十三名の異議申立を棄却した。 これを不服として四十七名がで年表にさる異議中立を行ったとい、 このうち九十六名が、公選法第二十三条に本の機能を表現した。

旨)もので判決要旨はつぎのとおり。として郷里にある」 旨の通達を否定する見解を示した。(改正法案同趣として郷里にある」 旨の通達を否定する見解を示した。(改正法案同趣とれは自治庁がさきに全国の選管委に指示した「学生の選挙権は原則

て十分でなく、寮のある渡里村にあると認めるのが相当である。した立法の主旨から見て、 同法に規定された住所を郷里にあると認める根拠としした立法の主旨から見て、 同法に規定された住所を郷里にあると認める根拠として立法の主旨から生活の本拠は寮の所在地、漢異村にあり、 またこれまでも選過していることから生活の本拠は寮の所在地、渡里村にあり、 またこれまでも選過していることから生活の本拠は寮の所在地、渡里村にあり、 年内の大半を寮内で証拠調の結果、全国学生らは休暇に郷里に帰省するほか、 年内の大半を寮内で

縣議に對する退職手當、調查費支給問題

社主幹関五郎氏)に通知した。当かつ違法のものではないと結論をだし、その旨請求人(青森施政研究可否について監査を行つていたが、三月十八日次のとおり、いずれも不り、知事が行つている県議会に対する退職手当並びに定額調査費支給のり、知事が行つている県議会に対する退職手当並びに定額調査費支給の青森県監査委は、地方自治法第二百十三条の二に基く監査 請 求 に よ青森県監査委は、地方自治法第二百十三条の二に基く監査 請 求 に よ

一 退職手當の違法について

これは青森県条例第六十号に基づくものであるが、 同条例は二十八年十二月二

るから、その支出は違法若しくは不当でないと解する。十五日適法に制定されたものである。 退職手当支給はこの条例に基づく支給であ

| 調査費支給の違法について

たい。 すなわち監査請求にかかる調査費は違法若しくは不当なる支出とは認めらない。 すなわち監査請求にかかる調査費は違法若しくは不当なる支出とは認められない。 すなわち監査請求にかかる調査費は達法若しくは不当なる支出とは認めらない。 すなわち監査請求にかかる調査費はその性格上、支給には相当工夫を要すち前条例においては、その類を一カ月五千円とさだめたが、 右条例改正によつても前条例においては、その類を一カ月五千円とさだめたが、 右条例改正によっても前条例においては、その類を一カ月五千円とさだめたが、 右条例改正によっても前条例においては、その類を一カ月金六千円、 計一万一千円を支給している もの だ常任委員の資格において一カ月金六千円、 各にない。 すなわち監査請求にかかる調査費は違法若しくは不当なる支出とは認めらない。 すなわち監査請求にかかる調査費は違法若しくは不当なる支出とは認めらない。 すなわち監査請求にかかる調査費は違法若しくは不当なる支出とは認めらない。 すなわち監査請求にかかる調査費は違法若しくは不当なる支出とは認めらない。 すなわち監査請求にかかる調査費は違法若しくは不当なる支出とは認めらない。 すなわち監査請求にかかる調査費は違法若しくは不当なる対している。

米國の可燃性織物法

ニュースは最近生糸関係業者を驚かせた。 米国で「可燃性織物法」なる新法律を、七月一日から実施するという

立したものである。 りするのを禁止するという趣旨のもので、 実は昨年六月三十日に米議会を通過成りするのを禁止するという趣旨のもので、 実は昨年六月三十日に米議会を通過成この法律は、七月一日から燃え易い繊維製品を作つたり、 売つたり、輸入した

可燃性織物法 (全文)

のである。本法は米国議会上下両院によつて制定。 - 一つ着用衣類および繊維品(ファブリック) の導入および州際商業移動を禁止するも本法は個人による着用またはその他の目的にとつて 危険なほど高度の可燃性を持

(法律の呼稱)

第一條 本法は「可燃性織物法」と称する。

定度

会、その他あらゆる企業形式を意味する。 第二條 本法において①「人」とは個人、 合名会社(パートナーシップ)法人、協

②「商業」とは数州間の、あるいは外国との商業、 米国准州あるいはコロンビア

州、准州、外国間の商業を意味する。特別区内、これら准州相丘間、准州と州ないし外国との間、 コロンピア地区と

- ③「准州」とは米国の領有する島嶼および米国のいかなる准州をも含む。
- であつてはならず、また他の衣服の構成部分であつてはならない。服の構成部分であつてはならない。 さらにはきものはくつ下の全体ないし一部覆うにいたつてはならない。 また手袋は長さ十四吋以上のものないしは他の衣袋およびはきものは除く。但しこの帽子はこれを着用した際首、 顔ないし肩を④「着用衣類」とは個人が着用ないしは着用を目的とする衣服を意味し帽子、 手
- ・品が衣服に使用を目的としてまたはその目的で販売される場合を除く。を目的としまたはその目的で販売されるものを意味する。 ただし入れ芯用繊維しその代用物からまたはこれを併用して生産されたすべての物質で 衣服に使用エルト、その他すべての天然または合成ファイバー、 フィルム(極細糸)ない⑥「繊維品」とは(ファイバー、フィラメント、ヤーン以外の) 織物、編物、フ
- の繊維品をいう。⑥「入れ芯」 とは衣服品の外側と裏地の間に一重入れることを目的とするすべて
- ⑦「委員会」とは連邦通商委員会をいう。
- 会法律をいう。 『連邦通商委員会を設置しその権限責務などを定める法律』 という名称の米議⑧『連邦通商委員会法』とは一九一四年九月二十六日可決、 その後修正のあつた

〔禁止される取引行爲〕

する。 であり、不正競争であり、 連邦通商委員会法による不正な商業行為たるものとであり、不正競争であり、 連邦通商委員会法による不正な商業行為たるものとるいは米国に輸入または導入し、 もしくは輸送または輸送せしめることに不法な衣服品はいかなるものでもこれを商業的に販売のため製造または販売し、 あ第三條 ① 本法第四条の規定により非常に燃焼しやすく 個人が着用した場合危険

- ③ 本法第四条の規定により非常に燃焼しやすく、 個人が着用した場合危険な織り、不正競争であり、連邦通商委員会法による不正な商業行為たるものとする。は米国に輸入または導入し、 もしくは輸送または輸送せしめることは不法であ維品はいかなるものでもこれを商業的に販売のため製造または販売し、 あるい② 本法楽四条の規定により非常に燃焼しやすく、 個人が着用した場合危険な繊
- 造することは不法であり、不正競争であり、 連邦通商委員会法による不正な商維品でつくつた衣服品で、 商業的に入荷したものはすべてこれを販売のため製③ 本法第四条の規定により非常に燃焼しやすく、 個人が着用した場合危険な結

業行為たるものとする。

(可然生の基準)

第五條(①)本法に別段特定の規定がある場合を除き本法第三、五、 六各条と第八合はその実情を適当と認める法律案とともに議会に提出するものとする。(②)商務長官が本条項に掲げた商業基準は 公共利益の保護に不十分だと認めた場

条二項は委員会が連邦通商委員会法に規定された 規則手続にもとづいて実施す

るものとする。

の規定する権利を与えられるものとする。 のまを採入れられたものとして同法に規定されている科料に処せられ 且つ同法のまを採入れられたものは 前記連邦通商委員会法の適用可能な規定は本法にそ条の規定に違反したものは 前記連邦通商委員会法の適用可能な規定は本法第三人の規定に違反しないようにする権限と責務を有するものとする。 またいかなる人も本法第三条の規定に違反の 委員会は連邦通商委員会法の規定のうち 適用できるものはすべて本法に採入

を与えられている。② || 委員会は本法の運営施行に必要且つ 適切と思われる規則をつくる権限と命令

) 委員会は次の権限を有する。

分析、実験、調査する。 一 本法の禁止範囲内にあると考えられる 着用衣類ならびに繊維につき検査、

か、または連邦通商委員会法による苦情申立が行われ 委員会によつて却下され八條 ① 本法第三条に違反しておりないしは 違反しようとしている人があると

ができ、 適当な証拠があれば一時的制止命令を出すことが認められるものとすができ、 適当な証拠があれば一時的制止命令を出すことが揺すべき理由が存する場合には、 委員会はかかる遠反者が居住または営業し定になるまでの間この種違反行為を禁止することが 公共の利益になると委員会定になるまでないしは委員会の停止命令が 連邦通商委員会法の規定する意味で最終決るまでないしは委員会の停止命令が 連邦通商委員会法の規定する意味で最終決

に処分するものとする。) 右の着用衣類ないし繊維品が裁判所により 没収を申渡された場合は次のよう品の見本を入手することを許可する。

その弁護人ないし代理人に対し命令をもつて押収された衣服あるいは繊維

一 破壊処分に付する。

一「裁判費用、保管料その他諸掛を支払い 且つ右確約があるならば売却する。加工処理を行うという確約があるならば原所有者あるいは原告に引渡す。一「裁判費用、 保管料その他諸掛を支払い且つ再度商取引に供するには適当な

この売却処分による収入は 原価と諸掛を並引いて米国財務省に帰属するもの

割とする。

五千ドル以下の罰金ないし一年以内の禁固、 または右の二つを併用した刑に処せ第七條 - 本法第三条または第八条二項に故意に違反したものは 有罪と決定されれば

(保 證)

第八條 ① 次の場合には本法第三条違反の告発を受けることがない。

しは発送者が署名の上証明した書類を蓍慮で受取つている場合。でないことが十分に試験済みの旨をその着用衣類 または繊維品の製造者ない一 - 着用衣類または繊維品が本法第四条の規定により 着用に危険なほど可燃性

右証明付の着用衣類または 繊維品の可燃性にその後の加工により影響を加

右証明は次のいずれかにより行う。えなかつた場合。

関係ある文書による。 その着用衣類あるいは繊維品ごとに別個のものとし、 送り状その他右物資

る。

- たは繊維品に有効な継続的証明 委員会の定める規定により委員会に登録し この証明あるすべての務用衣類
- る不正商業行為を犯したものとする。 た場合は除く。 意でこの種着用衣類や繊維品の製造 または発送者から受取つた証明書に依拠し)輸送されることを知りながら、虚偽の証明を行うものに違法とする。 何人といえども着用衣類ないし繊維品に関しこれが商業的に導入、 本項の違反者は不正競争の罪を犯し、連邦通商委員会法に定め、 販売ない 但し善

または繊維品を外国から米国へ輸出し また輸出しようとしたものは以後本法の規 事することも本委員会は禁止することがある。 合を除きいかなる着用衣類または 繊維品を外国から米国に向け輸出する仕事に従 定にしたがい前記製品価格および 課税額の二倍の金額を米国財務省に供託した場 本法第四条の規定により着用した場合 危険なほど可燃性の高度な着用衣類

解釋と可分性

第十條 びこれをその他のいかなる人ないし 場合への適用も影響を受けないものとする。 れかの人ないし場合への適用が無効とされても これにより本法の他の諸規定およ はなく、その追加となるものである。 もし本法のいずれかの規定ないしそのいず 本法の規定に他のいかなる法令の規定に代替ないし これを制限するもので

(適用除外)

第十一條 本法の規定は次のものには適用しない。

- 3 運送業者が通常の業務として着用衣類ないし繊維品を扱う場合。
- (1) 衣類ないし繊維品を本法の適用対象たらしめないことを要する。 務を行う場合。但しこれらの業者は請負ないし 手数料業務の条件に反して着用 加工ないし仕上業者が本法の適用をうける人のために 諧負ないし手数料業

なくするよう仕上ないし加工を行うため 商業的に積出しないし引渡された着用 個人が着用した場合、 本法第四条の規定により危険なほど高度の可燃性で

第十二條 本法は議会通過後一年をもつて発効する。

、所要經費の承認

第十三條 本法の規定を実施するに当り 必要とみられる金額の支出をここに承認す

國會議員の期限付逮捕許諾問題に對する決定

である。この決定に対しては、 期限付逮捕許諾を法律問題として取り上げその見解を示した唯一のも のであるが との決定は、 (刑訴四百三十三条)被疑者側も検察官側もその手段に出な いわゆる有田議員逮捕問題について、 最高裁への特別抗告の途が開かれていた 裁判所が衆議院の Ø

かつた。

たので、そのまま立消えとなつてしまつたのである。 身保護法に基づく釈放の請求もあつたが、 これは審理に入る前にこの決定があつ 申請には応じられない旨の意向が 非公式に申請者に伝えられたに止まつたし、人 た。また別に勾留執行停止の申請が行われたが、 これについては裁判官から単に の点が如何なる意味を持つかについては 何等裁判所の見解を示すものではなかつ も、それに期限付許諾が許諾として有効であることを示したものに過ぎず、 この決定に至る過程で、裁判官による逮捕状、 勾留状の発付があつ たけ 期限 n ۲

ものとして重視されるものと思う。 ることになるので、 いらまでもなく、 この決定は下級審の一判決に過ぎないが、 このような問題については、 先例が非常に主要な役割を演ず 特別な意味を持つ

/昭二九、三、六 東京地裁刑七部決定、棄却/⁄勾留裁判に対する準抗告申立事件

定

現在東京拘置所在監中

裁判官并上文夫がなした勾留の裁判に対し 弁護人小玉治行から準抗告の申立 たので次のとおり決定する。 右の者に対する贈賄被疑事件について 昭和二十九年二月三十六日東京地方裁判所 があつ

田

本件申立はこれを乗却する。

本件準抗告申立の要旨は

東京地方検察庁検察官河井信太郎は 昭 和二十九年二月十六日衆議院議員有田二

これが即日執行され有田は引続き東京拘置所に拘束されている。 はおり東京地方裁判所裁判官井上文夫は、同日有田二郎に対して勾留状を発しに対し確議したところ、 衆議院は昭和二十五年二月二十四日有田二郎は右期限附許諾の知通を発した。 よつて向井裁判官は同年二月二十四日有田二郎は右期限附許諾の知通を発した。 よつて向井裁判官は同年二月二十四日有田二郎は右期限附許諾の知通を発した。 よつて向井裁判官は同年二月二十三日の本会議におい、 内閣は右期限附許諸の対通を発した。 よつて向井裁判官は同年二月二十三日の本会議におい、 内閣は 古れが即日執行され有田は引続をした。 よって向井裁判官は同年二月二十三日の本会議におい、 内閣は これが即日執行され有田は引続を削水は 同本ので、 内閣は これを乗

によつて明白である。 護人から疏明書類として提出された 昭和二十九年二月二十三日附官報号外の記載された琥田書類として提出された 昭和二十九年二月二十三日附官報号外の記載を外方の記載した事実は検察庁から 取寄せた本件勾留に関する書類及び介

ついて倹付れる。 よつて衆議院の逮捕期間を制限してなした 逮捕許諾が法律上有効なりや否やに

場合を除いては今期中その院の許諾がなければ 逮捕されないことを保障している *ħ*: いても苟も犯罪捜査権あるいは 司法権の行使を誤り又はこれを濫用して国会議員 所以のものは、 れないことを規定し、 適法性及び必要性を判断する権能を与えたものと解しなければならない。 の適法性及び必要性の明確な場合を除いて 各議院自らに所属議員に対する逮捕 職務の遂行を不当に阻止妨害することのないよう、 院外における現行犯罪等逮 一会の審議に当つている議院の職務を尊重し、 適法にしてその必要性の明白な場合においても なお国会議員なるの故をもつて 憲法第五十条が両議院の議員は 法律の定める場合を除いて 国の立法機関である国会の使命の重大である点を考慮して、 国会法第三十三条が各議院の議員は院外における現行犯の 議員に犯罪の嫌疑がある場合にお 国会の会期中康 現に 捕

> ことによつて明確である。 院外における現行犯罪の場合には議院の許諾なくして 逮捕し得るものとしている適正なる犯罪捜査権あるいは司法権行使を制限し得るものではない。 このことは

に恣意的に行使し得るものではない。 諾として当然なし得られ有効であると主張するのであるが、 逮捕許権はそのようく専権であるから、 これを許諾する場合に逮捕の期間を制限することは部分的許申立人は議院は議員の逮捕を許諾するも 将又これを拒否するもその裁量に基づ

表力至被告人の逮捕勾引勾留等に関する 憲法及び法律の諸規定を無視して をもつて勾留の期間を変更することに可能であるけれども、 特定の議員を勾留す をもつて勾留の期間を変更することに可能であるけれども、 特定の議員を勾留す をもつて勾留の期間を変更することに可能であるけれども、 特定の議員を勾留す をもつて勾留の期間を変更することに可能であるけれども、 特定の議員を勾留す をもつて勾留の期間を変更することに可能であるけれども、 特定の議員を勾留す をもつて勾留の規定を無視してその勾留期間を変更制限することはできない。 即 る場合に法律の規定を無視してその勾留期間を変更制限することはできない。 即 る場合に法律の規定を無視してその勾留期間を変更制限することはできない。 即 る場合に法律の規定を無視してその勾留期間を変更制限することはできない。 即 る場合に法律の規定を無視してその勾留期間を変更制限することはできない。 即 る場合に法律の規定を無視して も逮捕許諾権は逮捕を許さる。 おより恋に法定期間を短 すべき権能であつて、逮捕勾引勾留等に関する 憲法及び法律の諸規定を無視して すべき権能であつて、逮捕勾引勾留等に関する 憲法及び法律の諸規定を無視して すべき権能であつて、逮捕勾引勾留等に関する 憲法及び法律の諸規定を無視して すべき権能であつて、逮捕勾引勾留等に関する 憲法及び法律の諸規定を無視して すべき権能であつて、逮捕勾引勾留等に関する 憲法及び法律の諸規定を無視して すべき権能であつて、逮捕勾引勾留等に関する 憲法及び法律の諸規定を無視して すべき権能であって、逮捕勾引勾留等に関する 憲法及び法律の諸規定を無視して すべき権能であって、逮捕勾引勾留等に関する 憲法及び法律の諸規定を無視して すべき権能であって、逮捕勾引勾留等に関する 憲法及び法律の諸規定を無視して すべき権能であって、逮捕勾引勾留等に関する 憲法及び法律の逮捕に利力を決定を ものであるが、 ものであるが、 ものであるが、 ものであるが、 ものであるが、 ものであるが、 ものであるが、 ものであるが、 ものであるが、 ものであるが、 ものであるが、 ものであるが、 ものであるが、 ものであるのである。

が、そのことから直ちに 憲法所定の議院の逮捕許諸権が刑事訴訟法の規定を無申立人主張の如く憲法が刑事訴訟法に 優位するものであることは言うまでもな

昭和二十九年三月六日

東京地方裁判所刑事第七部

(判長裁判官 関 谷 六 郎

裁判官 大矢根 武 暗

裁判官 森 網 郎

日米MSA四協定調印

衆院の承認を得た。相とアリソン駐日米大使の間に調印された。なお本協定は三月三十一日わゆる円貨使途協定)投資保証協定とともに、三月八日外務省で岡崎外わゆるMSA協定は、これと関連する農産物購入協定、経済措置協定(い昨年七月から約八カ月にわたつて、日米間に交渉が行われていた、い

日米共同發表

く裝備の返還に關する取極も同時に覆名された。物の購入、經濟措置、 投資保證についての關連三協定及び相互防衛援助協定に基づ名式において日本國とアメリカ合衆國との間の相互防衛援助協定に署名した。 農産 岡崎外務大臣とジョン・M・アリソン米国大使は 本日外務省において行われた署

還のために提供されるべきことを一般的に規定している。 装備で所期の目的に最早必要でなくなつたものは 相互に同意された手續に從つて返れ互助衛援助協定と直接関連する装備の返還に関する取極は、 日本に供與された

農産物購入に關する協定は五千萬ドルを超えない債額の米國餘剩農産物を日本に最近のため、同時のため、大田本に、成りの八〇パーセントは米国により軍事援助計画を実施すの目的のために提供し、残りの八〇パーセントは米国により軍事援助計画を実施すの目的のために提供し、残りの八〇パーセントは米国により軍事援助計画を実施すの目的のために提供し、残りの八〇パーセントは米国により軍事援助計画を実施すの目的のために提供し、残りの八〇パーセントは米国により軍事援助計画を実施すの目的のために提供し、残りの八〇パーセントは米国に教産物購入に必要なドルを支養地では割したのである。同時定によれば米国は農産物購入に必要なドルを支養地では対している。同時定によれば米国は農産物購入に必要なドルを支養地である。

通告を受けた時に發效することになつている。 これらの諸協定は審議のため 國會に提出され米國側が日本側の批准または承認の

日本國とアメリカ合衆國との間の相互防衞援助協定

確信を再確認し、千九百五十一年九月八日にサンフランシスコ市で署名された日本 (国際連合邀章第五十一条に掲げる個別的又は 集団的自衛の固有の権利を有するとの 平和及び安全保障を育成することを希望し、 千九百五十一年九月八日にサンフラン 平和及び安全保障を育成することを希望し、 千九百五十一年九月八日にサンフラン 第のための効果ある方策を推進する能力を高めるべき自発的措置によつて、 国際の 第のためのが原則を信奉する諸国がその目的及び原則を支持して 個別的及び集団的自 日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、 国際連合邀章の体制内において、同憲章

とによりこれらの原則を支持したことを考慮し、その援助の供与を規律する条件を大年の相互防衛援助法及び、改正後の千九百五十一年の相互安全保障法を制定したことができることを承認し、アメリカ合衆国政府が、前記の目的とするところをまた、日本国の第年が、の経済の一般的な条件及び能力の許す範囲においてのみ行は経済の安定が日本国の防衛能力の発展のために 欠くことができない要素であり、する自国の防衛のため漸増的に自ら責任を負うことを、アメリカ合衆国 が 期 待 しと以外に用いられるべき軍備をもつことを常に避けつつ、 直接及び間接の侵略に対する自国の防衛のため漸増的に自ら責任を負うことを、アメリカ合衆国 が 期 待 しと以外に用いられるべき軍備をもつことを常に避けつつ、 直接及び間接の侵略に対する自国の防衛の方が、政策的な条件及び能力の許す範囲においてのみ行は経済の安定が明確を担けつことを、アメリカ合衆国 が 期 待 したにより又は国際連合意章の目的及び原則に従つて 平和及び安全保障を増進することにより又は国際連合意章の目的及び原則に従つて 平和及び安全保障を増進する条件をといる。

「條 ① 各政府は、経済の安定が国際の平和及び安全保障に欠くことができないという原則と矛盾しない限り、他方の政府に対し及びこの協定の両署名政府が永認することがある装備、資材、役務での他の援助を、 両署名政府の間で行うべき細国取決めたいなる援助の供与及び使用も、 国際連合憲章と矛盾するものであつてはならいかなる援助の供与及び使用も、 国際連合憲章と矛盾するものであつてはならない。 アメリカ合衆国政府がこの協定に従つて使用に供するものとする。 いずれか一方の政府が承認することがあるに従つて使用に供するものとする。 いずれか一方の政府が承認することがあるに従って原則と矛盾しない限り、 他方の政府に対し及びこの協定の両署名政府にという原則と矛盾しない限り、 他方の政府に対し及びこの協定の両署名政府にという原則と矛盾しない限り、 他方の政府に対し及びこの協定の両署名政府にという原則と矛盾しない限り、 他方の政府に対し及びこの協定の両署名政府に対し、

定めることを希望して、次のとおり協定した。

- てまならない。 政府も、 他方の政府の事前の同意を得ないでその援助を他の目的のため転用し 和および安全保障を促進するため効果的に使用するものとし、 いずれの一方の ② 各政府は、 この協定に従つて受ける援助を両政府が満足するような方法で平
- を除く)で使用に供される当初の用途のために 必要でなくなつたものの返還をの協定に基いて供与される裝備または資材 (有償で供与される裝備および資材図)各政府は、相互間で合意する条件および手続に従い、 他方の政府に対し、こ

申し出るものとする。

伝して、ことと内収する。 は役務の所有権または占有権を、 これらの援助を供与する政府の事前の同意をは役務の所有権または占有権を、 これらの援助を供与する政府の事前の同意をは一、各政府は、共通の安全保障のため、 この協定に従つて受ける装備、資材また

合意する秘密保持の措置を執るものとする。 は情報についてその秘密の温せつ又はその危険を防止するため、 両政府の間で第三條 ① 各政府はこの協定に従つて他方の政府が供与する秘密の物件、 役務又

と矛盾しない適当な措置を執るものとする。② 各政府は、 この協定に基づく活動について公衆に周知させるため、秘密保持

作成するものとする。 その交換を促進するとともに、 私人の利益を保護し及び秘密の保持を図るものを 所有権及び技術上の知識の交換の方法及び 条件を規定する適当な取極であつて、 第四條 両政府は、いずれか一方の政府の要請があつたときは、 防衛のための工業

政府と他の被援助国との間の同種の協定に基づく資材、 需品、装備および役務を除く)(b) 附属書臣に掲げる日本の租税が、この協定またはアメリカ合衆国に輸入され、またはそこから韓出される資材、 需品または装備に対してその輸出 カカ合衆国政府と他の被援助国との間の 同種の協定に基づいて日本国の領域第六條 ① 日本国政府は次のものを許与するものとする。(a)この協定またはア

資する支出に影響するときは、その租税の免除またはその払もどし。 | 調達のための日本国におけるアメリカ合衆国政府の支出金 または同政府が脱

くアメリカ合衆国政府の対外援助計画に適合して支出されるものを含む**!** 障法またはその後同法を補足し、修正し、 もしくはこれに代るべき法律に基づ 障条約に適合して支出されるもの および改正後の千九百五十一年の相互安全保 われるものとする。 これらの支出金は、日本国とアメリカ合衆国との間の安保 出金または同政府が融資する支出金で ①に定めるもの以外のものについても行 互防衛のための資材、需品、 装備および役務に対するアメリカ合衆国政府の支 関税の免除ならびに附属書Eに掲げ日本の租税の免除および払もどしは、

なされて大使館の長の指揮及び監督の下に行動するものとし、 ものは。日本国政府に対する関係においては アメリカ合衆国大使館の一部とみ 助の進ちよく状況を観察する便宣を 与えられるものを接受すること に 同 意 す 与される装備、 資材及び役務に関するアメリ合衆国政府の責務を日本国の領域 大使館に属する相当級の他の職員と同一の特権及び免除を与えられる。 において遂行し、かつ、 この協定に基づいてアメリカ合衆国政府が供与する援 その職員(臨時に任用される職員を含む) でアメリカ合衆国の国民である 日本国政府は、アメリカ合衆国政府の職員で、 この協定に基づいて供 アメリカ合衆国

ものとする。 びこれに関連がある経費として、 日本国政府はこの協定の実施に関連する アメリカ合衆国政府の行政事務費及 アメリカ合衆国政府に随時円資金を提供する

す限り自国の防衛力及び自由世界の防衛力の発展 及び維持に寄与し自国の防衛能 及び経済の安定と矛盾しない範囲でその人力資源、 負つている軍事的義務を履行することの決意を再確認するとともに、 こと並びに自国政府が日本国と アメリカ合衆国との間の安全保障条約に基づいて ること、 を執るものとする。 力の増強に必要となることがあるすべての合理発な措置をとり、 合衆国政府が提供するすべての援助の 効果的な利用を確保するための適当な措置 日本国政府は、 国際緊張の原因を除去するため相互間で合意することがある措置を執る 国際の理解及び善意の増進並びに世界平和の維持に協同す 施設及び一般的経済条件の許 かつ、 自国の政治 アメリカ

障条約叉は同条約に基づいて締結された取決めを なんら改変するものと解して はならないo この偽定のいかなる規定も、 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保

> 2 この協定は、 各政府がそれぞれ自国の憲法上の規定に従つて実施するものと

第十條 ① 又はこの協定に従つて行われる活動若しくは 措置に関するいかなる事項につい ても協議するものとする。 両政府は、 いずれか一方の政府の要請があつたときはこの協定の適用

討することができ、また、両政府間の合意により改正することができる。 この協定の条項は、 いつでもいずれか一方の政府の要請があつたときは再検

第十一條 ① 定を批准した旨の書面による通告を受領した日に効力を生ずる。 この協定はアメリカ合衆国政府が日本国政府から、 日本国がこの協

る。 ただし第一条②、③及び④の規定並びに第三条①及び第四条に基づいて締 結される取決めは、両政府が別段の合意をしない限り、 思の書面による通告を受領した日の後一年を経過するまで、 この協定は、 いずれか一方の政府が他方の政府からこの協定を終了させる意 なお引続き効力を有す 引続き効力を有す

3 この協定の附属書は、この協定の不可分の一部とする。

④ この協定は、国際連合事務局に登録するものとする。

以上の証拠として、 署名のために正当に委任された両政府の代表者は、この協定

に署名した。

千九百五十四年三月八日に東京で ひとしく正文である日本裔及び英語により本書

付屬書A アメリカ合衆国政府は、この協定の実施に当り、 日本国および他 二通を作成した。 ことを、ならびに日本国の防衛生産の諸工業に情報を提供し、 使用に供すべき需品および装備を実行可能な場合には 日本国内において調達する およびその諸工業 心の国

の防衛能力の発展にいちじるしく容易になるべきことを述べた。 が日本国の防衛生産の諸工業の資金調達を援助するよう考慮するならば、 るものとする。 この点に関連して、日本国政府の代表者は、アメリカ合衆国政府 の技術者の訓練を促進することを、 他の条件の許す範囲内で、できるだけ考慮す

付屬當B 政府の間に十分な連絡手段を設けることが望ましいことを認める。 いては、 両政府は、アメリカ合衆国による日本国内における臨達を容易にするため、 日本国政府が第三条―に従つてとることに同意する 秘密保持の措置 アメリカ合衆国において定められている秘密保護の等級と同等のものを jūj

確保するものとし、

85

日本国が受領する秘密物件、役務又は情報についてはアメリ

外の者にその秘密をもらしてはならない。 力合衆国政府の事前の同意を得ないで、 日本国政府の職員又は委託を受けた者以

u° 準化を達成するため、 実行可能な共同措置をとることが望ましいこと に 同 意 し。 この協定に基づいて供与される 援助の効果的な使用及び維持を促進する程度の標 行屬書C 両政府は、標準化の原則から生ずる利益を認めて、 型及び品質に関し、

府と協力するものとする。 易を統制する措置をとることについて、 アメリカ合衆国その他の平和愛好国の政付屬書D 日本国政府は共通の安全保障のため、 世界平和の維持を脅かす国との貸

もどしを許与するための手続につき合意するものとする。 条に定める支出金について適用があると認められるものに関し、 免除及び払い図 両政府はこの付属書に明示していない 日本の現在のまたは将来の租税で第六

の適当な証明がある場合に行われるものとする。③ 日本の租税の免除及び払いもどし並びに関税の免除は、 アメリカ合衆国政府

年 Nukkuntoの付属書は(a)日本国の法令で定める 関税及び内国税の免除に影響を及ぼすものとめに従つて日本国の法令で定める 関税及び内国税の免除に影響を及ぼすものというの免除を必要とするものと解してはならず、 また(b)日本国とアメリカ合衆の)第六条及びこの付属書は(a)日本国の法令で定める 輸入または輸出の手続

らないことに同意する。 かつ日本国政府に不当な負担となつてはなが合理的なものでなければならず、 かつ日本国政府に不当な負担となつてはなりカ合衆国政府の職員に対して日本国政府が与えるべき便宜に関し、 その便宜するアメリカ合衆国政府の責務を第七条に従つて 日本国において遂行するアメータの政策によって供与される援助の進ちよく状況を観察

②「両政府は、 前記の職員で外交特権を与えられるべきものの数をできるだけ少

相当級の職員の地位と同一であることに同意する。 館の一部とみなされるものの地位が、 在日本国アメリカ合衆国大使館に属する③ 「両政府は、 アメリカ合衆国の国籍を有する前記の職員でアメリカ合衆国大使

当眩職員は、次の三等級に区分される。

あつたときは、完全な外交官たる地位を認められる。 先任将校ならびにこれらの者の次席者は、 アメリカ合衆国政府の適当な通告が、 ののののでは、 アメリカ合衆国政府の適当な通告がので、 同大使館に配属される最上位の将校ならびに陸軍、 海軍および空軍各部の

(b) 第二の等級の職員は、国際慣習により同大使館の特定の等級の職員に認め(b) 第二の等級の職員は、国際慣習により同大使館の特定の等級の職員に認めている特権および治費のため日本国内に輸入する 私有財産に対する関税もしくは類的使用および消費のため日本国内に輸入する 私有財産に対する関税もしくは類的使用および消費のため日本国内に輸入する 私有財産に対する関税もしくは類的使用および消費のため日本国内に輸入する 私有財産に対する関税もしくは類的使用および消費のとする。アメリカ合衆国政府は、第二の等級の職員にごの外、公文書の捜索および判費のため日本国の民事および刑事の裁判権からの除外、公文書の捜索をは、外交官用自動事登録番号標、外交団名簿への記載、社交的儀礼その他の外、公司の公司の等級の職員に認め、外交官にも地位に伴なう特権および儀礼を辞退することができる。

価額を必要の最小限に制限することに同意する。 付屬書G ① 両政府は日本国政府が第七条の規定に従つて 随時提出すべき経費の「(c)第三の等級の職員は、同大使館の書記と同等の地位を認められる。

ことに同意する。 必要なかつ適当な不動産、備品、 需品および役務を使用に供することができる必要なかつ適当な不動産、備品、 需品および役務を使用に供することができる。 両政府は、また、日本国政府が、 ①の規定に掲げる経費を提供する代りに、

担を考慮に入れた上、両政府の間で合意すべきことに同意する。 ての日本円の価額については、 同政府が使用に供する金銭以外のものによる負③ 両政府は、 日本の毎会計年度において日本国政府が提供すべき金銭負担とし

の価額がその期間において同政府が使用に供する 金銭以外のものによる負担を日までの最初の期間において日本国政府が提供すべき 金銭負担としての日本円⑤ 一両政府は、さらに、 この協定の効力発生の日から千九百五十五年三月三十一

考慮に入れて、 三億五千七百三十万円(三五七、三○○、○○○円)をこえない

に基づく装備の返還に關する取極日本國とアメリカ合衆國との間の相互防衞援助協定第一條

① 日本国政府の当局は、完成品計画に基づいて供与される装備及び資材で、日本国政府の当局は、完成品計画に基づいて供与される装備及び資材を②以下の規定に定める手続きに従つてアメリカ合衆国政府に返還することを妨げるものではなく、日本国政府は、その通知を受けたときは、当該装備及と変材を③以下の規定に定める手続きに従って、日本国政府の当局の注意を喚起することを妨げるものではなく、日本国政府は、その通知を受けたときは、当該装備及び資材を③以下の規定に該当すると認める装備または資材について、日本国政府の当局は、完成品計画に基づいて供与される装備及び資材で、日本とに関しアメリカ合衆国政府と協議を開始するものとする。

ときは同顧問団が指定する日本国内の飛行場において、引き渡される。 選送積込渡しにより、 又は自力飛行によつて引き渡すことができる航空機である必要としないときは軍事援助顧問団が指定する 日本国内の積荷地点において内国要とするときは日本国のいずれかの港において船側渡しにより、 国外向け船積を必 アメリカ合衆国政府が権原の取得を承諾した装備 及び資材は国外向け船積を必

とアメリカ合衆国政府との間で合意するところに従つて処分するものとする。政府が再配分し又に返還を受けるためその取得を承諾しないものは、 日本国政府(必要でなくなつたことを 日本国政府が通報した装備及び資材でアメリカ合衆国

(3) 相互防衛援助協定に基づいて供与される装備及び資材の廃品 又はくずについて、日本国の防衛努力又は アメリカ合衆国政府が軍事援助を供与しては、アメリカ合衆国政府に対しこの取極の①に従つて通報し、 且つ、②、③及びは、アメリカ合衆国政府に対しこの取極の①に従つて通報し、 且つ、②、③及びは、アメリカ合衆国政府に対しこの取極の①に従つて通報し、 且つ、②、③及びは、アメリカ合衆国政府に対して、国内、②、③及びは、アメリカ合衆国政府に対して、

4した。 以上の証拠として、署名のために委任された両政府の代表者は、 この協定に署

本書二通を作成した。 - 千九百五十四年三月八日に東京で、 ひとしく正文である日本語及び英語により

農産物の購入に關する日本國とアメリカ合衆國との間

協定

第二條 購入される個々の品目及び個々の取引の条件は、 アメリカ合衆国政府のた五千万合衆国ドル(五○、○○○、○○○ドル)の取引を行うよう努力する。 て、千九百五十四年六月三十日に終 るアメリカ合衆国の現会計年度において総額第一條 両政府は、 改正後の千九百五十一年の相互安全保障法第五百五十条に従つ

る。 めに対外活動庁が定める手続に従つて、 随時両政府の間で合意される もの と す

のと了解される。 たは他の友好国の通常の市場取引を排除し、 またはこれに代替してはならないも第三條 - この協定に従つて取得されるべき商品の購入 及び利用はアメリカ合衆国ま

を積立てるものとする。は、日本銀行に設けられる アメリカ合衆国政府の特別期定に日本円による等価額は、日本銀行に設けられる アメリカ合衆国政府の特別期定に日本円による等価額支出するものとし、日本国政府は、 その合衆国ドルの支出の通告があ つ た とき第四條 - アメリカ合衆国政府は第二条にいう個々の購入のため 必要な合衆国ドルを

第六條 この協定の実施のため必要な細目取決めは、 両政府の間で合意されるもの第四条に定める通告を受領した時に実施されているものでなければならない。相場が設けられない限り、 合衆国ドルに関して日本国政府が定める公定平価で、第五條 積立てられる日本円に対する合衆国ドルの為替相場は 公定の複数基準為替

ずる。 とを通知する日本国政府の公文を、 アメリカ合衆国政府が受領した日に効力を生第七條 この協定は、 日本国がその国内法上の手続に従つてこの協定を承認したこ

とする。

に署名した。 以上の証拠として、 署名のために正当に委任された両政府の代表者は、この協定

農産物の購入に關する日本國とアメリカ合衆國との間の協定に關す

る合意された公式議事錄

るものであることが了解される。「基準相場」の語は当該相場と、 為替の通常の売買相場と区別するために用いられ「基準相場」の語は当該相場を、 為替の通常の売買相場と区別するために用いら語 句 中第五条における 「公定の複数基準為替相場が設けられない限り」 という語 句中

經濟的措置に關する日本國とアメリカ合衆國との間の協定

第一條 ける特別勘定に積立てられる円資金を、 購入に関する日本国とアメリカ合衆国との間の 協定第四条の規定に基づいて設 次の目的のために使用するものとする。 アメリカ合衆国政府は千九百五十四年三月八日に 東京で署名された農産物 合衆国の関係法令の規定及び条件に従つ

- 1 定から円価額を日本国政府に贈与するものとする。 その贈与の合計額は、前記 ○○○ドル)に等しい円価額をこえないものとする。 額の二〇%の額とする。 ただし、その額は、一千万合衆国ドル(一〇、〇〇〇、 の協定に基づいて行われる取引の結果として生ずる 当該特別勘定の積立金の総 増強に資する他の目的のため、 相互間で合意する条件に従つて、前記の特別勘 アメリカ合衆国政府は、 日本国の工業の援助のため、及び日本国の経済力の
- (2) ることができる。 本国内における物資及び役務の調達のため、 アメリカ合衆国政府は、 アメリカ合衆国の軍事援助計画を支持するための日 当該円資金の残額を自由に使用す

る円価額を積立てる特別の勘定を設けるものとする。 日本国政府は、 アメリカ合衆国政府が日本国政府に対し行う贈与から生ず

第三條 改正後の千九百四十八年の経済協力法第百十一条(B)③の協定に基づくアメリ 与するものであることが合意される。 カ合衆国による保証は、 日本国において アメリカ合衆国の国民が行うことがある私的投資に対する その私的投資を促進し、及びこの協定の目的の達成に寄

第四條 るものとする。 この協定の実施のため必要があるときは 両政府の間で細目取決めを合意す

第五條 この協定は、 とを通知する日本国政府の公文を、 日本国がその国内法上の手続に従つてこの協定を承認したこ アメリカ合衆国政府が受領した日に効力を生

に署名した。 以上の証拠として、 署名のために正当に委任された両政府の代表者は、 この協定

ひとしく正文である日本語及び英語により本

千九百五十四年三月八日に東京で、

經濟的措置に關する日本國とアメリカ合衆國との間の協定に關する

第一 条②における「自由に」とは、 合意された公式議事録 この協定の適用上、四千万合衆国ドルに等し

> 国の需要について十分な考慮を払わなければならないことが了解される。 資金の使用に当つては、 日本国政府と協議して国内使用及び商業輸出に対する日 ることが了解される。 また、その利用については、アメリカ合衆国政府は、 い価格をここえない円資金の使用の方法が 自由であることを意味するものと解釈す その円

公 文

本国とアメリカ合衆国との間の協定に言及する光栄を有します。 書簡をもつて啓上いたします。 本大臣は、本日署名された投資の保証に関する日

の特定の承認を受ける必要があるものと了解いたします。 する投資のおのおのは、 アメリカ合衆国政府が当該保証を与える前に、日本国政府 日本国政府は、アメリカ合衆国の国民が行い、かつ、 アメリカ合衆国政府が保証

日本国政府は、また、

外資に関する法律ならびに外国為特および外国貿易管理

す。 の規定および条件に基づき交換可能な円価額の交換の申請を 日本国政府が拒否した に対する請求を提起させる目的をもつて、 作成されるものであると了解 いた しま との証拠が提出された場合に限り、 保証を受けている投資家にアメリカ合衆国政府 に基づいて認可された投資に適用される交換不可能性に対する保証契約は、 両法律

ば幸であります。 貴国政府もまた前配のことを了解されるときは 閣下がその旨を書簡で確認されれ

本大臣は、 以上を申し 進めるに際し、 ここに重ねて開下に向かつて敬意を表しま

昭和二十九年三月八日

す。

外務大臣 岡 lii) 勝

男

本国駐在アメリカ合衆国特命全権大使

ジョン・N・アリソン閣下

書簡をもつて啓上いたします。 本使は、 千九百五十四年三月八日付の閣

下の次の書簡に言及する光栄を有します。 本大臣は、 本日署名された投資の保証に関する日本国とアメリカ合衆国との間

する投資のおのおのは、 協定に言及する光栄を有します。 日本国政府は、アメリカ合衆国の国民が行い、 かつ、アメリカ合衆国政府が保証

特定の承認を受ける必要があるものと了解いたします。 日本国政府は、また、 アメリカ合衆国政府が当該保証を与える前に、 外資に関する法律並びに外国為替及び外国貿易管理法に基 日本国政府

貴国政府もまた前記のことを了解されるときは、 閣下がその旨を書簡で確認される請求を提起させる目的をもつて、作成されるものであると了解いたします。拠が提出された場合に限り、 保証を受けている投資家にアメリカ合衆国政府に対す定及び条件に基づき交換可能な円価額の交換の申請を 日本国政府が拒否したとの証づいて認可された投資に適用される交換不可能性に対する保証契約は、 両法律の規

- 本使は、 閣下の前記の書簡に述べられている日本国政府の了解を本国政府のためれば幸であります。

本使は、以上を申し進めるに際し、 ここに重ねて閣下に向かつて敬意 を 表 し まに確認いたします。

日本国外務大臣 三岡崎 勝 男 閣 下

昭和二十九年三月八日

ジョン・M・アリソン



室だより

)新購入圖書紹介 名

明治大事件史 植民地従属国の歴史 I

1

会 ŀ 宣点 澎

カルビンスキー 木

交鈴植 省

日本農業のすがた

競争入札と談合.

東畑精一牧野良三

愛は死をこえて

エヴェレスト登頂記

便

近代日本政党史

日本新聞年鑑 昭二十九年版

親族法 上•下

保全訴訟の基本問題

図書館ハンドブック

一九五二年

電源開発に伴う水没補償要綱の解説

第一卷

書

整

理法

. Æ

北海道の経済と財政

エヴェレストへの闘い

 安部
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市

字同

明解

国語辞典

源

ドイツ経済の奇蹟

の

政 治

日本資本主義講座

同同

第第

巻 答 Ϋ́ 答

路実篤 秀 雄他

第五巻 第三卷

小

第二十八卷 第二十五巻 十三巻

上 郎他 第 第

ti

英国憲政の理論と実践(内閣篇) 日本国勢図会 労働経済四季報 第二集

昭和二十九年版

字佐美 誠 次 郎

財界変動史

上

世界美術全集

23

日本国憲法 災害補償法

解説 法と国家権力 続日本の貞操 経済統計

高済橋野

雄所学浩 郎

研

朝究大

長期 信用 銀行 明治初年農民騒擾録 強制執行法要論

田藤

交四郎

地方自治年鑑 都 地方自治と予算 īļī 社会学 九五四年版

磯

英

貨幣の綜合理論 日本農業流本

世界大思想全集 第二十卷

第二十八巻

北

·16 工場通覧

詩談

大人名事典 社会保障年鑑 世界資源年鑑

簡 野 道 リルスデー リストット サキイガー

晃訳

小 堀公通浪 有 金田一 江益 沢 事産 京 助明

> 口本鳥類図説 日本獣類図説

丸 挙 肦

法思想家葬 六 運送法の理論と実際 空中運送法論 一日一言集 法 と規則 冷水害地特別措置法 全書

全訂最新 貿易の実務 地方自治会計実務講座 日本都市生活の源流 昭和二十九年版 第四卷 一九五四年版 昭和二十九年版 一九五四年版 第一巻 小 宮町 井 詂 黑 田調通伊 井 佐

現代日本の百人

下 中 弥三郎 連 合 会 健康保険組合 村在 統強 計 通産省 馬村近 膀 髙 土 加 綇 谷 麥 111 上 原 田瀬 通 三 以謙清之郎 栄誠郎 別 喜之助 滅 世 商 局 鼎 臣 助 信太郎 亀 喬 安 Œ 礼 茂局省哉 吉 蔵 雄

労働基準法の解説

第二十九

愗

纐

第三十巻 第三十一巻

公共企業体労働関係法の解説 松寺

大 尾経一水 下 兼

一 郎

万太 体系 外国為替事典

日本貝類図鑑 資源植物事典 帝国議会の歴史と本

九五四年版

(行政篇)

〇各官公廳その他よりの受贈圖

報告書北海道物産斡旋東京事務所 ついて 国会法をめぐる問題点に 物産斡旋事務所報 東道 京物 事産 務斡

所旋

欧米諸国の国会をみて 地方議会の組織及び運営 No. No. 14 13 间 全国議長 緑風会政

l's

調

扩

北

海

北 北

捕

道

会

事

間 通産省公

7||4

業

缒 読

新生活読本北の生活におくる 北海道農業協同組合年鑑 学する食生活 同社道道 会教同 注 会 育 和 を

三年度

文部省大 学 学

術

省 局

務

林業試験場研究報告

No. 64

農林省林 業

เมื่อนี้ เกิด

騎

場庁

教委會

課会社

郵政 統

計 報

月

水

産

脖

岡山県議会報 長野県議会資料

五号 三十号

山形県議会月報

月号

務

育員

通信

飮

月

0

青年 学級調査 二十七年度 (大産業教育調査報告 郵政 統 計 疟 報 二十七年度 (大学、短大) 山 文部省調查局統計

御料地農林地における農地改革計表 二十七次農林省統 二十七年狩 猟 法 規 道統農林 農計農 地間農 。 展 開 は 野 拓產経 局 部 部部局庁 省

れらは自治をこう主張する 二十九集~三十一集 道 全 外 総 務 国 務 省 部地 紨 方課 솘

不良化児童を援助するには

道

生

農林 統

計

調

査

林

炭需給統計月報

뚚

一十八年度版 道教育委員会行政課 道 道 造 総 務 林 部 振 興協 企 画 숲 会 室

北海道山林史余録 北海道学校一覧 二

町

概

海道科学技術白書

水

統

ii:

神奈川 北海道史料所在目録 ガス事業調査月報 県 会史 第二巻 二月号 八九十 神奈川

第四

集

道

部

企

Œi

海道労働経済 自 治 二月号 四十 九号 春 北 海 警 友 紀 札 幌 警 秀 管 一 秋 道立労働科学研究所 編区 集本

教育委員会月報 二月号 十一月号 月号

報 十一、十二、一月号 十二、一月号 一月号 十二月号 水 郵政省経理 后統計課 查計 有 部課省局省省 庁

農林水產統計月 月 報十一、十二月号 十一、十二月号 十月号 十二、一月号 十二、一月 一、十二月号 農 農林省統 通 郵政省人 事 電 外務省情 気通 崖 信施設局 生産 計 報 能率 文化局 調 查 省

通産 統

部

郵施

十一月号 九、十月号 十、十一月号 十月号 間 同 同 同 通官通通 n 房 調産 産査

統大

81

機械統

H

月

報

十、十一月 月 司

十月

石炭生産統計月報 コークス統計月報 非鉄金属製品統計月報 鉱山製錬統計月報 非鉄金属需給統計月

> 道農業改良普及協会出版株式会社版株式会社版株式会社 議会事務 ,百貨店販売統計月報 計

会部部会 群馬県議会時報 雑貨統計月 紙パルプ統計月報 鳥取県議会月報 栃木県議会月報 神奈川県議会月報 報 十一、十二月号 九、十月号 [ii]一月号 十月号

福岡県議会月 熊本県議会 山口県議会月報 + 三十一号 二十四号 一月号 月号

六卷一号 神奈川県議会事務局 駐 野 戸 熊本県議 鳥取県議 群馬県議 栃木県議 iii 福岡県議 山口県議 (野県議 県議 会事 会事 会事 会事 会事 会事 会 会 事 # ·務局 務局 務局 務 務 伤 粝

إذا 周

一月号 +,+ Ħ 号 同官通同 同 調産

房

飵

#

統大

部臣

省

〇本道駐留米第一騎兵師団司令部、日本人労務者二百八十七名解雇発表。(十五

日解雇撤回、米第七師団最高司令部直轄の十三名は除く)

1

○第十回米州会議開かる(会期三週間)

○米下院で拳銃乱射事件。

〇二十九年度予算案、衆院予算委通過

3

○ア米大統領、マッカーシー議員の行動非難声明を発表。

○予算案、三派修正通り衆院通過(賛成三○三、反対一四三)

○道内中小炭鉱Aブロックの新賃金交渉妥結、スト中止指令。 ○ラニエル仏首相、国民議会で、インドシナ戦争休戦条件を明示。

○東京地裁、有田氏の準抗告を棄却。

○大相撲春場所始まる。(大阪)

○大手十五社炭労争議妥結。

7

○ソ連赤十字衽より「三月十七日貴船のナホトカ到着期待す」との入電あり。

○東京地裁、勾留延期申請却下、有田氏釈放さる。

○宗谷海域で、漁船四隻捕獲さる。

8 ○MSA協定調印、日米共同声明を発表。

〇休会明け道議再開。

○仏外相と西独首相、ザール問題で会談、欧洲化方針に意見一致。 ○ア米大統領、議会に対し「相互安全保障計画報告」を送り、日本の自活を強調。

〇サン・ローラン加首相、京城から来口。

10 9

○ア米大統領、インドシナ戦線について「米国は憲法上の手続きにより議会が宣

戦しない限り戦争に巻込まれるようなことはない」旨言明。

○札幌市第一回定例議会開会。

11

○モロトフ、ソ連外相、モスクワ市選挙区でソ連の外交政策について演説。

○第二十五回宮様スキー開幕。 (三笠宮御来道)

12

○利尻島、鴛泊にて二十八棟焼く。 ○自由党の憲法、外交両調査会発足。

14 13 ○公開繰替授業実施。 ○興安丸門司港出港。

北

(第六卷第四號)

昭和二十九年四月二十日

海 道 議 時 報

北 海 道 議 会 事 務 局 譋 查

課

編

集

電 道 話 議 会 事 務 局

発

行

北

海

六 九 九 番

2

○ソ連最高会議議員総選挙。

15 ○札幌市、騒音防止条例施行。

○高松宮空路御米道。

○首切り撤回と年度末手当○・五カ月分要求の国鉄労組、五割休暇に突入(十九 日〇・三カ月分にて妥結。

○ウイルソン米国防長官、上院蔵出委員会で、「ニュールック国防計画」につい ○日本芸術院昭和二十八年度恩賜賞、沼田 本画)小絲源太郎(洋画)清水多嘉示(彫塑)山崎賞太郎(漆芸)楠部 弥式 (陶芸)小宮豊隆(評論)茂山弥五郎(能狂言)坂東寿三郎 一雅(陶芸)芸術院賞、金島桂萃(日 (歌舞伎)決定。

16 ○漁船、ビキニ水爆実験に遭遇の旨判明(三月一日頃)

○年度末手当○・五カ月分要求と人員整理反対の全逓従組二割休暇に突入。

○ダレス米国務長官は「ア米大統領は北大西洋条約などの安全保障条約により、 る」旨言明。 ロンドンやパリが攻撃された場合、 即時報復攻撃を行う権限を付与されてい

○ソ連赤十字社渉外部長「ソ連にまだ抑留されているのは、千四十七名の戦犯 だけである」旨を言明。

〇米、ビキニ被爆事件を重視、日本と共同調査の旨国務省声明発表。

17

○ソ連、中共とジュネーヴ会議同意。

18

○全専売労組、業績手当一カ月分要求、無期限超動拒否。

19 ○ビキニ被爆事件についてアリソン米大使、 の援助を行う旨声明。 至当な賠償の用意、 医療に最大限

○英ポンド勘定変更を発表。

○文化財保護委員会、新国宝を指定発表。

○西独上院、憲法改正案を承認。

○興安丸舞鶴入港。

20

○第三次補正予算衆院通過。

〇全道庁職組札幌地区協議会、 行政整理に伴う首切り反対総決起大会。

○衆院、文相不信認案否決。

○米政府、マーシャル群島の危険区域拡大通告。

○大蔵省、英ポンド建為替相場改訂を発表、即日実施へ一ポンド干十三円四十銭)

○将介石氏第二代総統再選。

22

○米陸軍省で、全将校に「忠誠誓約」命令を発す。

23 〇日、仏貿易計画に調印。

○ソ連、西欧との軍事条約について、アラブ諸国に対し警告。

○「日本人漁夫の被災事件は誇大に伝えられている」旨のパストア報告を、 下両院合同原子力委員会に正式発表。

○駐独米英仏高等弁務官府、西独憲法改正案を条件付にて承認。

○アリソン米大使、被爆事件の補償金暫定支払の権限を 米政府から与えられた

旨を声明。

25 24

○鰊初漁、浜益沿岸約二百石

○ソ連、東ドイツ政府の管理を即時終結する旨発表。

26 ○教育二法案修正にて衆院通過。〈賛成二五六、反対一三七〉

○英労働党原子兵器実験は国際法違反である旨、チャーチル首相に申入れ。

○留萌市長、橋本作市氏当選。

欧洲軍の枠内で西ドイツの再軍備を認める憲法改正案に署名し

〇西独大統領、

27 ○東独首相、主権回復を正式声明。

○衆院、税制改正案可決。

29 28 ○協同議員俱楽部発足。 ○南方漁場に鰊の大群来。

〇三次補正予算案参院通過成立。

〇米原子力委員会は 「二十六日太平洋の実験区域で第二回の水爆実験を実施し た」と発表。

○首相邸(大磯)に小包でダイナマイト(脅迫状同封)

30

○ア米大統領、対外経済政策に関する特別教書を議会に提出。

31 ○都築博士、赤十字国際会議に出発。 ○英首相、水爆問題で演説。

○衆院MSA協定承認。

〇日加通商協定調印。

○仏外務省は「米英仏の各駐ソ大使は、モロトフソ連外相より、 討する」旨の覚書を受取つたと発表。〈米拒否を声明 案の全欧州安全保障条約の計画に参画同意するならソ連はNATO加入を検 三国がソ連提